租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき 実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たす ために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3~5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等(政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等)、有効性等(適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等)、相当性(租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等)等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画(令和4年3月31日変更)及び令和4年度国土交通省事後評価実施計画(令和4年3月31日変更)に基づき、令和5年度税制改正要望にあたって、17件の事前評価を実施するとともに、1件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

| | 事前評価 | ページ |
|----|---|-----|
| ([| 国土政策局) | |
| 1 | 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | 1 |
| 2 | 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | 12 |
| 3 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | 22 |
| 4 | 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の 延長 | 31 |
| 5 | 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設 に係る特別償却制度の延長 | 39 |
| (> | 下動産・建設経済局) | |
| 6 | 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の 延長 | 45 |
| 7 | 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長 | 54 |
| (書 | 都市局) | |
| 8 | 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長 | 60 |
| 9 | 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 | 71 |
| 10 | 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延 長 | 81 |
| (| 自動車局) | |
| 11 | 自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し | 89 |
| (; | 毎事局) | |
| 12 | 船舶に係る特別償却制度の延長 | 95 |
| 13 | 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置 の延長 | 106 |
| 14 | 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の延長 | 116 |

(港湾局)

| 15 | 港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例 措置の延長 | 121 |
|----|---|-----|
| 16 | 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税 の特例措置の延長 | 127 |
| (舟 | 航空局) | |
| 17 | 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延 長 | 135 |
| | 事後評価 | ページ |
| (者 | 都市局) | |
| 1 | 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業の 規定による換地処分により、土地等を取得する場合) | 144 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 政策評価の対象とした政 | 策 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 |
|--|--|
| の名称 | の延長 |
| 2 対象税目 ① 政策評価 | の (法人税:義)(国税 26) |
| 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) |
| ② 上記以外 | カ 所得税:外 |
| 税目 | |
| 3 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第 |
| | 9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業 |
| | 振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大 |
| | 臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製 |
| | 造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増 |
| | 償却を認めるもの。 |
| | 割増償却期間: 5 年間 |
| | 償却限度額:機械・装置 普通償却額の 32% |
| | 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% |
| | 《要望の内容》 |
| | 本租税特別措置の適用期限を、令和6年度末まで2年間延長する。 |
| | 《関係条項》 |
| | •半島振興法 |
| | 第9条の2、第16条 |
| | •租税特別措置法 |
| | 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 |
| | •租税特別措置法施行令 |
| | 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第26項、 |
| | 第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第27 |
| | 項 |
| 5 担当部局 | 国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室 |
| 。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | + 証体中期,今和4年8月 |
| │ 6 | 寸 │評価実施時期: 令和4年8月 │ 分析対象期間: 令和元年度~令和6年度 |
| | |
| 7 創設年度及び改正経緯 | 昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 |
| | |
| | 平成2年度 適用期限の2年延長 |
| | 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) |
| | 平成6年度 適用期間の1年延長 |
| | (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) |
| | 平成7年度 適用期限の2年延長 |
| | 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) |
| | 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100) |
| | 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100) |

| | | 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100) |
|---|-------------|---|
| | | 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) |
| | | 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) |
| | | 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域 |
| | | に類する地区:建物等7/100) |
| | | 平成19年度 適用期限の2年延長 |
| | | (旅館業:建物等7/100→6/100 2,000万円超) |
| | | 平成21年度 適用期間の2年延長 |
| | | 平成23年度 適用期限の2年延長 |
| | | 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 |
| | | 平成25年度 割増償却へ改組 |
| | | 旅館業、情報サービス業等の追加 |
| | | 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) |
| | | 平成27年度 適用期限の2年延長 |
| | | 平成29年度 適用期限の2年延長 |
| | | 令和元年度 適用期限の2年延長 |
| | | 令和3年度 適用期限の2年延長 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 2年間(令和5年度~令和6年度) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸 |
| | | から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が |
| | | 加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地 |
| | | │ 域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等 │ 販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行 |
| | | 販売業、旅館業、情報が一て入業等の振典を図り、雇用の確保を1] い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 |
| | | 《政策目的の根拠》 |
| | | ○半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) |
| | | (目的) |
| | | 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活 |
| | | 環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域 (架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同 |
| | | じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な |
| | | 特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて |
| | | 半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の |
| | | 均衡ある発展に資することを目的とする。 |
| | | (税制上の措置) |
| | | 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定 |
| | | めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 |
| | | 〇経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) |
| | | (令和4年6月7日閣議決定) |
| | | (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 温味地域の熱性の熱性をいかした地域では、高速地域の熱性を対象性を対象 |
| | | 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地 域対策に取り組む。 |
| | | ペンストルンルエン。 |

| | | 2 | 政策体系に | 政策目標: | 7: 都市 | 再生•地均 | 或再生の推 | 推進 | | | |
|----|-----|---|-------|--|------------------------|---|------------------|---------------|----------|----------------|--|
| | | | おける政策 | 施策目標:: | 25: 都市 | 再生•地均 | 或再生を推 | 進する | | | |
| | | | 目的の位置 | 業績指標: | 79: 半島 | 地域の総 | 人口におり | ける社会増 | 曽減率に係 | る過去 | |
| | | | 付け | | 5ヶ | 年平均と0 | D比 | | | | |
| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特別 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 | | | | | | |
| | | | びその実現 | 雇用の確保 | を行い、 | 告年層の人 | L 口流出 σ |)抑制、地 | 域経済のス | 舌性化を | |
| | | | による寄与 | 図る。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | (測定指標) |) | | | | | | |
| | | | | 半島地域に | おける社会 | 会増減率に | こ係る過去 | 5ヶ年平5 | 匀との比を | 毎年度 | |
| | | | | 1.00未満と | する。(たた | ごし、過去5 | 5ヶ年平均 | が正の値 | であるとき | は1.00 | |
| | | | | 超) | | | | | | | |
| | | | | ※社会増減 | 뷫率∶社会坮 | 曽減(他地 | 域からの | 転入から他 | 也地域への | 転出数 | |
| | | | | を差し引 | いたもの) | を、期間の | 期首人口 | で除したも | もの | | |
| | | | | ※半島地域 | はにおける | 社会増減基 | 率はこれま | で負の値 | であったこ | とから、 | |
| | | | | 過去と比 | べて減少 | 幅が縮小す | することを | 目指し、災 | 害や景気 | 動向等の | |
| | | | | 外部要因 | の影響を | 減少させる | るため、過 | 去5ヶ年平 | 均との比 | 較をす | |
| | | | | る。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | (参考指標) | | | | | | | |
| | | | | 本特例措置 | | た企業の新 | 所規雇用者 | 180 人/: | 年*の確保 | を参考 | |
| | | | | 指標として | - | · | | To a constant | | | |
| | | | | ※平成 29 | | | | おいて、ス | 下特例措置 | を適用 | |
| | | | | した企業 | の新規産 | 用者数の | 半均但 | | | | |
| | | | | 《政策目的 | /- | D 414 ## DJ ## | 上字体の法 | 计口插中 | TEI- Lフラ | ₽ <i>⊨</i> \ | |
| | | | | l " - : : : : : : : : : : : : : : : : : : | | HCにより、農 | | | | • - " | |
| | | | | 本行別指 備投資が仮 | | | | • | | | |
| | | | | れ、半島地 | | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | |
| | | | | | | サービス | | | | | |
| | | | | 事業者の競 | | | | | | 0-2 ((| |
| | | | | | | 業の政策 | | | • | る雇用の | |
| | | | | 確保、若年 | | | | | | | |
| | | | | り、定住を仏 | | | | | | | |
| 10 | 有効性 | 1 | 適用数 | 【適用数】 | 3 | | | | | | |
| | 等 | | | | | | | | | 単位:件 | |
| | | | | | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | |
| | | | | | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 | |
| | | | | | (実績) | (実績) | (実績) | (見込) | (見込) | (見込) | |
| | | | | 適用数 | 204 | 171 | 185 | 172 | 163 | 156 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | ※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き | | | | | | | |
| | | | | 取り結果。 | 0 | | | | | | |
| | | | | ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 | | | | | | | |
| | | | | ※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省 の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | _ | | |
| | | | | | |]国会報告) | | | | | |
| | | | | | | でも1件。 | | | | | |
| | | | | 策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数 | | | | | | | |

回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値 を採用している。

- ※ 令和3年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。
- ※ 令和4年度~令和6年度の適用数は、令和3年度の適用数の実績値 を元に試算した見込値となる。
- ※ 算定根拠については別紙参照。

② 適用額

【適用額】

単位:百万円

| | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | (実績) | (実績) | (実績) | (見込) | (見込) | (見込) |
| 法人税 (法人住民税・ 法人事業税) | 1, 748 | 1, 721 | 1, 815 | 1, 687 | 1, 599 | 1, 530 |

- ※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き 取り結果。
- ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一値を採用。
- ※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 204 回国会報告、第 208 回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。
- ※ 令和3年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。
- ※ 令和4年度~令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値 を元に試算した見込値となる。
- ※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。
- ※ 算定根拠については別紙参照。

③ 減収額

【減収額】

単位:百万円

| ı | | | | | | | T T 1 H 731 3 | | |
|---|-------|------|------|------|------|------|---------------|--|--|
| | | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | | |
| | | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 | | |
| | | (実績) | (実績) | (実績) | (見込) | (見込) | (見込) | | |
| | 法人税 | 406 | 399 | 421 | 391 | 371 | 355 | | |
| | 法人住民税 | 16 | 13 | 29 | 27 | 26 | 25 | | |
| | 法人事業税 | 18 | 23 | 29 | 27 | 26 | 25 | | |
| | 計 | 440 | 435 | 479 | 445 | 423 | 405 | | |

- ※ 法人税の減収額については、令和元年度~令和3年度分は国土交通 省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果に より算出、令和4年度~令和6年度分は、令和3年度の値を元に試算 した見込値となる。
- ※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。令和元年度及び令和2年度分の法人住民税・法人事業税の減収額については、租特透明化法に基づく総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の影響額を掲出。令和3年度分は法人税減収額をもとに算出。
- ※ 令和4年度~令和6年度法人住民税・法人事業税については、令和 3年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。
- ※ 算定根拠については別紙参照。
- ※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。

④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》【社会増減率】

単位:%

| | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
|-----|-------|-------|-------|------|------|-------|
| | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
| | (実績) | (実績) | (実績) | (見込) | (見込) | (見込) |
| 増減率 | 1. 15 | 0. 91 | 0. 76 | 0.80 | 0.84 | 0. 90 |

※ 算定根拠については、別紙参照。

就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率としてプラス傾向が続いていたところ、令和3年の実績においては、コロナ禍の影響と推定されるが、0.76と目標を達成したものの、こういった特殊な環境のもとでの数値であることや、過去の傾向を敷衍すると再びプラス傾向となることが見込まれる。そのため引き続き本特例措置におり就業先の確保を行い、UJIターンによる定住人口増を図っていく。

また、本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【新規雇用者数】

単位:人

| | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
|------------|------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
| | (実績) | _(実績) | (_{実績}) | ^(見込) | ^(見込) | ^(見込) |
| 新規 雇用者数 | 270 | 168 | 123 | 175 | 215 | 275 |

| | | | i | |
|----|-----|---|------------------|---|
| | | | ! ! ! ! | ※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き 取り結果。 |
| | | | | |
| | | | | 取り結果を集計した値。 |
| | | | | ※ 令和4年度~令和6年度の新規雇用者数は、令和3年度の実績値を |
| | | | | 元に試算した見込値となる。 |
| | | | | ※ 算定根拠については、別紙参照。 |
| | | | | |
| | | | | 本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開 |
| | | | | 拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現 している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効で |
| | | | | している事業有が複数のる等、投資促進、雇用創山の画面から有効で ある。 |
| | | | | 本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇 |
| | | | | 用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年 |
| | | | | 層の人口流出や地域活力の減少が予想される。 |
| | | | | |
| | | ⑤ | 税収減を是 | 本特例措置による減収額479百万円(令和3年度)に対し、特例措 |
| | | | 認する理由 | 置対象業者においては89,334百万円の設備投資が行われ、また雇用 |
| | | | 等 | も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収 |
| | | | | 増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込 まれる。 |
| | | | | ※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値 |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 | 半島振興施策のうち、産業振興のうち民間事業者の事業立ち上げ |
| | | | 置等による | 期の支援を税制特例で行っているところである。 |
| | | | べき妥当性 | 定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による |
| | | | 等 | 設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は |
| | | | | 当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に |
| | | | : | 国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租 |
| | | | | 税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考える。当措 |
| | | | | 置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって |
| | | | | 効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必 |
| | | | | 要である。 |
| | | 2 | 他の支援措 | 半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業 |
| | | | 置や義務付 | (67百万円(令和4年度当初、国費))がある。 |
| | | | け等との役 | 当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、 |
| | | | 割分担 | 産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地 |
| | | | | 域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一 |
| | | | | 体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 |
| | | | ! ! | これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の |
| | | | <u> </u> | 展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が |
| | | | | 異なることから、両者の間に代替性はない。 |
| | | | | 両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新 |
| | | | | たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた |
| | | | | 場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗 |
| | | | | 効果が生まれることが期待される。 |
| | | | | |

| | ③ 地方公共団 体が協力す る相当性 | 本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。 |
|----|--------------------------|---|
| 12 | 有識者の見解 | _ |
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 令和2年9月(R2国交 07) |

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度 適用実績・適用見込みについて

〇適用実績 (割増償却)

| | 年度 | R 1 | R 2 | R 3 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| | 産業振興促進計画作成市町村数 | 194 | 194 | 194 |
| | 税率 (%) | 23. 2 | 23. 2 | 23. 2 |
| | 適用件数 (件) | 204 | 171 | 185 |
| | うち平成29年度分 (件) | 43 | 35 | 43 |
| 計 | うち平成30年度分 (件) | 56 | 47 | 40 |
| п | うち令和元年度分(件) | 41 | 36 | 35 |
| | 適用額 (百万円) | 1, 748 | 1, 721 | 1, 815 |
| | 減収額 (百万円) | 406 | 399 | 421 |
| う | 適用件数 (件) | 41 | 26 | 34 |
| ち 新 | 適用額 (百万円) | 309 | 153 | 130 |
| 規 | 減収額 (百万円) | 72 | 36 | 30 |

[※]関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計

○適用見込み

| | 年度 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-------------|----------------|--------|--------|--------|
| | 産業振興促進計画作成市町村数 | 194 | 194 | 194 |
| | 税率 (%) | 23. 2 | 23. 2 | 23. 2 |
| | 適用件数 (件) | 172 | 163 | 156 |
| ÷Τ | 適用年次終了分 (件) | 43 | 35 | 30 |
| 計 | 適用額 (百万円) | 1, 687 | 1, 599 | 1, 530 |
| | 減収額(百万円) | 391 | 371 | 355 |
| う | 適用件数 (件) | 30 | 26 | 23 |
| ち 新 規 | 適用額 (百万円) | 294 | 255 | 226 |
| 規 | 減収額(百万円) | 68 | 59 | 52 |

※R4~R6年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和3年度の適用実績について関係道府県 に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

【新規】

R4年度見込み

<適用件数>

- ◎ 令和3年度新規適用件数に過年度の平均(相乗平均)増減率を乗じて算出
- $\{ 34 \times (-10.1 / 100 + 1) \} = 30$
- { R3年度新規適用件数 × (H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率(%) / 100 + 1) }
- ◎ H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率(%)は以下の各年度前年比から算出:-10.10各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、
- さらに100を差し引き平均増減率に変換
 - H29新規適用件数:61 (前年度58 → 増減率:5.2(前年度比:105.2))
 - H30新規適用件数:60 (前年度61 → 増減率:-1.6(前年度比:98.4))
 - R 1 新規適用件数:41 (前年度60 → 増減率:-31.7(前年度比:68.3))
 - R 2 新規適用件数: 26 (前年度41 → 増減率: -36.6(前年度比: 63.4))
 - R 3 新規適用件数:34 (前年度26 → 増減率:30.8(前年度比:130.8))
 - $\{((5.2+100)\times(-1.6+100)\times(-31.7+100)\times(-36.6+100)\times(30.8+100))^{(1/5)}\}$

(件数は関係道府県に聞き取った結果)

<適用額>

◎ 令和3年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

1件あたり適用額: 1,815 (百万円)/ 185 = 9.81 (百万円)

R 4 年度適用見込額 9.81 (百万円) × 30 = 294 (百万円)

1件あたり適用額 : R3年度適用額(計) / 適用件数(計)

R4年度適用見込額: 1件あたり適用額(R3) × R4年度適用見込件数

<減収額>

- ◎ 適用額に税率を乗じて算出
 - *減収額 : 適用額 1,687百万円 × 税率 (23.2%) =391百万円
- ・R5、R6年度見込み
 - <適用件数・適用額・減収額>
 - ◎ R4年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・R4年度~R6年度見込み

<適用件数>

- ◎ 前年度実績(計)と当該年度見込(新規)との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。過年度の適用年次終了件数: 3年度適用件数 × {(100+平均(相乗平均)増減率)/100)}^残余年数R4適用終了分
 - → 平成29年度適用・令和3年度分: 4% (実績値)
 - R 5 適用終了分
 - → 平成30年度適用・令和3年度分 40 × {(100 + H30~R3の平均増減率 -12.7 / 100)}: 35 平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出 {(-6.7+100) × (-16.1+100) × (-14.9+100)) (1/3) }-100
 - R 6 適用終了分
 - → R 1 年度適用・令和 3 年度分 35 × $\{(100 + R 1 \sim R 3 の 平均増減率 -7.6 / 100)\}^2: 30$ 平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1 を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出 $\{(-12.2+100) \times (-2.8+100)\}^{(1/2)}\}$ -100

<適用額>

◎ 令和3年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出 適用見込額 : 1件あたり適用額(R3) × 各年度適用見込件数

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

〇減収額

| 年度 | R 1 | R 2 |
|----------------|--------|--------|
| 法人税 | | |
| 法人税適用額(百万円)A | 1, 748 | 1, 721 |
| 法人税減収額 (百万円) B | 406 | 399 |
| 法人住民税 | | |
| 法人県民税 | | |
| 法人税割標準税率 (%) C | 3. 2 | 1. 0 |
| 適用額(百万円)A×C | 1, 748 | 1, 721 |
| 減収額(百万円)実績 | 4 | 2 |
| 法人市町村民税 | | |
| 法人税割標準税率 (%) C | 9. 7 | 6.0 |
| 適用額(百万円)A×C | 1, 748 | 1, 721 |
| 減収額(百万円)実績 | 12 | 11 |
| 合計 | | |
| 減収額(百万円) | 16 | 13 |
| 法人事業税 | | |
| 標準税率 (%) C | 6. 7 | 7. 0 |
| 適用額(百万円)A×C | 1, 748 | 1, 721 |
| 減収額(百万円)実績 | 18 | 23 |
| 合計 | | |
| 減収額(百万円) | 440 | 435 |

| 年度 | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 法人税 | į | | | | |
| | 法人税適用額 (百万円) A | 1, 815 | 1, 687 | 1, 599 | 1, 815 |
| | 法人税減収額 (百万円) B | 421 | 391 | 371 | 355 |
| 法人住 | 民税 | | | | |
| 法人 | 県民税 | | | | |
| | 法人税割標準税率 (%) C | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1. 0 |
| | 適用額(百万円)A | 1, 815 | 1, 687 | 1, 599 | 1, 815 |
| | 減収額(百万円)B×C | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 法人 | 市町村民税 | | | | |
| | 法人税割標準税率 (%) C | 6. 0 | 6. 0 | 6. 0 | 6. 0 |
| Ì | 適用額(百万円)A | 1, 815 | 1, 687 | 1, 599 | 1, 815 |
| | 減収額(百万円)B×C | 25 | 23 | 22 | 21 |
| 合計 | | | | | |
| | 減収額 (百万円) | 29 | 27 | 26 | 25 |
| 法人事 | 業税 | | | | |
| | 標準税率 (%) C | 7. 0 | 7. 0 | 7. 0 | 7. 0 |
| Ì | 適用額(百万円)A | 1, 815 | 1, 687 | 1, 599 | 1, 815 |
| | 減収額(百万円)B×C | 29 | 27 | 26 | 25 |
| 合計 | | | | | |
| | 減収額 (百万円) | 479 | 445 | 423 | 405 |

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 : 法人税減収額 × 法人税割

 (例:令和3年
 法人県民税
 421
 ×
 1.0
 %
 =
 4
 (百万円)

 法人市町村民税
 421
 ×
 6.0
 %
 =
 25
 (百万円)

法人事業税 421 × 7.0 % = 29 (百万円)

令和2年度以降、法人県民税の法人税割標準税率は1.0%、法人市町村税については6.0%である。 法人事業税の標準税率は7.0%であることから、減収額は法人税減収額の7.0%と計算した。

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度 政策目標及び新規雇用者数の算出方法

| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 社会増減率(A) | -0.460 | -0.468 | -0.528 | -0.500 | -0.505 | -0.541 | -0.588 | -0.488 | -0.402 | -0.406 | -0.410 | -0.415 |
| 過去5ヶ年の社会増減率平均値(B) | -0.433 | -0.425 | -0.445 | -0.477 | -0.492 | -0.492 | -0.508 | -0.532 | -0.524 | -0.505 | -0.485 | -0.459 |
| 政策目標(A)/(B) | 1.06 | 1.10 | 1.18 | 1.04 | 1.02 | 1.09 | 1.15 | 0.91 | 0.76 | 0.80 | 0.84 | 0.90 |
| 人口 | 4,278,339 | 4,225,331 | 4,168,379 | 4,112,364 | 4,054,448 | 3,993,865 | 3,930,038 | 3,871,165 | 3,813,443 | 3,756,241 | 3,699,146 | 3,642,919 |
| 人口変化率 | 1 | -1.24 | -1.35 | -1.34 | -1.41 | -1.49 | -1.60 | -1.50 | -1.49 | -1.50 | -1.52 | -1.52 |
| 社会増減数 | -19,780 | -20,031 | -22,303 | -20,822 | -20,776 | -21,940 | -23,482 | -19,191 | -15,568 | -15,489 | -15,414 | -15,344 |
| 新規雇用者数 | 33 | 117 | 80 | 104 | 233 | 120 | 270 | 168 | 123 | 175 | 215 | 275 |

政策目標値:半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

人口: 平成25年~令和3年は実績値、令和4年~6年については変化率を前年の値に乗じて算出した。

人口変化率: 平成25年~令和3年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和4年~6年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。

社会増減数: 平成25年~令和3年は実績値、令和4年~6年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値(B)を乗じて算出した。

(人口・社会増減数の実績値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より算出)

(社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値)

新規雇用者数:平成25年~令和3年は実績値、

令和4年~6年については、平成25年から平成29年の5ヶ年の平均値と、直前5ヶ年の平均値の比で増減率を算出。算出した増減率を前年の値に乗じ算出した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | すが11世守に徐る政界の争削計画音 | | | | | |
|---|--------------|---|--|--|--|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 | | | | | |
| | の名称 | の延長 | | | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | (法人税:義)(国税 24) | | | | | |
| | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) | | | | | |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 | | | | | |
| | 税目 | | | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 | | | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | | | |
| | | 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が | | | | | |
| | | 策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定 | | | | | |
| | | する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 | | | | | |
| | | 情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割 | | | | | |
| | | 増償却を認めるもの。 | | | | | |
| | | 割増償却期間∶5年間 | | | | | |
| | | 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% | | | | | |
| | | 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% | | | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | | | |
| | | *ダニン・ハロッ ・適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 | | | | | |
| | | ・そのほか、所要の措置を講ずる。 | | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | | | |
| | | ·離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号) | | | | | |
| | | 第 19 条 | | | | | |
| | | ·租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号) | | | | | |
| | | 第 12 条第4項柱書及び表第3号、第 45 条第3項柱書及び表第3号 | | | | | |
| | | ·租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号) | | | | | |
| | | 第6条の3第 14 項第3号、第 15 項第3号、第 22 項、第 23 項及び第 | | | | | |
| | | 26 項、第 28 条の9第 15 項第3号、第 16 項第3号、第 23 項、第 24 | | | | | |
| | | 20 頃、第 20 米の9第 10 頃第3号、第 10 頃第3号、第 23 頃、第 24 項及び第 27 項 | | | | | |
| _ | to y 如 E | | | | | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省国土政策局離島振興課 | | | | | |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期: 令和4年8月 | | | | | |
| | 象期間 | 分析対象期間: 令和元年度~令和6年度 | | | | | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成6年度 創設(製造業のみ) | | | | | |
| | | 平成7年度 適用期限の2年間延長 | | | | | |
| | | 平成9年度 適用期限の2年間延長 | | | | | |
| | | 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) | | | | | |
| | | 平成 11 年度 適用期限の2年間延長 | | | | | |
| | | 平成 13 年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) | | | | | |
| | | 平成 15 年度 適用期限の2年間延長 | | | | | |
| | | 拡充(農林水産物等販売業を追加) | | | | | |
| | | 除外(ソフトウェア業を除外) | | | | | |
| | | 平成 17 年度 適用期限の2年間延長 | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | 平成 19 年度 適用期限の2年間延長 |
|---|--------|---|--|
| | | | 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超 |
| | | | に引下げ) |
| | | | 平成 21 年度 適用期限の2年間延長 |
| | | | 平成 23 年度 適用期限の2年間延長 |
| | | | 拡充(情報サービス業を追加) |
| | | | 除外(農林水産物等販売業を除外) |
| | | | 平成 25 年度 割増償却への改組 |
| | | | 拡充(農林水産物等販売業を追加) |
| | | | 拡充(取得価額要件を2,000 万円超から500 万円以上 |
| | | | に引下げ(資本規模により異なる)) |
| | | | 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離 |
| | | | 島地区に拡充) |
| | | | 平成 27 年度 適用期限の2年間延長 |
| | | | 平成 29 年度 適用期限の2年間延長 |
| | ! ! | | 令和元年度 適用期限の2年間延長 |
| | | | 令和3年度 適用期限の2年間延長 |
| 0 | 適用又は | 延 上 批 思 | 2年間(令和5年度~令和6年度) |
| 8 | 週州又は | 严 区别间 | と中間(7年15年15~7年10年15) |
| 9 | 必要性 | ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等 | びその根拠 | 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利 |
| | | | 用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及 |
| | | | び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確 |
| | | | 保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、 |
| | | | 社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の |
| | | | 進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 |
| | | | そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正する |
| | | | とともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある |
| | | | 自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止 |
| | | | 及び定住の促進を図る。 |
| | | | 《政策目的の根拠》 |
| | | | 〇離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 |
| | | | 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域 |
| | | | の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 |
| | | | 〇経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) |
| | | | (令和4年6月7日閣議決定) |
| | | | (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) |
| | | | 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地 |
| | | | 域対策に取り組む。 |
| | ! ! | ② 政策体系に | 政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する |
| | | おける政策 | 情報の整備 |
| | | 目的の位置 | 施策目標:39 離島等の振興を図る |
| | | 付け | 業績目標:108 離島等の総人口 |
| | | | |
| | | ③ 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | びその実現 | 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 |
| | | 0 | |
| | | による寄与 | 〇離島振興対策実施地域の人口 |
| | | 1 | 〇離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349 千人 → 令和6年度目標値 321 千人以上 〇離島振興対策実施地域の人口 |

| | | | | | | | | | | 1 |
|----|-----|-----------|---------------------------------------|----------------------------------|----------------|------------|-----------------|----------------|------------------|--------------|
| | | | | 平成 30 年度末~令和 2 年度末の離島振興対策実施地域の人口 | | | | | | |
| | | | 前年比の平 | 前年比の平均を乗じて算出した令和6年度末の当該地域の人口推 | | | | | | |
| | | | 計値は 321 | 計値は 321 千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止す | | | | | | |
| | | | るという観 | るという観点から、目標値をその値以上とする。 | | | | | | |
| | | | 【参考指標】 | | | | | | | |
| | | | 本特例措置 | 置を適用 | した企 | 業の新 | 規雇用者 1 | 5 人/年※の | 確保を参 | 考 |
| | | | 指標として掲 | げる。 | | | | | | |
| | | | ※平成 29 年 | ■度から | 令和3年 | ₹度の! | 5ヶ年におい | て、本特例 | 措置を適 | 用 |
| | | | した企業の | の新規雇 | 用者数 | の平均 | 匀值 | | | |
| | | | 《政策目的に | 対する和 | 日税特 | 別措置 | 等の達成目 | 標実現にん | よる寄与》 | |
| | | | | | • . | | て特に重要 | | " | |
| | | | 資を促進でき | | | | | | | |
| | | | 用を促すこと | | | | | | | |
| | | | 口減少傾向 | | | | | | | |
| 10 | 有効性 | ① 適用数 | 〇適用件数 | | - > < 113 × > | | 38,20 | | | |
| 10 | 等 | · /2/1132 | | | | | | | (単位: | · 华) |
| | ,, | | 年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | T |
| | | | | 11, 76 | 1\2 | 110 | (見込) | (見込) | (見込) | |
| | | | 通用件数 | 26 | 26 | 32 | 36 | 41 | 37 | |
| | | | (注)1 R元 | | | | | | | |
| | | | 算出。 | | | 11)坦尔 | への前直で | の唯心音で | ひとに甘爽 | 双飞 |
| | | | | | 47. | ~ 怎~ | た調査の見 | これ ユロルナ 米佐 () | 0件)を甘り | ı <i>-</i> |
| | | | | | | | | | | I~ |
| | | | U, F | (5, KOI | - <i>a</i> , (| . IA . K | 4の見込件 | 数业みと し/ | ٥. | |
| | | | 了答山·瓜和】 | | | | | | | |
| | | | 【算出過程】 | フ / <u>は *</u> ル | DO 45 | ~ ~ WH | * | '牛\ | 田日17 /4 * | *- |
| | | | •R4適用見i | △什釵= | RSDY | つの純和 | 元1十 | 午) 十R4週 | 用兄込件領 | 釵 |
| | | | (新規9件) | | | | | | | |
| | | | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 、7.14 米 ト/ | . 4c +e / | 14014 | たので/88/2 | : 477关旧。 | つ≕用★ <i>!</i> し | L |
| | | | R4の適用見 | | | | よので(関係 | 常和退界への | ひ調金によ | . |
| | | | る)、R5、R6 | も R4 业 | みとし | = ° | | | | |
| | | | | 7 14 华L | D4 4:3 | ~ ~ 4hir 4 | 生 14 坐 / 0 0 | بر بند | m = い /4 : | 4rL |
| | | | •R5適用見i | △仟剱= | R4 <i>D</i> ነላ | つの継ん | 元件致(32) | 午) + R5週 | 用見込件領 | 釵 |
| | | | (新規9件) | | | | | | | |
| | | | - 0 th m = 1 | 7 11 Met | | - 404 | + 11 44 / 0 0 | W \ | | sle L |
| | | | •R6適用見i | △仵釵= | Rbmy | っの継ん | 流件致(28 1 | 午) + R6週 | 用見込件的 | 釵 |
| | | | (新規9件) | | | · /> === | | | | |
| | | | ※算定根拠 | | | | . F == = = = 1 | | - | |
| | | | ※租特透明 | | | | | | | _ |
| | | | 結果に関する | — — | | | | | | |
| | | | | 回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果 | | | | | | |
| | | | をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱 | | | | | | | |
| | | | うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いてい | | | | | | | |
| | | | る。 | | | | | | | |
| | | ②適用額 | │○適用額 | 〇適用額 | | | | | | |
| | | | | 1 | - | 1 | г | (. | 単位:百万 | 円) |
| | | | 年度 | R | 元 | R2 | R3 R | 4 R5 | R6 | |
| | | | | | | | (見 | 込) (見辺 | (見込 | () |
| | | | 適用額 | | 65 | 58 | 57 | 67 | 79 6 | 69 |
| | | | (注)1 R元 | ~R3は、 | 関係者 | 邻道県· | へ行った調 | 査で、確認 | 書に記載さ | きれ |
| | | | | | _ | | _ | | | |

ている取得価額をもとに算出した。

適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を 算出。なお、計算式は以下のとおり。

当初残存価額 x 償却率=普通償却額 普通償却額 x 割増償却率=割増償却額

2 R4は関係都道県へ行った調査の見込み金額を基に算出し、R 5、6は R4の見込み金額並みとした。

【算出過程】

R3適用額=R2適用額(継続)+R3適用額(新規)

R4適用額=R3適用額(継続)+R4適用額(新規)

R5適用額=R4適用額(継続)+R5適用額(新規)

R6適用額=R5適用額(継続)+R6適用額(新規)

【計算式】

取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率

※算定根拠については別紙参照。

③ 減収額

〇減収額

(単位:百万円)

| | | | | | \ I I | |
|-------|-----|-----|-----|------|-------|------|
| 年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| | | | | (見込) | (見込) | (見込) |
| 法人税 | 15 | 13 | 13 | 15 | 18 | 16 |
| 法人住民税 | 1.0 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 1.3 | 1.1 |
| 法人事業税 | 10 | 9 | 9 | 11 | 13 | 11 |

(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。

適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を 算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で 減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。

当初残存価額 x 償却率=普通償却額 普通償却額 x 割増償却率=割増償却額 割増償却額 x 税率(各年度の数値)=減収額

2 計算式は以下のとおり。 適用額×法人税率(23.2%)

※法人税の算定根拠については別紙参照。

また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。

【法人住民税】

減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=法人減収額×県民税率(1.0%)

法人市町村民税減収額=法人税減収額×市町村民税率(6.0%) ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率ー 覧表(総務省自治税務局)」による)

【法人事業税】

減収額=普通償却額×法人事業税率(7.0%)

※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治 税務局)」による)

県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県 及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。

減収額×1.0%(法人県民税率)=法人県民税減収額 減収額×6.0%(法人市町村税率)=法人市町村民減収額 普通償却額×7.0%(都道県の法人税率)=法人事業税

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

〇政策目的の達成状況

(離島振興対策実施地域の人口)

(単位:千人)

| 年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----|-----|-----|-----|------|------|------|
| | | | | (見込) | (見込) | (見込) |
| 人口 | 358 | 348 | 344 | 334 | 328 | 321 |

(注)1 R元~R3は、住民基本台帳の登録人数。

2 R4~R6の算定根拠:H30年度末~R2年度末人口前年比の 平均値 0.979。R2年度末人口 348,875 人(住基人口)に前年比 平均値 0.979を乗じて算出した R3年度末人口 341,857 人(政 策目標値)に前年比平均値を乗じて R4を、さらに前年比平均 値を乗じて R5を、R5に前年比平均値を乗じて R6を算出。

○達成目標の実現状況

令和3年度末の離島人口は344千人で、令和3年度の政策目標値の342千人を上回っているところ。令和6年度時点の離島人口321千人以上の目標の達成に向け、今後も社会減を抑えるため、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

平成 28 年度経済センサス活動調査によれば、離島振興対策実施地域(全部離島市町村)の労働生産性は全国平均を大きく下回り、過疎地域と比較しても低くなっている。操業に要する費用に対し利益が小さい状況であり、離島の産業維持・拡大に必要な設備投資を適時適切に行う財務的余裕があるケースは多くないと考えられる。設備投資低迷により設備の老朽化や事業縮小が進行すれば更なる労働生産性の低下を招き、事業者の資金繰り悪化に伴う解雇、ひいては人口流出に直接影響する。

本特例措置では設備投資後最大 5 年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。

なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた。

| - | | | | | | | | | | | |
|----|------|---------|--|---|-------------|--------|--------------|------------|--------|--|--|
| | | | (設備投資に伴 | う新規雇 | 用者数 | 女) | | | (単位:人) | | |
| | | | 年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | | |
| | | | 平長 | R JL | KΖ | RS | (見込) | (見込) | (見込) | | |
| | | | | 22 | 21 | 12 | 15 | 15 | 15 | | |
| | | | 設備投資に 伴う新規雇 | 22 | 21 | 12 | 13 | 10 | 13 | | |
| | | | 日本の対象性 | | | | | | | | |
| | | | (注)1 R元~F | R3の新規 | 見雇用 | 数につ | いては、関 | 係都道県を | 通じ、企業 | | |
| | | | に聞き取 | 双つた人数 | 汝 。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 新規雇用数 | | |
| | | | の見込∂ | り数。それ | いをもと | :(こ R5 | 、R6も同数 | めと見込み | 軍出。 | | |
| | | ⑤ 税収減を是 | 離島振興対策 | 策実施地 | 域は、 | 四方を | 海等に囲 | まれ、社会 | | | |
| | | 認する理由 | 口の流出・減少 | が長期に | こわたり | ノ継続し | 、かつ高 | 齢化が急速 | に進展する | | |
| | | 等 | 等、他の地域に | 比して厳 | しい自 | 然的社 | t会的条件 | の下にある | 00 | | |
| | | | こうした状況に | | | | | | | | |
| | | | 企業等の設備技 | | | | | | | | |
| | | | 産業の振興に引 | | | | | しているた | め、税収減 | | |
| | | | を是認するに足 | る効果が | いあると | :見込ま | えれる 。 | | | | |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措 | | | | | | | | | |
| | | 置等による | 離島振興施領 | 後の産業 しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | 振興施 | 策では | は、民間事 | 業者の事業 | 立ち上げ | | |
| | | べき妥当性 | │ │期の支援を税制 | 特例で | 行ってし | ハるとこ | ろである。 | | | | |
| | | 等 | 定住促進のた | とめに新 | 規雇用 | 者を増 | やすために | こは民間事 | 業者による | | |
| | | | 設備投資が有效 | かであり、 | 民間事 | 事業者に | こ直接に認 | と備投資を促 | 足す施策は | | |
| | | | 当税制の他には | は存在した | よい。討 | 设備投資 | 資を行う民 | 間事業者に | 対し直接に | | |
| | | | 国費を給付する | ことなし | に事業 | の拡大 | ・継続をま | を援する制度 | 度としての租 | | |
| | | | 税特別措置は、 | 行政コス | トの面 | īからも | 有効な手具 | 没であるとネ | きえる。当措 | | |
| | | | 置が他の離島排 | 長興施策 | と役割 | 分担の | 上で一体 | となって効果 | 果を発揮す | | |
| | | | しつつあり、税制 | 制特例に | よる支 | 援を引 | き続き講じ | ることが必 | 要である。 | | |
| | | ② 他の支援措 | ┃ 離島振興策 <i>0</i> | の他の支 | 援措置 | きとして | は、公共事 | ≨業の一括詞 | 計上や非公 | | |
| | | 置や義務付 | 共事業等を行っ | | | | | •••• | | | |
| | | け等との役 | 接、民間需要を | _ | | | | | | | |
| | | 割分担 | 担がなされてい | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | なく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。 | | | | | | | | |
| | | ③ 地方公共団 | 本特例措置に | こより、産 | 業基盘 | 盤及び生 | 生活環境等 | まに関する は | 也域格差を | | |
| | | 体が協力す | 是正するととも | こ、離島等 | 等の地 | 理的及 | び自然的 | 特性を生か | した創意工 | | |
| | | る相当性 | 夫のある自立的 |]発展を図 | 図ること | で、離 | 島における | る人口の著 | しい減少の | | |
| | | | 防止及び離島に | こおける気 | 定住の | 促進が | 改善される | ることが見辺 | まれるた | | |
| | | | め、地方公共団 | 体が協っ | 力する | 相当性 | がある。 | | | | |
| 12 | 有識者の | 見解 | なし | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| 13 | 前回の事前評価又は事後 | 令和2年9月(R2 国交 08) |
|----|-------------|------------------|
| | 評価の実施時期 | |

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度 適用実績・適用見込みについて

〇適用実績

| | 年度 | R1 | R2 | R3 |
|---|-------------------|-------|-------|-------|
| | 産業の振興に関する計画策定市町村数 | 108 | 108 | 108 |
| | 法人税率(%) | 23. 2 | 23. 2 | 23. 2 |
| 新 | 適用件数(件) | 17 | 4 | 6 |
| | 適用額(百万円) | 46 | 8 | 3 |
| 規 | 減収額(百万円) | 11 | 2 | 1 |
| 継 | 適用件数(件) | 9 | 22 | 26 |
| | 適用額(百万円) | 19 | 50 | 54 |
| 続 | 減収額(百万円) | 4 | 11 | 12 |
| | 適用件数(件) | 26 | 26 | 32 |
| 計 | 適用額(百万円) | 65 | 58 | 57 |
| | 減収額(百万円) | 15 | 13 | 13 |

^{※「}適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の確認書に基づき算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

〇適用見込み

| ~~ | | | | |
|----|-------------------|-------|-------|-------|
| | 年度 | R4 | R5 | R6 |
| | 産業の振興に関する計画策定市町村数 | 108 | 108 | 108 |
| | 法人税率(%) | 23. 2 | 23. 2 | 23. 2 |
| 新 | 適用件数(件) | 9 | 9 | 9 |
| | 適用額(百万円) | 23 | 23 | 23 |
| 規 | 減収額(百万円) | 5 | 5 | 5 |
| 継 | 適用件数(件) | 27 | 32 | 28 |
| | 適用額(百万円) | 44 | 56 | 46 |
| 続 | 減収額(百万円) | 10 | 13 | 11 |
| | 適用件数(件) | 36 | 41 | 37 |
| 計 | 適用額(百万円) | 67 | 79 | 69 |
| | 減収額(百万円) | 15 | 18 | 16 |
| | | | | |

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した 見込値。それをもとに令和5、6年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

〇算出根拠

- ・ 令和4年度見込み(令和3年度までの関係都道県調査結果から算出)
- <適用件数>適用見込件数 36件 (R4年度適用見込件数=新規①+継続②)

(算出根拠) 【新規適用件数】9件(①)

①令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均件数:27件/3年=9件

【継続適用件数】27件(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

<適用額>適用見込額 67百万円 (R4年度適用見込額=新規①+継続②) 見込件数で上がってきた数値をもとに算出

(算出根拠) 【新規適用見込額】23百万円(①)

①「(業種・設備投資別)令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均取得額」*「耐用年数ごとの償却率」*「設備投資別の割増償却率」*「件数」=適用額

 $%R1\sim R3$ 年の期間内に適用があった件数の割合から「業種・設備投資種別」ごとの上位5種を選定し、その区分ごとに $R1\sim R3$ 年の適用件数の割合から「件数」を計上。

| 業種 | 設備投資種別 | 平均取得額 (百万円) | 償却率 | 割増償却率 | 適用額 (百万円) | 件数 | 適用額合計 (百万円) |
|----|---------|----------------|--------|-------|--------------|----|----------------|
| 製造 | 建物・付属設備 | 100 | 0. 033 | 0. 48 | 1.6 | 1 | 1.6 |
| 製造 | 構築物 | 75 | 0. 033 | 0. 48 | 1. 2 | 1 | 1. 2 |
| 製造 | 機械・装置 | 122 | 0. 2 | 0. 32 | 7. 8 | 1 | 7. 8 |
| 旅館 | 建物・付属設備 | 571 | 0. 033 | 0. 48 | 9 | 1 | 9 |
| 農林 | 建物・付属設備 | 43 | 0. 033 | 0. 48 | 0. 68 | 5 | 3. 4 |
| _ | 合計 | | | _ | | | 23 |

【継続適用見込額】44百万円(②) ②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

<減収額>適用見込額に法人税率(23.2%)を乗じたもの。

<計>

当該年度の新規(初年) 見込件数(額)と継続(2年目以降)見込件数(額)を合算したもの。

・令和5、6年度見込み

【新規】

- <適用件数>令和4年度の見込件数並みとした。
- <適用額>令和4年度の適用見込額並みとした。
- <減収額>適用見込額に法人税率(23.2%)を乗じたもの。

【継続】

- <適用件数>当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。
- <適用額>当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。
- <減収額>適用見込額に法人税率(23.2%)を乗じたもの。

[計]

当該年度の新規(初年)見込件数(額)と継続(2年目以降)見込件数(額)を合算したもの。

【参考】現行税制の適用実績と成果

- 〇本税制特例の前提となる産業の振興に関する計画は、実質全ての市町村が策定。平成25年度~令和3年度の9年間 における実績は、適用件数108件、適用額2億2100万円、新規雇用者80人(うち島内雇用者77人、島外雇用者3人)。
- ○本税制特例を適用した企業が立地する市町村は社会減が少なく、本税制特例は社会減抑制に寄与している。

産業振興計画の策定率

| 離島地域の 市町村 | 策定済 | 未策定 | 策定率 |
|--------------|--------|-----|--------------|
| 111市町村 | 108市町村 | 3市 | <u>97.3%</u> |

※未策定3市は、設備投資が見込めないことから策定しない方針

税制適用実績(H25~R3)

| | ' 本田 | ' | 新規雇用者 | | |
|-------|-------------|--------------|------------|------------|--|
| 業種 | 適用 件数 | 適用額 (百万円) | うち 島内居住 | うち 島外居住 | |
| 製造業 | 30 | 64 | | | |
| 旅館業 | 20 | 128 | | | |
| 農水販売業 | 58 | 29 | 77(24) | 3(3) | |
| 情報業 | 0 | 0 | | | |
| 合計 | 108 | 221 | | | |

税制適用の効果

| | 適用 市町村 | 非適用 市町村 | 計 |
|---------------|---------------|---------------|---------|
| 人口(R3) | 122228人 | 180949人 | 303177人 |
| 社会増減数(R3) | -337人 | -1156人 | -1493人 |
| 社会増減率(R3) | -0.28% | -0.64% | -0.49% |
| 社会増減数(H25~R3) | -4877人 | -10393人 | -15270人 |
| 社会増減率(H25~R3) | <u>-3.51%</u> | <u>-5.08%</u> | -4.44% |

※出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省) ※適用市町村・非適用市町村は全部離島市町村を集計。

(参考)適用実績の設備別内訳

(単位:件、百万円)

| 対象設備 | 適用件数 | 取得額 | 備考 |
|-------------|------|-------|--|
| 機械∙装置 | 6 | 482 | 製:3件(367)、旅:1件(91) 農販:2件(24) |
| 建物· 付属設備 | 25 | 3,730 | 製:3件(713)、旅:6件(2,440) 農販:16件(577) |
| 構築物 | 5 | | 製:3件(224)、旅:1件(27) 農販:1件(6) |
| 合計 | 36 | 4,469 | 製:9件(1,304)、旅:8件(2,558) 農販:19件(607) |

※H29~R3の実績値。都道県聞き取りより。

※備考の「製」は製造業、「旅」は旅館業、「農販」は農林水産物等販売 業。()内の数値は取得額。継続適用の同一資産は1件と計上。

[※]新規雇用者の()内数字は雇用者の家族人数(配偶者、子等)。ただし、 回答のあったもののみ計上。 ※適用件数、新規雇用者及び雇用者の家族人数は都道県聞き取り調査 より。適用件数は継続を含み延べ件数としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | ───────────────────────────────────── | | | | | |
|---|---------------------------------------|---|--|--|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | | | | |
| | の名称 | | | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | (法人税:義)(国税 25) | | | | |
| | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) | | | | |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 | | | | |
| | 税目 | | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】 【単独· <mark>主管</mark> ·共管】 | | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | | |
| | | 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第1項及び | | | | |
| | | 第8項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務 | | | | |
| | | 大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区におけ | | | | |
| | | る、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売 | | | | |
| | | 業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 | | | | |
| | | 割増償却期間:5年間 | | | | |
| | | 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% | | | | |
| | | 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% | | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | | |
| | | ・適用期限を1年間延長し、令和6年3月31日までとする。 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | | |
| | | •奄美群島振興開発特別措置法 | | | | |
| | | 第 11 条第1項及び第8項 | | | | |
| | | •租税特別措置法 | | | | |
| | | 第 12 条第4項柱書及び表第4号、第 45 条第3項柱書及び表第4号 | | | | |
| | | •租税特別措置法施行令 | | | | |
| | | 第6条の3第 14 項第4号、第 15 項第4号、第 19 項、第 24 項、第 25 | | | | |
| | | 項、第 26 項、第 28 条の9第 15 項第4号、第 16 項第4号、第 20 項、 | | | | |
| | | 第 25 項、第 26 項、第 27 項 | | | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省国土政策局特別地域振興官 | | | | |
| | | | | | | |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 | | | | |
| | 象期間 | 分析対象期間: 令和元年度~令和5年度 | | | | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) | | | | |
| | | (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) | | | | |
| | | 平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) | | | | |
| | | | | | | |
| | | 〒 | | | | |
| | | 平成 13 年度 適用期限の3年間延長 | | | | |
| | | (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) | | | | |
| | | 平成 16 年度 適用期限の2年間延長 | | | | |
| | | 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農 | | | | |
| | | 版为《福曲版》,为大人地名为"C.爱,也名画1-05",也是 | | | | |

過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成 18 年度 適用期限を1年間延長 平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報诵信産業等を追加) 平成23年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成25年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2.000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成29年度 適用期限を2年間延長 令和元年度 適用期限を2年間延長 令和3年度 適用期限を2年間延長 適用又は延長期間 1年間(令和5年4月1日~令和6年3月31日) 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 9 必要性 ① 政策目的及 びその根拠 等 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群 島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊 病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情 による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の 下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進めら れてきたところではあるが、本土との間には所得水準をはじめとする経 済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分にな いことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口 流出・人口減少が続いている。 この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るために は、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要 である。 《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域 をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、 基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする とともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振 興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置 を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特 性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発

| | | | | 展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の |
|----|-----|---|--------|--|
| | | | | 促進を図ることを目的とする。 |
| | | | | 〇経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) |
| | | | | (令和4年6月7日閣議決定) |
| | | | | (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) |
| | | | | 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地 |
| | | | | 域対策に取り組む。 |
| | | 2 | 政策体系に | 政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する |
| | |) | おける政策 | 情報の整備 |
| | | | 目的の位置 | 施策目標 39 離島等の振興を図る |
| | | | 付け | 業績指標 108 離島等の総人口 |
| | | | לז ניו | 未模拍標 100 離島等の総入口 |
| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | • | びその実現 | 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における |
| | | | による寄与 | 雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少 |
| | | | による可力 | 傾向を改善する。 |
| | | | | |
| | | | | (測定指標) |
| | | | | 奄美群島の総人口 令和5年度末 103 千人以上 |
| | | | | (令和元年度末 107 千人→令和2年度末 105 千人→令和3年度末 |
| | | | | 104 千人) |
| | | | | |
| | | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | | 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における |
| | | | | 雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少 |
| | | | | 傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び |
| | | | | 人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。 |
| | | | | |
| 10 | 有効性 | 1 | 適用数 | 〇適用件数 |
| | 等 | | | |
| | - | | | |
| | | | | 令和元年度:6件 |
| | | | | 令和元年度∶6件 令和2年度∶4件 |
| | | | | |
| | | | | 令和2年度:4件 |
| | | | | 令和2年度∶4件 令和3年度∶3件 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複 数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複 数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の 効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複 数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の 効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件 として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値 |
| | | | | 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込) 適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績 等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発 行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を 複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。 令和4年度~令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への 聞き取り等により推定した。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複 数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の 効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件 |

② 適用額 〇適用額 令和元年度:10 百万円 令和2年度:7百万円 令和3年度:5百万円 令和4年度:12百万円(見込) 令和5年度:16百万円(見込) 適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。 ③ 減収額 (法人税) 令和元年度:2百万円 令和2年度:2百万円 令和3年度:1百万円 令和4年度:3百万円(見込) 令和5年度:4百万円(見込) (法人住民税) 令和元年度:0.2 百万円 令和2年度:0.1 百万円 令和3年度:0.1 百万円 令和4年度:0.2 百万円(見込) 令和5年度:0.3 百万円(見込) (法人事業税) 令和元年度:0.7 百万円 令和2年度:0.5 百万円 令和3年度:0.3 百万円 令和4年度:0.8 百万円(見込) 令和5年度:1.1 百万円(見込) 減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は 要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として 算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに 以下の式にて算出した。 (法人税) 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率について 23.2%とした。 (法人住民税) 減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=(法人税減収額×県民税率 1.0%) 法人市町村民税減収額=(法人税減収額×市町村民税率

覧表(総務省自治税務局)』による。)

(県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率ー

6.0%)

(法人事業税)

減収額=適用額×法人事業税率 7.0%

(法人事業税率は『法人住民税·法人事業税 税率一覧表(総務省自 治税務局)』による。)

- ※算定根拠については別紙参照。
- ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の 結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複 数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の 効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件 として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値 を用いている。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている令和5年度末総人口103千人に対し、令和3年度末時点の総人口は104千人となっている。

本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備 投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待さ れ、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。

このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増(達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成)へとつながるものと予想される。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。

【参考指標】

本特例措置を適用した企業の新規雇用者5人/年*の確保を参考指標として掲げる。

※平成26年度から令和3年度の8ヶ年において、本特例措置を適用 した企業の新規雇用者数の平均値

⑤ 税収減を是 認する理由 等

奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。

こうした状況において、当該制度が奄美群島内における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。

| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 置等による べき妥当性 等 | 電美群島施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考える。当措置が他の奄美群島における振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。 |
|----|----------------|----|--------------------------------|---|
| | | 2) | 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | 奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において重要な業種を対象としており、必要最低限の措置である。 |
| | | 3 | 地方公共団 体が協力す る相当性 | 本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。 |
| 12 | 有識者の | 見解 | | なし |
| 13 | 前回の事情 評価の実施 | | 「価又は事後 f期 | 令和2年9月(R2 国交 09) |

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長適用実績・適用見込みについて

〇適用実績

| | 年度 | R1 | R2 | R3 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| | 産業振興促進計画作成市町村数 | 12 | 12 | 12 |
| | 法人税率(%) | 23. 2 | 23. 2 | 23. 2 |
| | 適用件数(件) | 1 | 1 | 0 |
| 新 規 | 適用額(百万円) | 1 | 2 | 0 |
| 750 | 減収額(百万円) | 0 | 0 | 0 |
| | 適用件数(件) | 5 | 3 | 3 |
| 継 続 | 適用額(百万円) | 9 | 5 | 5 |
| 4125 | 減収額(百万円) | 2 | 2 | 1 |
| | 適用件数(件) | 6 | 4 | 3 |
| 計 | 適用額(百万円) | 10 | 7 | 5 |
| | 減収額(百万円) | 2 | 2 | 1 |

^{※「}適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計。

〇適用見込み

| | 年度 | R4 | R5 | R6 / |
|---------------|----------------|-------|-------|------|
| | 産業振興促進計画作成市町村数 | 12 | 12 | |
| | 法人税率(%) | 23. 2 | 23. 2 | |
| | 適用件数(件) | 4 | 4 | |
| 新規 | 適用額(百万円) | 7 | 7 | |
| 796 | 減収額(百万円) | 2 | 2 | |
| <i>t</i> 1.1. | 適用件数(件) | 3 | 5 | |
| 継続 | 適用額(百万円) | 5 | 9 | |
| 170 | 減収額(百万円) | 1 | 2 | |
| | 適用件数(件) | 7 | 9 | |
| 計 | 適用額(百万円) | 12 | 16 | |
| | 減収額(百万円) | 3 | 4 | |

[※]令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は確認書発行先の事業者や関係自治体へのヒアリングに基づく見込値。それをもとに令和5年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R4) 令和4年度の新規案件については、確認書発行先から旅館業4件の新規案件を見 込んでいる。
- (R5) 令和4年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、旅行業4件の新規案件を 見込んでいる。

また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続5件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置(割増償却率 32%)については200%定率法、建物(割増償却率 48%)については定額法にて適用額を算出。

適用額=(取得金額又は年度当初残存価額)× 償却率(又は改定償却率)× 割増償却率

※取得金額又は年度当初残存価額

適用1年目 取得金額を使用。

1年目年度末残高=取得金額-償却額※2

適用2年目以降 年度当初残高=前年度末残高

2年目以降年度末残高=年度当初残高-償却額※3

- ※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額
- ※2 (取得金額×償却率)+(取得金額×償却率)×割増償却率
- ※3 (年度当初残高×償却率) + (年度当初残高×償却率) ×割増償却率

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

(R4):機械・装置(償却率0.200)+建物(償却率0.026)+建物(償却率0.059)

27 百万円× 0.2 × 0.32 + 379 百万円× 0.026 × 0.48

+ 165 百万円× 0.059 × 0.48 = 計 12 百万円

(R5):建物(償却率0.026)+建物(償却率0.059)

758 百万円× 0.026 × 0.48 + 243 百万円× 0.059 × 0.48

= 計 16 百万円

【減収額】

適用額×法人税率

※適用見込額に法人税率(23.2%)にて計算を行った。

【参考】現行税制の適用実績と成果

- ●本税制特例の前提となる産業振興促進計画の策定率は、令和4年4月1日時点で100%。
- ●平成25年度~令和3年度の9年間における実績は<u>適用件数37件、適用額75百万円、新規雇用者37人。</u>

産業振興計画の策定状況

| 奄美群島振興対策 実施地域 | 策定済 | 未策定 | 策定率 |
|------------------|-------|-----|------|
| 12市町村 | 12市町村 | 0 | 100% |

税制適用の効果

| | 適用 市町村 | 非適用 市町村 | 計 |
|---------------|---------------|---------------|----------|
| 人口(R3) | 29,400人 | 77,953人 | 107,353人 |
| 社会増減数(R3) | 1人 | -395人 | -394人 |
| 社会増減率(R3) | 0.003% | -0.51% | -0.37% |
| 社会増減数(H25~R3) | -705人 | -2,902人 | -3,607人 |
| 社会増減率(H25~R3) | <u>-0.61%</u> | <u>-2.49%</u> | -3.10% |

※出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

税制特例適用実績(H25~R3)

| 業種 | 適用件数 | 適用額 (百万円) | 新規雇用 |
|---------|------|-----------|------|
| 製造業 | 24 | 57 | |
| 旅館業 | 8 | 14 | |
| 農水販売業 | 5 | 4 | 37人 |
| 情報サービス業 | 0 | 0 | |
| 合計 | 37 | 75 | |

(参考)適用実績の資産別内訳

(単位:件、百万円)

| _ | | | | (十 <u>陸: (</u> |
|---|-------------|------|-----|----------------------------------|
| | 対象設備 | 適用件数 | 取得額 | 備考 |
| | 機械•装置 | 3 | 189 | 製:3件(189) |
| | 建物· 付属設備 | 7 | 804 | 製:3件(485)、旅:3件(262) 農販:1件(57) |
| | 構築物 | 0 | 0 | _ |
| | 合計 | 10 | 993 | 製:6件(674)、旅:3件(262) 農販:1件(57) |

※市町村への聞き取り調査による。適用件数は継続を含み延べ件数としている。 ※備考の「製」は製造業、「旅」は旅館業、「農販」は農林水産物等販売業。()内の 数値は取得額。継続適用の同一資産は1件と計上。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | すが1日直守に徐る以来の争削計価音 「・・・・」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|---|--------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例 |
| | の名称 | 措置の延長 |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | 法人税:義(国税2) |
| | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 |
| | 税目 | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | 個人または事業者が、既成市街地等*1内にある事業用資産を譲渡 |
| | | し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場 |
| | | 合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる。 |
| | | |
| | | 譲渡対象 : 既成市街地等* ¹ の区域内で工場、作業場、研究所、営業 |
| | | 所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除 |
| | | く。)として使用されている建物又は土地等*2で所有期間が |
| | | 10 年を超えるもの |
| | | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| | | 備地帯等*3及び政令指定都市の市街化区域又は都市開 |
| | | 発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの(農林業 |
| | | |
| | | は市街化区域以外) |
| | | ただし、立地適正化計画を作成した市町村の都市機能誘 |
| | | 導区域以外の地域内にある誘導施設に係るものを除く。 |
| | | *1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の |
| | | |
| | | *2…土地又は土地の上に存する権利 |
| | | *3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の |
| | | 都市整備区域(名古屋市の一部を除く) |
| | | 《要望の内容》 |
| | | 措置の適用期限を3年間延長する。 |
| | | ・所得税: 令和8年 12 月 31 日まで |
| | | ・法人税: 令和8年3月31日まで |
| | | 《関係条項》 |
| | | (所得税) |
| | | 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 37 条第1項の表の第 |
| | | 1号 |
| | | (法人税) |
| | | 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の7第1項の表 |
| | | の第1号 |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 |
| | | |

| | 象期間 | | 分析対象期間:令和元年度~令和7年度 |
|---|------------|----------------------|--|
| | | TL 7 8 7 L T 4 V 4 A | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | | (主な改廃履歴) 四和44年第一創記 |
| | | | │ 昭和 44 年度 創設 │ 昭和 50 年度 5年延長 |
| | | | 昭和 55 年度 5 年延長 |
| | | | 昭和 60 年度 5年延長 |
| | | | 平成 2年度 1年延長 |
| | | | |
| | | | ・ |
| | | | ・ |
| | | | 平成 8年度 5年延長 |
| | | | 平成 10 年度 条件変更 |
| | | | 平成 13 年度 5年延長(条件変更) |
| | | | 平成 18 年度 5年延長 |
| | | | 平成 23 年度 3年延長(条件変更) |
| | | | 平成 26 年度 3年延長 |
| | | | (条件変更:4号廃止、5号を縮減し1号に統合) |
| | | | 平成 29 年度 3年延長 |
| | | | 令和 2年度 3年延長(条件変更) |
| 8 | 8 適用又は延長期間 | | 3年間 |
| | | | (所得税)令和6年1月1日 から 令和8年 12月 31日まで |
| | | | (法人税)令和5年4月1日 から 令和8年3月31日まで |
| 9 | 必要性 | ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等 | びその根拠 | 三大都市圏の既成市街地等への人口及び産業の過度な集中によ |
| | | | る外部不経済(環境の悪化・交通混雑等)の排除及び解消とともに、三 |
| | | | 大都市圏の秩序ある発展を図ることを目的としている。 |
| | | | ^ |
| | | | 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その |
| | | | 実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心とし |
| | | | てふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的と |
| | | | する。」 |
| | | | ·近畿圏整備法(昭和 38 年7月 10 日法律第 129 号)第1条 |
| | | | 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その |
| | | | 実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の |
| | | | 中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ること |
| | | | を目的とする。」 |
| | | | ・中部圏開発整備法(昭和 41 年7月1日法律第 102 号)第1条 |
| | | | 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策 |
| | | | 定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互 |
| | | | 間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近 |
| | | | 畿圏の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済 第1545年の中間に位する地域としての機能を高め、わが国の産業経済 |
| | | | 等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均 |
| | | | │ 衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的 │ とする。」 |
| | | ② 政策体系に | 29 つ。」 政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する |
| | | おける政策 | 情報の整備 |
| | | 目的の位置 | 施策目標:37 総合的な国土形成を推進する |
| | | 付け | |
| | | 13.7 | I |

| | : | | : | |
|----|-----|---|-------|---|
| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | | びその実現 | <測定指標> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | | による寄与 | 外部不経済(環境の悪化・交通混雑等)が発生している既成市街地 |
| | | | | │ や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害*¹ │ の公害苦情件数を指標とし、令和7年度までに 24,000 件まで低減する |
| | | | | の公告占領什数を指標とし、単和7年度よどに 24,000 件よど心臓する こととする。 |
| | | | | |
| | | | | *1…環境基本法第2条第3項に規定される以下の7つの公害 |
| | | | | 「大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭」 |
| | | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | | 本特例措置は民間事業者に対し、既成市街地等における過度な集 |
| | | | | 中により外部不経済をもたらす工場等を移転する際の税制上のインセ |
| | | | | ンティブを提供することで、効率的かつ持続可能な都市圏構造への円 |
| | | | | 滑な再編へ寄与する。 |
| 10 | 有効性 | 1 | 適用数 | (法人税) |
| | 等 | | | 平成 26 年度 62 件 |
| | | | | 平成 27 年度 48 件 |
| | | | | 平成 28 年度 63 件 |
| | | | | 平成 29 年度 53 件 |
| | | | | 平成 30 年度 53 件 |
| | | | | 令和元年度 40 件 |
| | | | | 令和 2年度 44 件 |
| | | | | 令和 3年度 42 件 (見込み) |
| | | | | 令和 4年度 43 件 (見込み) |
| | | | | 令和 5年度 43 件 (見込み) |
| | | | | 令和 6年度 43 件 (見込み) |
| | | | | 令和 7年度 43 件(見込み) |
| | | | | ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算 |
| | | | | 出。なお、平成 26 年度に制度を大きく見直したため、平成 26 年 |
| | | | | 度以降の数値を記載している。 |
| | | | | ※算出方法 |
| | | | | ベギログム (平成 26 年度~令和2年度) |
| | | | | 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載され |
| | | | | る数値 |
| | | | | (令和3年度~令和7年度) |
| | | | | 直近2箇年度の適用件数(適用見込み)を平均することで算出。 |
| | | | | │ 【見込み件数】=【過去2箇年度の適用件数(見込み)】/2 |
| | | | | 令和3年度(40+44)/2=42件 |
| | | | | 令和4年度(44+42)/2=43件 |
| | | | | 令和5年度(42+43)/2=43件 |
| | | | | 令和6年度 (43+43)/2=43 件 |
| | | | | 令和7年度(43+43) ∕ 2=43 件 |
| | | 2 | 適用額 | (法人税) |
| | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| | | | | 平成 27 年度 19,035 百万円 |
| | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |

平成 28 年度 17,450 百万円 平成 29 年度 5,190 百万円 平成 30 年度 10,061 百万円 令和元年度 5,563 百万円 令和 2年度 10.836 百万円 令和 3年度 8,051 百万円(見込み) 令和 4年度 8,243 百万円(見込み) 令和 5年度 8.243 百万円(見込み) 令和 6年度 8,243 百万円(見込み) 令和 7年度 8.243 百万円(見込み) ※令和3年度以降の適用額(見込み)の算出方法 直近3カ年の実績から1件あたりの適用額を算出し、適用件数(見 込み)を乗じて算出。 【1件あたりの適用額※】=【適用額】/【適用件数】 平成 30 年度 10,061,451(千円)/53(件)=189,839(千円/件) 令和元年度 5.563.271(千円)/40(件)=139.082(千円/件) 令和2年度 10.835.774(千円)/44(件)=246.268(千円/件) 平均 191.730(千円/件) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の実績 【令和3年度以降の適用額(見込み)】=【1件あたりの適用額】×【適 用件数(見込み)】 令和3年度 191.7(百万円/件)×42(件) 令和4~7年度 191.7(百万円/件)×43(件) ③ 減収額 (法人税) 平成 26 年度 1.436 百万円(税率: 25.5%) 平成 27 年度 4.549 百万円(税率: 23.9%) 平成 28 年度 4,083 百万円(税率:23.4%) 平成 29 年度 1.214 百万円 平成 30 年度 2,334 百万円(税率:23.2%) 令和元年度 1.291 百万円 令和 2年度 2,514 百万円 令和 3年度 1,868 百万円(見込み) 令和 4年度 1,912 百万円(見込み) 令和 5年度 1.912 百万円(見込み) 令和 6年度 1.912 百万円(見込み) 令和 7年度 1,912 百万円(見込み) ※令和3年度以降の減収額(見込み)の算出方法 【減収額(見込み)】=【適用額(見込み)】×【税率】 令和3年度 8.051(百万円)×0.232 令和4~7年度 8,243(百万円)×0.232 法人住民税:適用額×税率(年度により変動)=減収額 法人事業税:法人税減収額×税率(年度により変動)=減収額

となるため、前述の各年度の適用(見込み)額から算定すると、減収額は以下の表の通り。

| 10次100至0元 | _ , , | | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|------|-------|------|
| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 法人住民税 | 726 | 2,455 | 2,251 | 669 | 1,298 | 718 |
| 税率(%) | 12.9 | 12.9 | 12.9 | 12.9 | 12.9 | 12.9 |
| 法人事業税 | 96 | 305 | 274 | 81 | 156 | 86 |
| 税率(%) | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 6.7 | 6.7 |
| 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 法人住民税 | 759 | 564 | 577 | 577 | 577 | 577 |
| 税率(%) | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 |
| 法人事業税 | 241 | 179 | 184 | 184 | 184 | 184 |
| 税率(%) | 9.6 | 9.6 | 9.6 | 9.6 | 9.6 | 9.6 |

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

表のとおり、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年*1のペースで低減してきているところ。R2年度には新型感染症の影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中(令和7年度まで)の目標達成(既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数を24,000件に低減)が可能と考えている。

※1 平成 22 年から令和元年までの公害苦情件数の減少率から算出 (407 件/年=(30,365 件-26,702 件)÷9 年)

表 公害苦情件数(件)の推移

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 既成市街地等 の政策区域を | 30,365 | 29,958 | 29,551 | 29,144 | 28,737 | 28,330 |
| 有する都府県 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| における公害 苦情件数 | 27,923 | 27,516 | 27,109 | 26,702 | 33,169 | - |

出典:公害苦情調査結果報告書

(総務省公害等調整委員会事務局)

(R3 年度の数値については未公表)

○達成目標の変更理由·所期の目標の達成状況 達成目標の変更理由

これまで、市街化区域等内の公害発生密度※2を指標とし、東京特別区・大阪市・名古屋市における平均値を、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値(4.0件/年・km)まで低減することを目標としていた。

しかし、①ここ 17 年間で、対象となる市街化区域面積の変化は 0.2%しかなく、指標を設定する上で考慮する必要性が低いこと。②東京特別区・大阪市・名古屋市に限らず、大都市圏としての秩序ある発 展を計る指標として、移転先である近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県の典型7公害の公害苦情件数を把握することが有効であることなどから、指標を変更し、より直接的な指標とした。

※2 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km²)

- = 公害苦情調査(公害等調整委員会)等による市街化区域等内の公害苦情件数
- ✓ 都市計画現況調査(国土交通省都市局)による市街化区域等面積 [市街化区域等:市街化区域及び用途地域]

く参考>

表 市街化区域等内の公害発生密度(件/年・km²)の推移

| | | | | | | <u> </u> | | |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|
| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 既成市街地等 (東京特別区・ | 8.3 | 7.6 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.1 | 7.1 | 6.9 |
| 名古屋市·大 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 阪市)の平均 値 | 6.9 | 6.9 | 6.6 | 6.1 | 6.4 | 6.4 | 7.5 | ١ |

出典: 公害苦情統計調査(東京都)、大阪市環境白書(大阪市)、名古屋市環境白書(名古屋市)、都市計画現況調査(国土交通省都市局) (R3 年度の数値については未公表)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

課税の繰延べ措置により、資産の買換えに伴う税負担が軽減されることで、効果的な資産の買換えによる設備投資等が実現され、公害発生密度の低減に寄与し、交通混雑・環境の悪化等の外部不経済を解消している。

また、本特例を適用した転出事業所への聞き取りにより、実際に転出前に公害苦情が発生しており、移転に伴って発生原因が消失していることから、本税制の直接的効果が確認できている。

東京都、大阪府、愛知県では、平成18年以降、工場移転が転出超過となっており、本特例の効果により公害の発生源となる工場が減少している。

表 東京都の工場移転の状況

| | | | | • • • | | | | |
|----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|------|
| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 転入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 転出 | 17 | 17 | 25 | 8 | 6 | 5 | 8 | 7 |
| 差分 | -17 | -17 | -25 | -8 | -6 | -4 | -8 | -7 |
| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
| 転入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 転出 | 14 | 7 | 2 | 11 | 3 | 5 | 0 | 135 |
| 差分 | -14 | -7 | -2 | -11 | -3 | -5 | 0 | -134 |

| | | | | | | 表 | 大阪 | 府のエ | 場移転 | | <u>. </u> | | |
|----|-----|--------|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|---------------------|-------------------------|------------------------|---------|--------------|--|------|----------|
| | | | | 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | |
| | | | | 転入 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | | | | 転出 | 16 | 14 | 19 | 9 | 5 | 8 | 8 | 10 | |
| | | | | 差分 | -15 | -14 | -19 | -9 | -5 | -8 | -8 | -9 | |
| | | | | 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 | |
| | | | | 転入 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| | | | | 転出 | 7 | 12 | 9 | 7 | 5 | 9 | 1 | 139 | |
| | | | | 差分 | -7 | -12 | -9 | -6 | -5 | -9 | -1 | -136 | |
| | | | | | | 表 | 愛知 | 県のエ | 場移転 | の状況 | 2 | | ı |
| | | | | 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | |
| | | | | 転入 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| | | | | 転出 | 7 | 6 | 6 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | |
| | | | | 差分 | -4 | -5 | -5 | -1 | -2 | -3 | 0 | -1 | |
| | | | | 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 | |
| | | | | 転入 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | | 0 | 8 | |
| | | | | 転出 | 4 | 4 | 2 | 2 | 0 | | 1 | 42 | |
| | | | | 差分 出典:エ | -4 | -4 | -1 | -1 文 文 学 | 0 坐) | -2 | -1 | -34 | |
| | | | | 山州:工 | 场立地 | ;到14] 动 | 111(社) | 消性未 | 1日 / | | | | |
| | | | 紀収減を是 思する理由 F | 課税の ことで、E 解消、住 な資産の 展に寄り | 既成市 環境 <i>の</i> D買換え | 街地等)改善に えによる | におけ ^ん 寄与す | る工場 | 等の移た、近3 | 転を促. 郊整備: | 進し、タ 地帯等 | への効り | 済の 関的 |
| 11 | 相当性 | | 1税特別措 | | — | | | • • • • • | | | | ら操業す | _ |
| | | | 登等による でき妥当性 | 場等がる置を含め | | | | | | | | | 戒∙装 |
| | | 等 | | 直を占な また、既 | | | | | | | | | 誰であ |
| | | | | ることな | どから、 | 税制上 | の特別 | 措置 | こより自 | 発的な | 移転を | 促す対 | 応が |
| | | 1.1 | | 相当では | | | | | | | | | |
| | | 置 け | 他の支援措 置や義務付 け等との役 川分担 | 他の』 | 汝策手₽ | 没はない | , \ _o | | | | | | |
| | | | カカン共団 | | | | | | | | | 外部不 | |
| | | 1 1 | が協力す 相当性 | (環境の | | | | | _ | | | - | |
| | | | ., = 12 | の弊害の | | | | | | | | | |
| | | | | とから、 | | | | | | | | | J |
| | | | | | | | ,. | | - ' | | | | |

| 12 | 有識者の見解 | _ |
|----|------------------------|---------------------------|
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 前回の事前評価: 令和元年8月(R1 国交 02) |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研 |
|---|--------------|---|
| | の名称 | 究施設に係る特別償却制度の延長 |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | (法人税:義)(国税3) |
| _ | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) |
| | ② 上記以外の | |
| | 税目 | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以 |
| | | 下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、 |
| | | 研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定 |
| | | の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償 |
| | | 却を認めている。 |
| | | 建物及び附属設備(取得金額 3.5 億円以上) 特別償却率 6/100 |
| | | 機械及び装置(取得金額 400 万円以上)特別償却率 12/100 |
| | | ※対象資産を新設又は増設したものに限定 |
| | | "TT +0 + + " |
| | | 《要望の内容》 |
| | | 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 |
| | | 《関係条項》 |
| | | 促進法 第 10 条 |
| | | 租税特別措置法 第 44 条 |
| | | 同法施行令 第 28 条の 4 |
| | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省国土政策局広域地方政策課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期: 令和4年7月 |
| | 象期間 | 分析対象期間:令和元年度~令和6年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | ·昭和 62 年度:創設 |
| | | ・平成元~25 年度: 延長及び特別償却率の縮減等 |
| | | ・平成 27 年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成 29 年度:延長(資金額要件の引上げ) |
| | | ・平成 29 年度: 延長(貨金額要件の引上げ) ・平成 31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ) |
| | | ・令和3年度:延長(資金額要件の引上げ) |
| | | |
| 8 | 適用又は延長期間 | 2年間(令和5年度~令和6年度) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進 |
| | | 法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すもの |
| | | であり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資 することを目的としている。 |
| | | 9 のことを目的としている。 また、平成 28 年 3 月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部 |
| | | のに、「次~~~ハミの、日、日土人四日、門間川、心切日、人即 |

科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んできた。令和3年6月には、前半5年間の取組を踏まえ、本プランを改訂し、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。

本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。

《政策目的の根拠》

促進法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置 を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では 「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び 新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都 市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たって は、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ 連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等 の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。

平成 27 年 8 月に閣議決定された第二次国土形成計画(全国計画)では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び集積する大学、研究機関等の重要な知的・人的資源の活用等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。第二次国土形成計画(全国計画)を受けて平成 28 年 3 月に策定された関西広域地方計画においても、「イノベーションを支える知の拠点」、「高度な知的人材集積」の拠点として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。

また「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月 閣議決定)においては、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。

国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を引き続き推進していく必要がある。

| | 2 | 政策体系に | 政策目標 | 7 都市再: | 生・地域再 | 生の推進 | : | | |
|-------|--------|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | おける政策 | 施策目標: | 25 都市再 | 生·地域 | 再生を推進 | 進する | | |
| | | 目的の位置 | に包含 | | | | | | |
| | | 付け | | | | | | | |
| | 3 | 達成目標及 | 《租税特別 | 措置等に | より達成し | ようとする | 目標》 | | |
| | | びその実現 | 本都市に | こふさわし | い文化学 | 術研究施詞 | 没の立地を | 足進し集 | 積度を高 |
| | | による寄与 | め、学研都 | 市としての | の総合的な | 集積メリ | ットが発揮 | されること | によって |
| | | | 我が国の∂ | みならず世 | 界を代表 | する文化・ | 学術•研究 | この拠点を | 形成し、 |
| | | | 新産業創出 | 出等国民紀 | 経済の活性 | 生化に寄与 | することを | 目標とす | る。 |
| | | | (測定指 | 標) | | | | | |
| | | | 拠点形成 | 成、集積メ | リットの発 | 揮のために | こは一定の |)施設が必 | 要なこと |
| | | | から、令和 | 4年4月時 | 持点で 152 | 施設のと | ころ、令和 | 7年度末ま | でに施設 |
| | | | 立地数を1 | 65 施設と | :することを | 目標として | ている。また | と、延長要 | 望に係る |
| | | | 本特例措置 | 置の適用期 | 期間の最終 | 冬年度にあ | たる令和 | 6年度末ま | でには、 |
| | | | 施設立地夠 | 数を 162 旅 | 西設とする | ことを目標 | とする。 | | |
| | | | | | | | リットを発揮 | | |
| | | | 備率(令和 | 3年度末 | までにおお | むね 54% | 6)を都市自 | ≧体でおお | むね 60% |
| | | | 以上とする | ことを目標 | 票とする。 | | | | |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | 地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。 その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等に | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | より研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の 創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標で | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | ある、我が | 国及び世 | 界の文化 | 等の発展す | 並びに国国 | 発経済の発 | き達に寄与 |
| | | | する。 | | | | | | |
| | htt | \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | | | | | | |
| 10 有效 | Již (1 | 適用数 | | D4 /F | D0 /T | D0 /T | D4 /5 | DE #E | D0 # |
| 寸 | | | | R1 年 庶/宝 | R2 年 庶/宇 | R3 年 庶 /## | R4 年 | R5 年 庶 / ## | R6 年 |
| | | | | 度(実 績) | 度(実 績) | 度(推 計) | 度(推 計) | 度(推 計) | 度(推 計) |
| | | | `A 田 从 粉 | | 祖/ | 1 | | 4 | |
| | | | 適用件数 ※1 R1~ | | ロー | <u> </u> | 3 # 121 # 122 | 7、英田中台 | 2 * 1 本の |
| | | | 結果に関す | | | よ、「忸怩 | 付別担則 | ク 週 用 夫 🏻 | 5.調宜の |
| | | | 和木に用き | | | | | | |
| | | | | | | 1 4台 杜 印 世 | 害法佐尔 | 会给 20 条 | への1生り |
| | | | ※2 R3 推 | 計値につ | いては、租 | | | | |
| | | | 号に基づく | 計値につ 国土交通 | いては、租 大臣の証 | 明に係る | 申請内容よ | り、R4~F | R6 推計値 |
| | | | 号に基づくについては | 計値につ 国土交通 は、現地立 | いては、租 大臣の証 | 明に係る | 申請内容よ | り、R4~F | R6 推計値 |
| | | | 号に基づく | 計値につ 国土交通 は、現地立 | いては、租 大臣の証 | 明に係る | 申請内容よ | り、R4~F | R6 推計値 |
| | | | 号に基づく については 調査による | 計値につ 国土交通 は、現地立 う。 | いては、租 大臣の証 地企業及び | 明に係るほび府県ある | 申請内容よ | り、R4~F ト調査及び | R6 推計値 ド聞き取り |
| | | | 号に基づく については 調査による 過年度の | 計値につ 国土交通 は、現地立 う。 の文化学術 | いては、租 大臣の証 地企業及び 析研究施設 | 明に係るほび府県ある | 申請内容はてアンケー 地は年平 | り、R4~F ト調査及び 均3施設 | R6 推計値 が聞き取り 程度である |
| | | | 号に基づく については 調査による 過年度の のに対して | 計値につ 国土交通 は、現地立 か。 の文化学術 、本特例 | いては、租 大臣の証 地企業及び が研究施設 措置が年1 | 明に係るE び府県あて 设の新規立 I ~2件程 | 申請内容よ (アンケー で地は年平 度適用され | り、R4~F ト調査及び 均3施設 なているこ | R6 推計値 が聞き取り 程度である とからも、 |
| | | | 号に基づく については 調査による 過年度で のに対して 現状の適所 | 計画は、の文化学ので、本特例に、本件数が何 | いては、租大臣の証券が研究施設情では、国際では、租赁のでは、租赁のでのでは、国際でのでは、国際では、国際では、国際では、国際では、国際では、国際では、国際では、国際 | 明に係るE び府県あて gの新規立 ~2件程 えない。ま | 申請内容よ でアンケー で地は年平 度適用され でた、本特に | ら、R4~F ト調査及び 均3施設 いているこ 列措置を流 | R6 推計値 が聞き取り 程度である とからも、 E用した企 |
| | | | 号に基づくに調査による。 過による のによる のに状の アリ | 計画は、の文化学のでは、本件数を行っている。 | いては、租大臣の証地企業及びお研究施設には、国際では、国際では、国際では、国際では、国際では、国際では、国際では、国際で | 明に係る の の が の 新規 立 に に に に の が の が が に に に に に の が が に に に に に に に に に に に に に | 申請内容よび では 年では 年でれる でんかっ でん は 年でれる でん 本特例 がっこう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | り、R4~F ト調査及び 均3施設 いているこ 列措置の活 措置の活 | 86 推計値 が聞き取り 程度である。 を用した提と |
| | | | 号に基づくに調査のによるでは、 のの現業のでは、 ののでは、 ののでは | 計国現地にで通立、文本特が行った」といった」といった。 | いては、租大臣の政権ののでは、租赁の政策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | 明に係るEで なの新規立 ~2ない。ま えな地の業 がのまり、企業 | 申請内容よび では 年では 年でれる でんかっ でん は 年でれる でん 本特例 がっこう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | り、R4~F ト調査及び 均3施設 いているこ 列措置の活 措置の活 | 86 推計値 が聞き取り 程度である。 を用した提と |
| | | | 号におる とこれ | 計国、か、用ンたが、相がないののでは、から、対しては、は、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し | い大地 大田 では、和 大田の では、 で で で で で で で が は に で で が は 果 が は ま に なった まった なった なった かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしん かんしん かんしん かんし かんしん しんしん かんしん しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん しんしん かんしん しん しんしん かんしん し | 明に係るE びの新規立 へ2ないの業 あり、企業 あり、。 | 申請内容よ でアンケー で地は年され をた、本特の で、集積を打 の集積を打 | り、R4~F ト調査及び 均3施設 いて置いるこ 対置のる 計 も 進 する 上 | R6 推計値 が聞き取り 程度である。 とか用した提出 用を本税制 |
| | | | 号に調 の現業し措なではる 度の現業して置いて 年対のと検は、 | 計 国 は に 立 は 、 文 本 サ が に で よ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | い大地 特腊 かきな果がは、証がでは、一次で 一次で 一次が は果がまったまって で にんしょう はままがる はまがられば まんがん はまかん はまかん はまかん はまかん はまかん はまかん はまかん はまか | 明が は に は の の の の の の の の の の の の の | 申請ング 度に 大本 は 田本特 様 で 本 は 用 本 特 様 を が 集 を の 関 と の 関 と の | り、R4~F り調 りの りの りの りの は りの は りの は りの は りの は りの | 86 推計取り を |
| | | | 号に調 の現業し措 を | 計国、文本件グと手とない。文本件が行っとがでいる。 | い大地 | 明び とっえ立り。の特に原 新件いの企 のおいの の の の の の の 明例 の の の の 明別 は ま で の の で の 出 で の に の の で の で の で の で の で の で の で の で | 申請して では 関を で と で と で で と で で で で で で で で で で で で | り、R4~F り、R4~C り調 かる が で お りて け 置のする を 業 で た え た え た え た え た る た え た え た え た え た え | R6 推き 関度 を 所し で ら し た し に も た 提 制 で も た し も た し も た し も た し も た し も た し も と も と も と も と も と も と も と よ と よ と よ と |
| | | | 号に調 の現業し措なではる 度の現業して置いて 年対のと検は、 | 計 国 は し に 立 り い な 本 件 グ と り と り と り と り り り り り り り り り り り り | い大地 が借望ったな果がはのではの業 のではのまでではのでは、一次では、一次では、一次では、果がでは、果がでは、果がでは、いいのでは、一次では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 明び とっえ立り。の特に原 新件いの企 のおいの の の の の の の 明例 の の の の 明別 は ま で の の で の 出 で の に の の で の で の で の で の で の で の で の で | 申請して では 関を で と で と で で と で で で で で で で で で で で で | り、R4~F り、R4~C り調 かる が で お りて け 置のする を 業 で た え た え た え た え た る た え た え た え た え た え | R6 推き 関度 を 所し で ら し た し に も た 提 制 で も た し も た し も た し も た し も た し も と も と も と も と も と も と も と も と も と よ と よ |

| | • | | | | | | | |
|-----|----------|------------------------|----------------|-------------------------|----------------|-------------|---------------------------------------|-----------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 適用額 | (単位:百: | E 🖽) | | | | | |
| (2) | 心力锐 | (单位,日) | R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 | R6 年 |
| | | | | 度(実 | 度(推 | 度(推 | 度(推 | 度(推 |
| | | | 度(実 績) | 及(天 績) | 及(推)計) | 及(推 計) | 及(推)計) | 及(推 計) |
| | | '本 四 宏 | | | | | | |
| | | 適用額 | 53.6 | 20.1 | 104.9 | 65.0 | 2394.0 | 1221.7 |
| | | ※1 R1~ | | | は、一租税 | 特別措直(| り週用 乗り | 点調金の |
| | | 結果に関す | | | ᄆᄯᄼᄮᆂᄆᆡᄔ | t 罢 :t ·佐 仁 | 公 00 名 | - 0 4 笠 0 |
| | | ※2 R3 推 号に基づく | | | | | | |
| | | 方に基う、 | | | | | | |
| | | 査による。 | 玩吧业地 | 正未及い | かれめて | ノンケード | 河且 及い国 | リピタンショ |
| 2 | 減収額 | <u>単による。</u> (単位:百) | 5日) | | | | | |
| 3 | / | 年四.日 | R1 年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 | R6 年 |
| | | | 度(実 | 度(実 | 度(推 | 度(推 | 度(推 | 度(推 |
| | | | ↓ 及 (夫 績) | 及(天 績) | 及(推 計) | 及(推 計) | 及(推 計) | 及(推 計) |
| | | 法人税 | 12.4 | 4.7 | 24.3 | 15.1 | 555.4 | 283.4 |
| | | 法人住 | 1.2 | 0.4 | 2.3 | 1.4 | 52.2 | 26.6 |
| | | 民税 | 1.2 | 0.4 | 2.3 | 1.4 | 32.2 | 20.0 |
| | | 法人事 | 0.9 | 0.4 | 1.8 | 1.1 | 41.3 | 19.9 |
| | | 業税 | 0.9 | 0.4 | 1.0 | 1.1 | 41.5 | 19.9 |
| | | 【法人税】 | | | <u> </u> | | <u> </u> | |
| | | | 一 演田館 ⁵ | ×法人税率 | 気(0 232) | | | |
| | | 【法人住民 | | ハムハルー | F (0.202) | | | |
| | | | | 字税 減 収 客 | 百十法 人市 | 可村民税 | 減収額 | |
| | | | | | | 《県民税率 | | |
| | | | | | | 双额×市町 | | (8.4%) |
| | | | | | | 人住民税• | | , |
| | | | | 自治税務 | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 170 170 1 |
| | | 【法人事業 | | | | | | |
| | | 減収額: | =法人税》 | 咸収額×洗 | 去人事業科 | 汽率 | | |
| | | ※法人 | 事業税は | 京都府にお | いては 7. | 48%、奈良 | 県において | ては 7.0% |
| | | (「法. | 人住民税· | ·法人事業 | 税 税率- | - 覧表(総 | 務省自治和 | 说務局)」 |
| | | による | 5) | | | | | |
| 4 | 効果 | 《政策目的 | の達成状 | 況及び達 | 成目標の | 実現状況》 | <u> </u> | |
| | | 文化∙学 | ₩術•研究(| の拠点形成 | 戊に向けて | 整備が進 | められてお | り、令和 |
| | | 4年4月時 | 点で 152 | の研究所 | 用施設等계 | が立地して | いる。令和 |]2~3年 |
| | | にかけて4 | 施設が立 | 地したもの | つの、新型 | コロナウイ | ルス感染物 | 症拡大の |
| | | 影響等に | よる企業σ. |)立地延期 | 、老朽化 | こよる施設 | 閉鎖等が | 原因とな |
| | | り、近年、 | 施設立地 | 数は横ばし | ハになって | いる。ただ | し、関係府 | 県へのア |
| | | ンケート結 | | | | | | |
| | | に 165 施語 | | | | | | • |
| | | ては、企業 | | | | 地面積の均 | 曽加により | 、令和2年 |
| | | 4月時点で | | なっている |) ₀ | | | |
| | | (単位:件) | _ | | | | | |
| | | | R1年 | R2 年 | R3 年 | R4 年 | R5 年 | R6 年 |
| | | | 度(実 | 度(実 | 度(実 | 度(推 | 度(推 | 度(推 |

| 横) 横) 横) 計) 計) 計) 加数 151 152 152 156 160 162 地数 ※RI~R3 実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構への聞き取り調査による。R4~R6 推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。 (単位:%) R1 年 R2 年 R3 年 R4 年 度(推 度(推 度(推 度(推 度(集 積) 積) 計) 施設整 積) 積) 計) 計) 計) 計) 計) 施設整備率 (研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置を活用した企業はこれまでに44 社あり、本特例措置を |
|--|
| 地数 ※R1~R3 実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構への聞き取り調査による。R4~R6 推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。 (単位:%) R1 年 R2 年 R3 年 R4 年 R5 年 R6 年度(実度(実度(実度(推度(推度(推度(推高))))) 計) 計) 計) 計) 計) 計) 計) 施設整 |
| ※R1~R3 実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構への聞き取り調査による。R4~R6 推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。 (単位:%) R1 年 R2 年 R3 年 R4 年 R5 年 R6 年 度(実 度(実 度(実 度(推 度(推 接) 績) 計) 計) 計) 施設整 (持 計) 計) 施設整 55.1 56.5 54.1 55.4 56.5 57.5 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 構への聞き取り調査による。R4~R6 推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。 (単位:%) R1 年 R2 年 R3 年 R4 年 R5 年 度(推 度(推 度(推 度(推 績) 績) 計) 計) 計) 計) 施設整 (養) (持) 計) 計) 計) 施設整 (大) |
| 立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。 (単位:%) R1 年 R2 年 R3 年 R4 年 R5 年 R6 年 度(実 度(実 度(推 度(推 積) 積) 計) 計) 計) 計) 施設整 (養 積) 計) 計) 計) 施設整 (|
| (単位:%) R1 年 R2 年 R3 年 R4 年 R5 年 R6 年 度(実 度(実 度(実 度(推 度(推 度(推 積) 積) 計) 計) 計) 施設整 55.1 56.5 54.1 55.4 56.5 57.5 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| R1年 R2年 R3年 R4年 R5年 R6年度(実度(実度(実度(実度(推度(推度(推積) 積) 計) 計) 計) 施設整 55.1 56.5 54.1 55.4 56.5 57.5 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 度(実 度(実 度(実 度(推 度(推 計) 計) 計) 施設整 55.1 56.5 54.1 55.4 56.5 57.5 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 積) 積) 精) 計) 計) 計) 施設整 55.1 56.5 54.1 55.4 56.5 57.5 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 施設整 55.1 56.5 54.1 55.4 56.5 57.5 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 備率 ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備 状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に 基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| ※施設整備率=(研究施設立地済面積/研究施設用地面積)×100 ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備 状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に 基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| ※R1~R3 実績値とR4 推定値については、府県に対し実施した整備 状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に 基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 状況調査による。R5~R6 推計値については、近年の年間増加面積に 基づき推計。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| |
| |
| 活用した企業に対する本特例措置が果たす立地インセンティブについ |
| お用した正素に対する本特例指置が来たす立地インセンディンに 30 てのヒアリング等の結果では、「立地の際、本特例措置の活用を前提 |
| して検討した。」「企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思 |
| 決定を行い、その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとな |
| った。」といった意見があったことから、企業の立地判断に大きな影響 |
| を与えており、達成目標の実現に寄与していると言える。 |
| ⑤ 税収減を是 近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、今後3 |
| 認する理由 年間にわたって多数の研究所用施設の進出が見込まれている。 |
| 等学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まり |
| は、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業 |
| の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せ |
| て、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国 |
| の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今 |
| 後も税収減を是認するに足る効果が期待される。 |
| 11 相当性 ① 租税特別措 研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、領 |
| 置等による 積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。 |
| べき妥当性 本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、 |
| 等 ・ 立地誘導する上で有効に機能しており手段として的確である。 |
| また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致する |
| ば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象 |
| |
| が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点 |
| 本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納 |
| 税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への |
| 負担が少ない点からも妥当性が認められる。 |
| 適用対象については、投資資金額が3.5億円以上のものに限定し |
| ており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、 |
| 学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの |

| | | | 発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。 |
|----|--------------|----------------------------------|--|
| | | ② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | 他の政策手段はない。 |
| | | ③ 地方公共団 体が協力す る相当性 | 本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。 |
| 12 | 有識者の | 見解 | _ |
| 13 | 前回の事 評価の実 | 前評価又は事後 施時期 | 令和2年9月(R2 国交 02) |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例 |
|-----|--|---|
| ' : | の名称 | 措置の延長 |
| | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | (法人税:義)(国税 27) |
| | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 |
| | 税目 | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】 【単独· <u>主管</u> ·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | 長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資 |
| | | 産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について |
| | | 課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 75%・70%))を認める。 |
| | | 《要望の内容》 |
| | | ・措置の適用期限の3年間延長等を行う。(令和8年3月 31 日まで) |
| | | 《関係条項》 |
| | | NR バスタッ 租税特別措置法第 37 条第1項第4号、第 37 条の4、第 65 条の7第1 |
| | | |
| | 扣业中 | 項第4号、第 65 条の8、第 65 条の9 |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期: 令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間:平成 30 年度~令和7年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 6年度 創設 |
| | | 平成 7年度 延長 |
| | | 平成 8年度 延長·拡充 平成 9年度 延長·拡充 |
| | | 平成10年度 延長・拡充 |
| | | 平成13年度 延長 |
| | | 平成16年度 延長 |
| | | 平成19年度 延長 |
| | | 平成21年度 延長 |
| | | 平成24年度 延長・縮減 |
| | | 平成27年度 延長·縮減 |
| | | 平成29年度 延長 |
| | | 令和2年度 延長 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 3年間(令和5年度~令和7年度) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| ľ | 等びその根拠 | 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資 |
| | () (((())) (() () (()) (() () () () (() () () () () (() () () () () () () (() () () () (() () () () () (() () () () () (() () () () (() () () () (() () () () (() () () (() () () () (() () () (() () () (() () (() () (() () (() () (() () (() () (() (() () ((() (() (() ((() ((() ((() ((() (((() (((((((((((| を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、企業の生産性向上、 |
| | | 国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利 |
| | | |
| | | 用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍 |
| | | からの経済活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様 |
| | | 性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る。 |
| | | 《政策目的の根拠》 |
| | | 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決 |
| | | |
| | | 定)において、「コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることに鑑み |
| | | 定)において、「コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることに鑑み (略)経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確 かなものとしていく」、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを |

| | | | | 取り戻し、新 | 陳代詞 | 射と多れ | 様性に | ニ満ちた | :裾野の | の広い約 | 怪済成: | 長(略) | を実 |
|----|-----|----------|-------|-----------------|----------|------------|---------------|-------------|----------------|----------|---------------------|-----------|-----------------|
| | | | | 現する」、「こ | れまで | で長期 | にわた | こり低迷 | むてき | た民間 | 投資を | 喚起し | 、経済 |
| | | | | を安定成長組 | 経路に | 乗せて | ていく』 | 必要が | ある」と | されて | いる。 | | |
| | | | | 以上より、ス | 本特例 | リはコロ | コナ禍 | からの | 回復を | 確かな | ものに | し、新阪 | 東代謝 |
| | | | | と多様性に満 | 島ちた! | 裾野σ | 広い | 経済成 | 長の実 | ₹現に向 | けて取 | なり組む | 政府 |
| | | | | の方針に沿っ | うもの | である | 0 | | | | | | |
| | | (2) | 政策体系に | 政策目標9 | 市場 | 景環境 | の整備 | 睛、産業 | 美の生産 | 全性向. | 上、消費 | 貴者利益 | 益の保 |
| | | | おける政策 | | 護 | | | | | | _ , ,,,,,, | | |
| | | | 目的の位置 | │ │施策目標 31 | | h産市: | 場の刺 | を借わ | 商正か: | 十批利 | 用のた | めの冬 | 件慗 |
| | | | 付け | | | 推進 | | - 1100 \ \ | <u>- 11- 0</u> | /0/1/ | /13 0 / / _ | w, w, ,/< | 11 15 |
| | | ② | 達成目標及 | 《租税特別拮 | | | · - | トコレ | せる日: | ₩ | | | |
| | | (S) | びその実現 | ・法人及び | | | | | | | 未利用 | 3 + | 空多地 |
| | | | による寄与 | 等)の面 | | | | | | | | | |
| | | | による可力 | 和7年度 | | | | | | | | | • • |
| | | | | ・法人の長 | 期保有 | 1土地 | の取引 | 引件数 | (平成 | 29 年月 | 隻:2. | 7万件- | →令和 |
| | | | | 7年度: | 2.9万 | (件) | | | | | | | |
| | | | | 《政策目的に | 対す | る租税 | 特別打 | 措置等 | の達成 | 月標実 | ₹現によ | る寄与 | L » |
| | | | | 本措置は、 | 、事業 | 再編り | き新た | な設備 | 投資を | 行うイ | ンセン | ティブを | 与え |
| | | | | ることから、こ | 土地を | より有 | 効に | 舌用す | る担い | 手に移 | 転する | ことを仏 | 足進す |
| | | | | ることが出来 | る。 | | | | | | | | |
| 10 | 有効性 | 1 | 適用数 | 〇適用数 | | | | | | | | | |
| 10 | 等 | 0 | 旭加久 | | 平成 | ; | . 1 n | | | | | | |
| | ग | | | | 30 | | 和 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | | | | 1 - 11 - 11 | | | 元 | | | | | | |
| | | | | ││適用件数 | 1,01 | 6 | 996 | 900 | 971 | 971 | 971 | 971 | 971 |
| | | | | (件) | | | | | | | | | |
| | | | | (注1) 実績 | ∮値(平 | ヹ成 30 |) 年度 | ~令和 | 12年度 |)は、「 | 租税特 | 別措置 | の適 |
| | | | | 用実 | ミ態調: | 査の網 | ま果に | 関する | 報告書 | (第 20 | 8 回国 | 会提出 |)」か |
| | | | | ら引 | 用。 | | | | | | | | |
| | | | | (注2) 令和 | 13年月 | 度以降 | は、平 | ☑成 30 | ~令和 | 2年度 | の適用 | 件数の | 平 |
| | | | | 均。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 前回要望 | 時の剤 | f期の | 想定で | では適用 | 用数は | 896 件 | 程度と | 予測し | ていた |
| | | | | ところ、直近 | 3年間 | (平成 | 30 年 | ∼ 令₹ | [2年] | の実績 | 値の平 | 均適用 | 数は |
| | | | | 971 件となっ | ており | 、想定 | 外に | 僅少·ၨ | 莫大でに | はない。 |) | | |
| | | 2 | 適用額 | 〇適用額 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 平成 | 令和 | | | | | | |
| | | | | | | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | | | | 損金算入額 | | | | 3.854 | 4 504 | 4 504 | 4,504 | 4 504 | 4,504 |
| | | | | 原並非八版 (億円) | | 4,968 | 1,000 | 0,00 | 1,001 | 1,001 | 1,001 | 1,001 | 4,004 |
| | | | | | 長値(立 | Z ft 30 |) 任 使 | ~今和 | |)/+ [| □ 租税特 | 민병품 | の適 |
| | | | | | | | | | | | 祖机特 | | |
| | | | | m st ら引 | | 旦い州 | ストー | は しん | ᇼᆸᆸ | \ 2D ZU | | 厶]化凵 | / 7 /7 . |
| | | | | | | 在门顶 | ./+ रा | ᅋ | ~ 全 和 | 2年度 | の損金 | 笛~茄 | i Λ TV |
| | | | | '' ' ' | 10年月 | 文以阵 | 1 4、 † | - 灰、30・ | でつか | 4年度 | い頂立 | 异八谼 | ツキ |
| | | | | 均 。 | | | | | | | | | |
| | | | | 84.36 /小 P = 1 | 14.4十 | 미 +# 즉 | ≞∧`≠ | 田中兴 | ÷=m ⋆ ϭ | へ (土 田 / | - BB - - - 7 | 7 ±p ++ = | ₽ / ♠ |
| | | | | 財務省『租 | | | | | | | | | |
| | | | | 和4年1月国 | | _ | | | | | | | |
| | | | | ス業など多様 | ₹なま | 種の引 | ≢業者 | に沽井 | されて | おり、道 | 団用に | 崩りはな | ばい。 |

③ 減収額 ○減収額

| | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-------|----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法人税 | 957 | 898 | 718 | 858 | 858 | 858 | 858 | 858 |
| (億円) | | | | | | | | |
| 法人住民税 | 149 | 140 | 72 | 121 | 121 | 121 | 121 | 121 |
| (億円) | 149 | 140 | 12 | 121 | 121 | 121 | 121 | 121 |
| 法人事業税 | 210 | 293 | 255 | 289 | 289 | 289 | 200 | 200 |
| (億円) | 318 | 293 | 200 | 289 | 289 | 289 | 289 | 289 |

- (注1) 推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。
- (注2) 鉄道事業における買換分も含む。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

| ************************************** | | | | | | | | |
|--|----------|---------|-----|-----|--|--|--|--|
| | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | | | | |
| | 30 | ノし | | | | | | |
| 法人の長期保有土地の取引 件数(万件) | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.8 | | | | |
| (参考)土地取引件数(万件) | 131 | 131 | 127 | 135 | | | | |
| 低未利用地面積(万 ha) | 18.9 | | | | | | | |
| (参考)低未利用地のうち法 人所有土地の面積(万 ha) | 5.3 | | | | | | | |

- (注1) 土地取引件数の実績値(平成30年~令和3年)は、法務省 「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件 数」。
- (注2) 低未利用地面積は、国土交通省「土地基本調査」より平成30 年の実績値。

〇所期の目標の達成状況

・法人の長期保有土地の取引件数

法人の長期保有土地の取引件数は、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、平成30年から令和3年まで順調に増加しており(平成30年2.69万件→令和元年2.71万件→令和2年2.69万件→令和3年2.83万件(※))、直近の件数の推移から、前回評価時に目標とした2.8万件に到達するものと見込まれる。

- (※)直近(令和2年・令和3年)の法人の長期保有と土地の取引件数は以下のとおり推計。
 - ① 令和2年・令和3年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約127万件・約133万件(※1)
 - ② ①のうち、法人が売り主となる土地取引の割合は、38.6%(※ 2)
 - ③ ②のうち、保有年が 10 年以上であって、かつ譲渡益が出る 昭和 55 年以前から保有する土地の売却(※3)を、増加を目指 すべき長期保有土地の譲渡とすると、その割合は法人売主に よる土地取引の 5.5%(※4)。

以上より、令和2年度の、法人の長期保有土地の譲渡に係る土地取引の件数は、全体の土地取引(①)×法人売主の割合(②)×10年超保有で譲渡益が出る割合(③)

- =127 万件× 38.6% × 5.5%(令和2年)=約 26,962 件
- =133 万件× 38.6% × 5.5%(令和3年)=約 28,236 件
- ※1 法務省「登記統計」令和2年分より。
- ※2 国土交通省「土地保有・動態調査(令和2年取引分)」 より。
- ※3 国土交通省「地価公示」によると、平成21年以前において、令和元年(昭和49年を100とすると114.5)の地価水準より低いのが昭和55年以前のため。
- ※4 国土交通省「土地保有移動調査(平成29年取引分)」より。土地保有移動調査では昭和60年以前については年別の割合が明らかでないため、昭和60年以前の取引の割合を引用。

•低未利用地面積

本指標は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値(18.9万 ha)である。平成30年度の実績値は平成15年(初期値)・平成25年度の実績値に比べて増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万 ha(平成15年) $\rightarrow 5.7万 ha$ (平成25年) $\rightarrow 5.3万 ha$ (平成30年)と減少している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

(所期の目標への寄与度について)

本特例措置により、年度平均で合計 296.8ha の低未利用地が解消したものと推計(※1)しており、令和4年までに低未利用地を13.1万ha まで減少させるためには、1年辺りに必要な低未利用地減少面積は2667ha(※2)であるため、本特例措置の寄与度は11%となる。

- ※1 令和4年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケート を基に、以下のとおり推計。
 - ①不稼働不動産・駐車場・工場跡地は、低未利用地であるとして、面積を計上(合計 12.11ha)
 - ②工場・倉庫は償却期間を 40 年と置き、保有期間 40 年超の資産を計上(合計 14.9ha)
 - ③店舗は償却期間を 40 年と置き、保有期間 40 年超の資産を計上(合計 0.81ha)
 - ④住宅・事務所は償却期間を 50 年と置き、保有期間 50 年超の 資産を計上(合計 28.99ha)
 - ⑤①~④の合計を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回・208 回)」により把握された令和元年度・令和2年度の平均適用法人数 948 法人に換算:56.82ha【①~④合計】×(948/49【アンケートにより把握した適用法人数】)=1099.26ha
 - ⑥本特例により喚起された低未利用地の取引面積を、アンケートにおいて「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(=約27%)より推計:1099.26ha×27%

=296.80ha

※2 (15.5 万 ha-13.1 万 ha)/9年≒2667ha

また、法人の長期保有土地の取引件数については、本特例措置により、年度平均で1259件の土地取引が喚起されていると推計(※)しており、令和4年:2.8万件の目標に対する本特例措置の寄与度は4%となる。

- ※1 令和4年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケート を基に、以下のとおり推計。
 - ①アンケート結果より把握した譲渡資産(土地)の取引件数:184 件、取得資産(土地)の取引件数:57件。
 - ②①の譲渡資産(土地)・取得資産(土地)のそれぞれを「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 204 回・208回)」により把握された令和元年度・令和2年度の平均適用法人数 948 法人に換算:
 - ・譲渡資産(土地):184 件×(948/49【アンケートにより把握した 適用法人数】)=3560 件
 - ・取得資産(土地):57 件×(948/49【アンケートにより把握した 適用法人数】)=1103 件
 - ・譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計=1259件
 - ③本特例により喚起された土地取引面積を、アンケートにおいて 「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回 答した法人割合(=約27%)より推計:(3560件×27%)+ (1103件×27%)=1259件

(将来の効果について)

本特例が延長された場合は、上記推計の効果が継続するものと考えられ、本特例により喚起された低未利用地の取引面積は年度平均で合計 296.80ha、法人の長期保有土地の取引件数は、年度平均で合計 1259 件となる。

法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成 30 年: 18.9 万 ha→令和 5 年: 20.6 万 ha、令和 7 年度: 21.3 万 ha、令和 10 年: 22.3 万 ha)の政策目標を達成するためには、年換算 3400 ha の低未利用地を減少させる必要があり、本特例措置の寄与度は、(296.80 ha/3400 ha)×100 = 9%となる。

また、法人の長期保有土地の取引件数令和7年度: 2.9 万件の目標に対する本特例措置の寄与度は(1259件/2.9万件)×100=4%となる。

⑤ 税収減を是 認する理由 等

本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その 適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業 の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさ らなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化 を通じた土地の有効利用の促進等の本特例の目的を達成するために 効果的である。

本特例により、企業に土地等の譲渡益を活用することによって事業 再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与え、土地をより有効に 活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上 や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、

| | | | | ,, | | | | | |
|----|--------------------------------|-------|--------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 不動産ストックの価値向上が図られているところであり、その効果は、 | | | | | |
| | | | | これまでの税収減(平成 30 年度:957 億円、令和元年度:898 億円、 | | | | | |
| | | | | 令和2年度:718 億円)および今後の見込み(716 億円)に比して大きい | | | | | |
| | | | | ため、税収減を是認することができる。 | | | | | |
| | | | | なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最 | | | | | |
| | | | | 終的な納税額に変化は生じない。 | | | | | |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 | 本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、そ | | | | | |
| | | - | 置等による | の適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事 | | | | | |
| | | | べき妥当性 | 業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的 | | | | | |
| | | | 等 | な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進 | | | | | |
| | | | | し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政 | | | | | |
| | | | | 策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。 | | | | | |
| | | _ | ルの士垣井 | | | | | | |
| | | (2) | ②他の支援措 | 事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換え | | | | | |
| | | | 置や義務付 | については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情 | | | | | |
| | | | け等との役 | から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置 | | | | | |
| | | | 割分担 | を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。 | | | | | |
| | | 3 | 地方公共団 | 本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を | | | | | |
| | | | 体が協力す | 図り、地方における新たな設備投資を促進することで、コロナの影響を | | | | | |
| | | | る相当性 | 受けた地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるも | | | | | |
| | | | | のであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに | | | | | |
| | | | | 相当性がある。 | | | | | |
| | +=\n + \cdot | = p: | 7 | 世当にかる。 | | | | | |
| 12 | 2 有識者の見解 | | ŧ. | | | | | | |
| 10 | 前回の車 | ÷÷ ≡፣ | (ボワけ車後 | <u>◆和元年8月 (D1 国六 00)</u> | | | | | |
| 13 | 3 : 前回の事前評価又は事後 : 評価の実施時期 | | | 令和元年8月(R1 国交 09) | | | | | |
| | 計画の夫別 | 四年 | 力力 | | | | | | |

適用実績の積算根拠

項目 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長

(積算根拠)

・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年4月国会提出)」によると、平成30年度、令和元年度及び令和2年度に長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例(4号買換)の適用を受けた法人数及び損金算入額は以下の通り。

平成30年度: (法人数) 1016件 (損金算入額) 4, 968億円

令和元年度 : (法人数) 996件 (損金算入額) 4, 689億円

平成2年度 : (法人数) 900件 (損金算入額) 3, 854億円

・また、参・予算委員会資料「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』(平成30年度、令和元年度、令和2 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

平成30年度: 1133億円

令和元年度 : 1071億円

令和2年度 : 1103**億円**

・従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例(4号買換)による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置 の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年4月国会提出)」の平成30年度、令和元年度及び令和2年度適用実績に よれば、

平成30年度:特例全体の適用総額 5,880億円、うち4号買換の適用総額 4,968億円

令和元年度: :特例全体の適用総額 5,595億円、うち4号買換の適用総額 4,689億円

令和2年度:特例全体の適用総額 5,923億円、うち4号買換の適用総額 3,854億円

であるから、4号買換による減収額は、

平成30年度: 1133億円 × (4, 968億円 ÷ 5, 880億円) = 957. 2・・・

≒<u>957億円</u>

令和元年度 : 1071億円 × (4, 689億円 ÷ 5, 595億円) =898. 5・・

≒898億円

令和2 年度: 1103億円 × (3, 854億円 ÷5, 923億円) =717. 7・・・

≒718億円

減収見込額の積算根拠

項目 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等

(平年度ベース) 減収見込額 858億円

(積算根拠)

・前記のとおり、4号買換による直近の減収額は、

・令和3年度以降の減収額は、平成30年度・令和元年度・令和2年度の平均から、以下のとおり算出。

減収見込み: (957億円 +898億円+718億円) ÷ 3 ≒ 858億円

法人住民税・法人事業税に係る減収額について

単位:千円

| _ | | 平成30年 | 令和元 年 | 令和2年 | 見込み(3年平均) |
|-------|---------|------------|------------|------------|------------|
| 法人住民税 | | 14,932,081 | 14,033,288 | 7,241,553 | 12,068,974 |
| | 道府県民税 | 3,704,081 | 3,481,126 | 1,251,627 | 2,812,278 |
| | 市町村税 | 11,228,000 | 10,552,162 | 5,989,926 | 9,256,696 |
| 法人事業税 | į. | 31,814,783 | 29,286,557 | 25,535,551 | 28,878,964 |
| | 事業税 | 18,516,162 | 16,757,511 | 16,368,063 | 17,213,912 |
| | 地方法人特別和 | 13,298,621 | 12,529,046 | 9,167,488 | 11,665,052 |
| 合計 | | 46,746,864 | 43,319,845 | 32,777,104 | 40,947,938 |

総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より

| 単体法人 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 見込み(3年平均) |
|---------|------------|------------|------------|-------------|
| 法人住民税 | 12,498,740 | 11,565,006 | 6,124,889 | 10,062,878 |
| 道府県民税 | 3,100,462 | 2,868,839 | 1,058,623 | 2342641.333 |
| 市町村税 | 9,398,278 | 8,696,167 | 5,066,266 | 7720237 |
| 法人事業税 | 28,044,021 | 25,228,397 | 22,636,854 | 25,303,091 |
| 事業税 | 16,914,023 | 14,904,196 | 14,873,747 | 15563988.67 |
| 地方法人特別税 | 11,129,998 | 10,324,201 | 7,763,107 | 9739102 |
| 合計 | 40,542,761 | 36,793,403 | 28,761,743 | 35,365,969 |

| 連結法人 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 見込み(3年平均) |
|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 法人住民税 | 2,433,341 | 2,468,282 | 1,116,664 | 2,006,096 |
| 道府県民税 | 603,619 | 612,287 | 193,004 | 469636.6667 |
| 市町村税 | 1,829,722 | 1,855,995 | 923,660 | 1536459 |
| 法人事業税 | 3,770,762 | 4,058,160 | 2,898,697 | 3,575,873 |
| 事業税 | 1,602,139 | 1,853,315 | 1,494,316 | 1649923.333 |
| 地方法人特別税 | 2,168,623 | 2,204,845 | 1,404,381 | 1925949.667 |
| 合計 | 6,204,103 | 6,526,442 | 4,015,361 | 5,581,969 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | が別は国守に保る以来の争削計画者 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 の名称 | 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長 | | | | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の 対象税目 | (登録免許税:外)(国税 29) | | | | | | |
| | ② 上記以外の 税目 | | | | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 | | | | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | | | | |
| | | 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の税率について、下記の | | | | | | |
| | | 特例措置を認める。 | | | | | | |
| | | ① 所有権移転登記 | | | | | | |
| | | 本則税率:2% 特例税率:1.5% | | | | | | |
| | | ② 信託登記 | | | | | | |
| | | 本則税率:0.4% 特例税率:0.3% | | | | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | | | | |
| | | 措置の適用期限の2年間延長等を行う。(令和7年3月 31 日まで) | | | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | | | | |
| | | (関係条文:租税特別措置法第72条第1項) | | | | | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省不動産·建設経済局不動産市場整備課 | | | | | | |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期: 令和4年8月 | | | | | | |
| | ,象期間 ———————————————————————————————————— | 分析対象期間: 平成 30 年度~令和6年度 | | | | | | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 15 年度 創設 | | | | | | |
| | | 平成 18 年度 2年間延長 平成 20 年度 3年間延長 | | | | | | |
| | | ・ | | | | | | |
| | | 平成 21 年度 段階的税率引き上げを2年間据え置き | | | | | | |
| | | (当省からの要望なし) | | | | | | |
| | | 平成 25 年度 2年間延長 | | | | | | |
| | | 平成 27 年度 2年間延長 | | | | | | |
| | | 平成 29 年度 2年間延長 | | | | | | |
| | | 令和元年度 2年間延長 令和3年度 2年間延長 | | | | | | |
| 8 | | 2年間(令和5年度~令和6年度) | | | | | | |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 | | | | | | |
| | 等びその根拠 | 土地の取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、 | | | | | | |
| | | 低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利 | | | | | | |
| | | 用の促進・土地取引の活性化を図り、コロナ禍からの経済社会活動の | | | | | | |
| | | 回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させる。 | | | | | | |
| | | 《政策目的の根拠》 「終済財政運営と改革の其本方針 2022」(今和4年6月7日問議決定) | | | | | | |
| | | 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定) においては、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻 | | | | | | |
| | | し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長(略)を早期に実 | | | | | | |
| | | 現する。」とされている。 | | | | | | |
| | - | | | | | | | |

| | | | | 以上より と多様性 の方針に | に満ちた | 裾野の広 | | | | のにし、親 ヤて取り組 | | |
|--|-----|---|----------------|--|------------|-----------------------|------------|---|-----------|--------------------------|-----------|--|
| | | 2 | 政策体系における政策 | 政策目標 | 1 少子 | | 等に対応 | した住生 | 活の安定 | この確保! | 及び | |
| | | | 目的の位置 | 施策目標 | | | | | 居住環境 | 竟・良質な | | |
| | | | 付け | 政策目標 | | ストック <i>の</i> 環境の整 | | | i 自上、i | 当費者利: | 益の | |
| | | | | | 保護 | | o ## !# !! | \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | uk falma | 2440 | | |
| | | | | 施策目標 | | 可座巾場の 整備を推 | | 週止なエ | :地利用(| ひてこめりひり | | |
| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特别 | | | | | | 1.1. / -1. 1. | l. 6/5 \ | |
| | | | びその実現 による寄与 | 法人及び 面積 | 世帝かり | 丌有する≒ | モ地なと | こ係る低 | *木利用: | 地(空され | 四寺)の | |
| | | | | 平成 30 年:18.9 万 ha→令和5年:20.6 万 ha、令和7年度:21.3ha、 | | | | | | 3ha、令 | | |
| | | | | 和 10 年: 土地取引 | | | :128 万华 | 牛→令和 | 7年:139 | 万件) | | |
| 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現に土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取 | | | | | | | - " | | | | | |
| | | | | 土地の流 担を軽減 | | | | | | | る税負 | |
| 10 | 有効性 | 1 | 適用数 | 〇適用数 | | | | | | | | |
| | 等 | | | (土地の所有権移転登記に係る登録免許税) | | | | | | | | |
| | | | | | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | | | | 適用件数 | 1,103,270 | 1,123,004 | 1,085,295 | 1,104,150 | 1,104,150 | 1,104,150 | 1,104,150 | |
| | | | | (所有権の信託登記に係る登録免許税) | | | | | | | | |
| | | | | | 平成 30 | 令和 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | | | | 適用件数 | | 元 | | | | | | |
| | | | | (件) | 2,296 | , | 2,378 | 2,612 | 2,612 | 2,612 | 2,612 | |
| | | | | 出典:「登 令和3年 | | | ;年度· 佘 | 和2年度 | の適用体 | ‡数の平: | 均。 | |
| | | 2 | 適用額 | 〇適用額 | į | | | | | | | |
| | | | | (土地の戸 | 所有権移 平成 | 転登記に 令和 | | 录免許税 |) | | | |
| | | | | | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | | | | 適用額(億円) | 1,764 | 1,719 | 1,555 | 1,637 | 1,637 | 1,637 | 1,637 | |
| | | | | (所有権(| | 記に係る | 登録免詞 | 午税) | | T | | |
| | | | | | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | | | | 適用額 (億円) | 9 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | |
| | | | | 出典:「登 | 記統計」 | 法務省 | - | - | | | | |

| 1 | | | 会和2年 | 度以降は | 会和 示 | 在 床 . 스 | ・手口の午 | (中の冷 | 田畑の | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | |
|---|---|-----------------------------|--|-----------------------|----------------|-----------------------|---------------|---------------|------------|---------------------------------------|------------|--|
| | 3 | 減収額 | 〇減収額 | | 、 TI YU JU | · 十 | 3 | ・皮の地 | ☑用領V. | 一巧。 | | |
| | ٥ | 1/2/- IA | | · 听有権移 | 転登記に | 係る登 | 録免許 | 税) | | | | |
| | | | | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | L | 5 | 6 | |
| | | | 減収額 (億円) | 588 | 573 | 518 | 5 | 46 | 546 | 546 | 546 | |
| | | | (所有権(| の信託登記 | 記に係る | 登録免詢 | 許税) | 1 | " | , | | |
| | | | | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | ŀ | 5 | 6 | |
| | | | 減収額 (億円) | 3 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | | | | 計」法務省 度以降は | | | | 度の減 | ℄収額σ |)平均。 | | |
| | 4 | ④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 | | | | | | | | | | |
| | | | | 平成 30 | 令和 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |
| | | | 土地取引件数(万件) | 13 | 1 131 | 127 | 133 | 134 | 136 | 137 | 139 | |
| | | | 土地取引件数の実績値(平成30年~令和3年)は、法務省「登記統計」における「土地の売買による所有権の移転件数」。 | | | | | | | | | |
| | | | 令和4年度以降は達成目標。 | | | | | | | | | |
| | | | 〇所期の ・土地取 | | 成状況 | | | | | | | |
| | | | 土地取り 有権の移 | 引件数は 転件数」。 | | | | | | | | |
| | | | 以来の景気後退の影響により、114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策による効果により、近年回復傾向にあり、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響等によ | | | | | | | | | |
| | | | り、件数な | | いるもの | の、令 | 和3年1 | こは 133 | 3万件 | となって | いる。 | |
| | | | + 次 36 3年間=(前回要望 る。 | 0.9 万件埠 | 加しては | おり、こう | した直 | 近の実 | 績値の | 推移か | らは、 | |
| | | | ・低未利原 本指標 あり、最新 | は5年に | | | | | | | | |
| | | | 年度の実増加して | 績値は平 いるもの <i>0</i> | 成 15 年)、低未 | 三(初期値 利用地 <i>の</i> | 直)・平月)うち法 | 成 25 年 人所有 | 度の実 土地の | 経績値に)面積に | 比べて ついて | |
| | | | は、本特付 15年)→ | | | | | | | | | |

| | | | | る。他方、低未利用地のうち個人の土地所有土地の面積については 人口減少等の影響により、6.8 万 ha(平成 15 年)→9.8 万 ha(平成 25 年)→13.6 万 ha(平成 30 年)と急増しており、こうした傾向に歯止めを かけていく必要がある。 |
|----|-----|-----|--------------------------------|--|
| | | | | 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置 の直接的な経済波及効果は、本特例の減収見込額以上の経済波及 効果があると認めることができる。このため土地の流動化・有効利用を 促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚 起することが有効である。 |
| | | | | 国土交通省「土地保有・動態調査(2020 年取引分)」、「建築着工統計 調査(令和3年計)」等より推計 |
| | | (5) | 税収減を是 認する理由 等 | 本措置は土地の取得時の所有権移転登記等に係る登録免許税の 負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発 生を抑制するとともに、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地 取引の活性化に資するものである。 その効果は、本特例の減収見込額以上の経済波及効果があると推 計されるため、税収減を是認することができる。 |
| | | | | 国土交通省「土地保有・動態調査(2020 年取引分)」、「建築着工統計 調査(令和3年計)」等より推計 |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 置等による べき妥当性 等 | 土地の流動化・有効活用に資する施策として、不動産取引情報の推進等(地価公示等の推進、不動産取引価格情報の提供や整備)、不動産市場の整備等(不動産取引市場の整備、不動産投資市場の整備)、低未利用地の利用促進等が行われているところ、土地の流動化のためには取得に際しての負担低減が有効であるため、土地に対する需要を喚起する租税特別措置による本特例が、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図る目的に対して有効である。 |
| | | 2 | 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | ・ Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に関わる特例措置 (登録免許税・不動産取得税) ・ 不動産特定共同事業において取得される不動産に関わる登録免 許税及び不動産取得税の軽減特例措置(登録免許税・不動産取 得税) |
| | | | | 新たに有効利用を図る者が土地を取得することにより、新たな投資が呼び起こされるなど経済波及効果が生まれることから、投資法人、投資信託及び特定目的会社が取得する不動産、特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を対象とした上記措置では対象となっていない土地取引も網羅する本特例を通じ、直接的に土地取引のインセンティブを与えることで低未利用地の発生を抑制するとともに土地 |

| | | | | の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、経済回復を確実なものとしていくことが適当である。 |
|----|------------------------|---|------------------------|--|
| | | 3 | 地方公共団 体が協力す る相当性 | |
| 12 | 有識者の見解 | | # # | _ |
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | | | _ |

減収見込額調書

項目 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例

(平年度ベース)

<算出根拠>

登録免許税

土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の納付額(「登記統計」法務省第3表)をも とに算出した登録免許税の軽減税率分(所有権移転登記:0.5%/1.5%分、信託登記:0.1%/0.3%分) を算出し、所有権移転登記、信託登記の合計額を計算。

(単位:億円)

| | 所有権利 | 多転登記 | 信託 | 合計 | | |
|-------------------|-----------------|------|-----------------|-----|-----|--|
| | ① ② (①×0.5/1.5) | | ③ ④ (③×0.1/0.3) | | 2+4 | |
| | 納付額 | 減収額 | 納付額 | 減収額 | | |
| 平成30年度 | 1,764 | 588 | 9 | 3 | 591 | |
| 令和元年度 | 1,719 | 573 | 12 | 4 | 577 | |
| 令和2年度 | 1,555 | 518 | 13 | 4 | 523 | |
| 令和元年度、 令和2年度平均 | 1,637 | 546 | 13 | 4 | 550 | |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | 111701 | 可が旧世中にはの以来の事的の画音 |
|---|-----------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長 |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | (法人税:義)(国税6) |
| | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) |
| | ② 上記以外の | 所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都 |
| | 税目 | 市計画税:外 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国 |
| | | 土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画(以下「認定事業」 |
| | | という。)に係る以下の特例措置を講じる。 |
| | | ○所得税・法人税の割増償却 |
| | | (認定事業により整備される建築物について、2割5分増償却(5年 |
| | | 間)) |
| | | 〇本特例措置の適用期限:令和5年3月31日 |
| | | 【適用要件】 |
| | | ・令和5年3月31日までに取得し、供用すること |
| | | ・地上階数 10 以上又は延べ面積 75,000 ㎡以上の耐火建築物が整 |
| | | 備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 |
| | | 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 |
| | | 2)居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 |
| | | 《要望の内容》 |
| | | ・都市再生緊急整備地域における事業区域面積要件を原則1ha から |
| | | 0.5ha へ緩和する。 |
| | | ・上記の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和7年3月 31 日まで |
| | | とする。 |
| | | 《関係条項》 |
| | | 法人税 :租税特別措置法第 47 条 |
| | | 租税特別措置法施行令第 29 条の5 |
| | | 租税特別措置法施行規則第 20 条の 21 |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省都市局まちづくり推進課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間: 令和元年度~令和6年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 15 年度 創設 |
| | | 平成 17 年度 適用期限の2年延長 |
| | | 平成 19 年度 適用期限の2年延長 |
| | | 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 |
| | | 平成 23 年度 適用期限の2年延長 平成 25 年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割) |
| | | 平成 25 年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割) |
| | | 平成 27 年度 適用期限の2年延長(計量資本4割→3割) 平成 29 年度 適用期限の2年延長 |
| | | 令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5割) |
| | | 令和3年度 適用期限の2年延長 |
| | | |

| 8 | 8 適用又は延長期間 | | 2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日) |
|---|---------------------|-------------------|--|
| | | ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| 9 | 等 | びその根拠 | 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び居住環境の向上(=都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。 |
| | | | 《政策目的の根拠》 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。 我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機 |
| | | | からさ続さ山傾する中、必要とされる店住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。 直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーションカの強化や大都市の国 |
| | | | 際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建築・都市の DX 等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル |
| | | | 田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。) |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | | 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度~令和12年度(2020~2030年度) 目標値:7兆円~10兆円 (※中間目標値:3.5兆円~5兆円 令和6年度まで) |
| | | | ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度~令和12年度(2020~2030年度) 目標値:16.5%~19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値:12.0%~12.5% 令和6年度まで) |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置(特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を含む。以下本項において同じ。)を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆 |

円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値(3.5~5兆円)の 達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措 置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額の うち、約55%(約2.9兆円)を占めている。 また、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われ た区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであ り、令和6年度までの中間目標値(12.0%~12.5%)の達成に向 けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こ される認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、 約 24%を占めている。 ※建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に 対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。 本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場 合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。 ① 適用数 令和元年度:1計画(1件) 10 有効性 等 令和2年度:1計画(1件) 令和3年度:1計画(2件) 令和4年度:1計画(見込) 令和5年度:2計画(見込) 令和6年度:2計画(見込) <実績の算出根拠> 令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する 「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用 状況調査」(令和4年7月末時点)より算出 <見込みの算出方法> 令和4年度見込み: ・上記調査により把握した令和3年度より継続して適用される見 込みの計画数(1計画)に、過年度の適用計画数より算出され た本特例の年平均新規適用計画数(0.3計画/年)を加えること で推計 ②令和5年度見込み: ①に令和4年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令 和5年度分の年平均新規適用計画数(0.3計画/年)及び、拡充 に伴い増加する想定計画数(0.15 計画/年)の総計(0.45 計画 /年、以下合わせて「新規計画数」という) を加えることで推 ※拡充に伴い増加する想定計画数に関しては 0.3 計画/年の 50% と仮定(現状年間3計画程度のところ、約1計画程度の認定が 増えると想定)。 ③令和6年度見込み: ②に令和5年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令 和6年度分の新規計画数を加えることで推計

<見込みの算出式>※算出に当たっては四捨五入を実施

- ① 令和 4 年度 (1 計画):
- ・ 令和3年度からの継続適用数1+令和4年度の年平均新規適用 計画数0.3
- ②令和5年度(2計画):
- ・令和4年度からの継続適用数 1.3-令和4年度をもって適用終 了となる計画数0+令和5年度の新規計画数0.45
- ③令和6年度(2計画):
- ・令和5年度からの継続適用数 1.75-令和5年度をもって適用終 了となる計画数0+令和6年度の新規適用数 0.45

<年間の適用件数が10件未満である理由及び、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段である理由>

・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約463億円、区域面積の平均は約40,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。

なお、認定事業は令和4年度8月末現在で151計画(うち、都市再生緊急整備地域に係る認定事業は53計画)が認定され、 実績を着実に積み上げているところである。

②適用額

令和元年度 : 388 百万円 令和 2 年度 : 659 百万円

令和3年度: 659百万円

令和 4 年度 : 526 百万円 (見込) 令和 5 年度 : 707 百万円 (見込) 令和 6 年度 : 888 百万円 (見込)

<実績及び見込の算出根拠>

・令和元年~令和3年度については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)に基づく減収額の実績を、令和4年度以降については、本事前評価書10③で試算される減収見込み額を、それぞれ23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を推計

<適用額が特定の者に偏っていない旨の説明>

・本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。

<租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由>

・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

③ 減収額

(単位:百万円)

| | | | | | \T-14. | H // 1/ |
|-------|-----|-----|-----|-----|--------|---------|
| 年度 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
| 区分 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 法人税 | 90 | 153 | 153 | 122 | 164 | 206 |
| 法人住民税 | 12 | 11 | 11 | 9 | 11 | 14 |
| 法人事業税 | 37 | 63 | 63 | 50 | 68 | 85 |

※令和 4 年度以降は見込み

<実績の算出根拠>

・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する 「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用 状況調査」(令和4年7月末時点)より算出

■法人税

<見込みの算出方法>

- ・都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制 の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事 業当たりの建物取得価額(44,416 百万円)を基に、割増償却 額を試算
- ・上記で試算した割増償却額(403 百万円)に法人税率 (23.2%)を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み (94 百万円)に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込 み額を算出

<算出式>

令和4年度(122百万円):

令和4年度の適用数見込み(1.3 計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(94 百万円)

令和5年度(164 百万円):

令和5年度の適用数見込み(1.75 計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(94 百万円)

令和6年度(206百万円):

令和6年度の適用数見込み(2.2 計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(94 百万円)

■法人住民税

<算出方法>

・上記で算出した各年度の減収見込額に法人住民税率 (7.0%、 令和元年度のみ 12.9%) を乗じて減収見込額を算出

■法人事業税

<算出方法>

- (a): 10②で算出した各年度の適用額に外形外法人の税率 (7.0%)を乗じて法人事業税所得割の減収額を算出
- (b): (a)で算出した法人事業税所得割の減収額に外形外法人の税率(37.0%)を乗じて地方法人特別税の減収額を算出 →以上の(a)と(b)の減収額を合算して法人事業税を算出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

- ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度~令和6年度の建設投資額:約5.3兆円(見込) ※令和6年度までの中間目標値:3.5兆円~5兆円
- ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割 合
- →令和6年度までの区域面積割合:約12.1%(見込) ※令和6年度までの中間目標値:12.0%~12.5%
- ・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策 目標及び中間政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗し ているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市 開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き 続き支援が必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

・直接的効果を図る指標として、本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額及び区域面積割合を基に寄与度を算出

【建設投資額】

※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における 認定事業の合算値

(兆円)

| | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | |
| 単年度 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 0.9 | |
| うち、 認定事業 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.4 | |
| 累計金額 | 1.1 | 2.3 | 3.4 | 4.4 | 5.3 | |
| 認定事業 の寄与度 | 65% | 57% | 57% | 52% | 41% | |

【都市開発事業の行われた区域面積割合】

- ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より
- ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における 認定事業の合算値
- ※平成 30 年度:9.1%が初期値

| | | | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | |
|----|-----|---|--------------------------------|---|--|---|--|--|---|--|
| | | | | 単年度 | 0.6% | 0.4% | 0.5% | 0.4% | 0.6% | |
| | | | | うち、 認定事業 | 0.3% | 0.1% | 0.4% | 0.2% | 0.2% | |
| | | | | 累計% | 10.2% | 10.6% | 11.1% | 11.6% | 12.1% | |
| | | | | 認定事業 の寄与度 | 51% | 16% | 75% | 52% | 42% | |
| | | 5 | 税収減を是 認する理由 等 | 本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市 再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(151 計画)の建 設投資累計額は86,378 億円、経済波及効果は217,299 億円、税収 増効果は22,872 億円と試算されることから、今後も税収減を是認 するに足る効果が期待される。 出典:野村総合研究所 H27 都市開発事業調査「都市再生緊急整備 地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に 国交省にて算出 | | | | | | |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措置等によるべき妥当性等 | すたス効ずは はも税機 てるめク率、高民、、特能まおこにをを市質間毎要別すたりとは有下場で事年件措る、、 | 目多る。運食を満のめ定定政的額と環になに予た支、事事策とのと境基事と算す援本業業目し投も性づ業っ枠と遺跡の標ので | ことでである。 いと、の投実、ににのを令施る長収向資施優よよ方措和にの 強上判さ良りが置4よる はない す年る | 良業生係をなる実よる8成な期まる行く都援にりこ月果民間な設うな市範支確と末が関をい備民る再囲援実は現着都要公投間可生がをに妥在実 | 市す共資事能事左受イ当でに再る施を業性業右けンで1積生こ設行者がをさるセあ1みのおりのです。 | 事をら整けね。す補がィ がっ措業実大備れる る助でブ 認て置を施きやばの た金きと 定きを推すな投なみ めよるし さて講進るり資らで にり租て れいじ | |
| | | 2 | 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | は、民間金 し、事業の 一方、本 に係るコス | :融機関から)立ち上げる :特例措置に .トを低減す iするインも | らの調達が 全支援する− は、民間都 けることで | 困難なミド ものである 市開発事業 当該事業の | ルリスク <i>の</i> 。 に必要な7 採算性を向 | 該金融支援)部分を補充 「動産取引等 可上させ、事 両者の役割 | |
| | | 3 | 地方公共団 体が協力す る相当性 | うな、経済 象としてお | ー へのイン/ り、本特例 | パクトも大き 別措置が上言 | きい優良な 記のような | 都市再生事 都市再生事 | 水となるよ 業を支援対 業のインセ 益であると | |

| | | | 考えられるため、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。 |
|---|----|------------------------|----------------------------------|
| 1 | 12 | 有識者の見解 | |
| 1 | 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 令和2年9月(R2国交04) |

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置 の拡充・延長(所得税)

| 減収見込額(現行): 平年度減収見込額(拡充部分): 平年度減収見込額(拡充): 平年度減収見込額(拡充): 平年度 | 18 | 百万円 百万円 百万円 | |
|---|--------|-------------------|------------------|
| 認定事業者に該当する個人に対する割増償却 ・都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 (R4年7月末時点調査に基づく実績・見込) | 績•見込(| のうち、 | |
| (COLITY) AND MEDICAL STREET | 44,416 | 百万円 | <1> |
| このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると 建物取得価額:<1>×65% 設備取得価額:<1>×35% | , | 百万円 百万円 | <2> <3> |
| 【現行】 ・新規に適用される平均件数 法人税の新規適用件数と同数と仮定 | 0.3 | 計画/年月 | 隻 <4> |
| 【令和5年度見込】 | | | |
| ・令和5年度に適用される認定事業の計画数見込 〈4〉=・事業1計画あたり割増される減価償却額 | 0.3 | 計画 | <5> |
| 建物は50年定額、設備は15年定額とすると、 {<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×25%(割増率)= | 403 | 百万円 | <6> |
| ・事業1計画あたり減収見込み <6>×20%(所得税率)= | 81 | 百万円 | <7> |
| ・ 令和5年度の減収見込額 <5>×<7>= | 24 | 百万円 | <8> |
| 【令和6年度見込】 ・<5>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの | 0 | 計画 | <9> |
| ・令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数 <5>-<9>= | 0.3 | 計画 | <10> |
| ・令和6年度に適用される認定事業の計画数見込く5>+<10>= | 0.6 | 計画 | <11> |
| ・令和6年度の減収見込額 <7>×<11>= | 48 | 百万円 | <12> |
| 以上より、 認定事業者に係る税制特例の平年度の減収見込額 は、 (<8>+<12>)/2= | 36 | 百万円 | |
| 【拡充】 ・拡充に伴い増加する計画数 <4>×0.5= | 0.2 | 計画/年月 | 隻<13> |
| 【令和5年度見込】 ・令和5年度の減収見込額 〈13〉×〈7〉= | 12 | 百万円 | <14> |
| 【令和6年度見込】 ・ 令和6年度の減収見込額 〈14〉×〈7〉= | 24 | 百万円 | <15> |
| 以上より、 拡充に伴い増加する平年度の減収見込額 は、 (<14>+<15>)/2= | 18 | 百万円 | |

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長(法人税)

減収見込額(現行): 平年度 164 百万円 減収見込額(拡充部分): 平年度 21 百万円 減収見込額(拡充): 平年度 185 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

・都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額

(R4年7月末時点調査に基づく実績・見込)

44,416 百万円 <1>

このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると

建物取得価額:<1>×65% 28,870 百万円 <2>

設備取得価額:<1>×35% 15,546 百万円 <3>

【現行】

・新規に適用される平均計画数

都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の 当該特例に係る課税の特例の適用計画数

(H17~R3年度計 5計画で、年平均5計画/17年=0.3計画

0.3 計画/年度 <4>

【令和5年度見込】

・令和4年度に令和3年度より継続して適用される認定事業の計画数 1 計画 〈5〉

・令和4年度に適用される認定事業の計画数見込

(4)+(5)= 1.30 計画 (6)

・〈6〉のうち、令和4年度をもって適用が終了するもの

0 計画 <7>

2 計画

・令和5年度に令和4年度より継続して適用される認定事業の計画数 〈6〉-〈7〉=

1 計画 〈8〉

<9>

・令和5年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<8>=

・事業1計画あたり割増される減価償却額

建物は50年定額、設備は15年定額とすると、

{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×25%(割増率)= 403 百万円 >

事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)=

94 百万円 >

・令和4年度の減収見込額

<6>×<11>=

122 百万円 >

・令和5年度の減収見込額

<9>×<11>=

150 百万円 >

【令和6年度見込】

・ <9>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの

0 計画

・令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数

2 計画 >

>

・令和6年度に適用される認定事業の計画数見込

<4>+<14>=

2 計画 >

・事業1計画あたり減収見込み

<10>×23.2%(法人税率)=

94 百万円

・令和6年度の減収見込額

<16>×<15>=

178 百万円 >

以上より、**平年度の減収見込額**は、 (<12>+<17>)/2=

164 百万円

【拡充】

・拡充に伴い増加する計画数

<4> × 0.5=

0.15 計画/年度>

【令和5年度見込】

・令和5年度の適用計画数

<9>+<18>=

1.8 計画 <19

・ 令和5年度の減収見込額 /10/×/11/-

164 百万円 〈20

・令和5年度の減収見込額増加分

14 百万円 〈21

<20>-<12>=
【令和6年度見込】

・令和6年度の適用計画数

 $\langle 15 \rangle + \langle 18 \rangle \times 2 =$

2.2 計画 <22

・令和6年度の減収見込額

-- **--**

<23

令和6年度の減収見込額増加分<23>-<17>=

28 百万円 〈24

206 百万円

185 百万円

以上より、**拡充に伴い増加する平年度の減収見込額**は、 (<20>+<22>)/2=

^

【法人住民税】 法人住民税率 7%

【令和5年度見込】 ・令和5年度の減収見込額 減収見込額×外形外法人の税 <20> × 7%

11 百万円

【令和6年度見込】

・令和6年度の減収見込額 減収見込額×外形外法人の税 <23> × 7%

14 百万円

【法人事業税】

外形外法人の税率(法人事業税所得割) 外形外法人の税率(地方法人特別税) 37%

【令和5年度見込】

①法人事業税所得割の減収額

·減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%) $(\langle 20 \rangle \div 23.2\%) \times 7.0\%$

49 百万円

②地方法人特別税の減収額 •①×外形外法人の税率(37.0%)

18 百万円

・令和5年度の減収見込額

68 百万円

【令和6年度見込】

1)+2

①法人事業税所得割の減収額

・減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%) (<23>÷23.2%)×7.0%

62 百万円

②地方法人特別税の減収額 ·①×外形外法人の税率(37.0%)

23 百万円

・令和5年度の減収見込額

1)+2

85 百万円

| 【各年度の減価償却額試算】 | | |
|---------------|-----|-----|
| •令和元年度 | 388 | 百万円 |
| ·令和2年度 | 659 | 百万円 |
| •令和3年度 | 659 | 百万円 |
| •令和4年度 | 526 | 百万円 |
| •令和5年度 | 707 | 百万円 |
| ・令和6年度 | 888 | 百万円 |
| | | |

[※]令和元年度~3年度については認定事業者に対するアンケートにより減収額を算出

[※]令和4年度以降については本見込み額計算シートにて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 | | | | | |
|---|--------------|---|--|--|--|--|--|
| | の名称 | | | | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | (法人税:義)(国税8) | | | | | |
| | 対象税目 | (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動) | | | | | |
| | ② 上記以外の | 所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都 | | | | | |
| | 税目 | 市計画税: 外 | | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充· <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ·主管·共管】 | | | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | | | |
| | | 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域におい | | | | | |
| | | て国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画(同法第19条 | | | | | |
| | | の 10 第2項により認定があったものとみなされる場合を含む。以下「認 | | | | | |
| | | 定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。 | | | | | |
| | | ○所得税・法人税の割増償却 | | | | | |
| | | (認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間)) | | | | | |
| | | │○本特例措置の適用期限:令和5年3月 31 日 │ | | | | | |
| | | 【適用要件】 | | | | | |
| | | ・令和5年3月31日までに取得し、供用すること | | | | | |
| | | ・地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 ㎡以上の耐火建築物が整 | | | | | |
| | | 備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 | | | | | |
| | | 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 | | | | | |
| | | 2)居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | | | |
| | | 上記の特例措置の適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までと | | | | | |
| | | する。 | | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | | | |
| | | 法人税:租税特別措置法第 47 条 | | | | | |
| | | 租税特別措置法施行令第 29 条の5 | | | | | |
| | | 租税特別措置法施行規則第 20 条の 21 | | | | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省都市局まちづくり推進課 | | | | | |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | │評価実施時期∶令和4年8月 | | | | | |
| | 象期間 | 分析対象期間∶令和元年度~令和6年度 | | | | | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 23 年度 創設 | | | | | |
| | | 平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項によ | | | | | |
| | | り認定があったものとみなされる場合を適用対象 | | | | | |
| | | に追加。) | | | | | |
| | | 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 | | | | | |
| | | 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 | | | | | |
| | | 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 | | | | | |
| | | 令和元年度 適用期限の2年延長 | | | | | |
| | Y | 令和3年度 適用期限の2年延長 | | | | | |
| 8 | 適用又は延長期間 | 2年間(令和5年4月1日~令和7年3月 31 日) | | | | | |

| | 1 | |
|-------|---------|---|
| 9 必要性 | ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| 等 | びその根拠 | │ 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競 │ |
| | | 争力が相対的に低下している中、我が国経済を牽引する大都市に |
| | | ついて、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応す |
| | | るための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カ |
| | | ネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。 |
| | | また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現の |
| | | ため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市 |
| | | |
| | | の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。 |
| | | 《政策目的の根拠》 |
| | | 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が |
| | | 激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 |
| | | こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、平成23年に |
| | | 都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創 |
| | | 設し、令和3年度末時点で15地域の指定が行われてきた。更に、 |
| | | 令和2年6月に同法を改正し、まちの魅力・磁力・国際競争力の |
| | | 向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循 |
| | | 環が確立された都市の構築を目指しているところである。 |
| | | 直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 |
| | | フォローアップ」において、地方都市のイノベーションカの強化 |
| | | や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優 |
| | | 良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めること |
| | | としており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建 |
| | | こしており、「性別別以達古と以手の基本方面 2022」では、建 築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛 |
| | | |
| | | り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」 |
| | | においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市 |
| | | 再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開 |
| | | 発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いず |
| | | れの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。) |
| | ② 政策体系に | 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 |
| | おける政策 | 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する |
| | 目的の位置 | |
| | 付け | |
| | ③ 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | びその実現 | |
| | による寄与 | ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 |
| | | ・令和2年度~令和12年度(2020~2030年度) |
| | | 目標値:7兆円~10兆円 |
| | | (※中間目標値:3.5兆円~5兆円 令和6年度まで) |
| | | (/// // // // // // |
| | | │ │②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割│ |
| | | 合 |
| | | ・令和 2 年度~令和 12 年度 (2020~2030 年度) |
| | | 目標値:16.5%~19.5%(初期値9.1%※平成30年度) |
| | | (※中間目標値: 12.0%~12.5% 令和6年度まで) |
| | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | |
| | | 本特例措置(都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を含 |
| | | |
| | | む。以下本項において同じ。)を戦略的・重点的に講ずることに |

より、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、都 市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和 6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3 兆円が見 込まれ、令和6年度までの中間目標値(3.5~5兆円)の達成に 向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置によ り直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、 約55%(約2.9兆円)を占めている。 また、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われ た区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであ り、令和6年度までの中間目標値(12.0%~12.5%)の達成に向 けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こ される認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、 約 24%を占めている。 ※建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に 対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。 本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場 合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。 ① 適用数 令和元年度:8計画(14件) 10 有効性 等 令和2年度:10計画(18件) 令和3年度:9計画(16件) 令和4年度:9計画(見込) 令和5年度:11計画(見込) 令和6年度:11計画(見込) <実績の算出根拠> ・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する 「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用 状況調査」(令和4年7月末時点)より算出 <見込みの算出方法> ① 令和4年度見込み: ・上記調査により把握した令和3年度より継続して適用される見 込みの計画数 (7計画) に、過年度の適用計画数より算出され た本特例の年平均新規適用計画数(2.3計画/年、以下「新規計 画数」という。)を加えることで推計 ②令和5年度見込み: ①に令和4年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令 和5年度分の新規計画数を加えることで推計 ③令和6年度見込み: ②に令和5年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令 和6年度分の新規計画数を加えることで推計 <見込みの算出式>※算出に当たっては四捨五入を実施 令和4年度(9計画): ・令和3年度からの継続適用数7+令和4年度の新規計画数2.3

② 令和5年度(11計画):

- ・令和4年度の適用計画数 9.3-令和4年度をもって適用終了と なる計画数1+令和5年度の新規計画数2.3
- ③ 令和6年度(11計画):
- ・令和5年度の適用計画数 10.6-令和5年度をもって適用終了となる計画数2+令和6年度の新規適用数2.3

<年間の適用件数が10件未満である理由及び、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段である理由>

・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約733億円、区域面積の平均は約25,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。

なお、認定事業は令和4年度8月末現在で151計画(うち、特定都市再生緊急整備地域に係る認定事業は98計画)が認定され、実績を着実に積み上げているところである。

② 適用額

令和元年度 : 4,397百万円 令和2年度 : 8,060百万円 令和3年度 : 7,263百万円

令和 4 年度 : 11,349 百万円(見込) 令和 5 年度 : 12,935 百万円(見込) 令和 6 年度 : 13,302 百万円(見込)

<実績及び見込の算出根拠>

・令和元年~令和3年度については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)に基づく減収額の実績を、令和4年度以降については、本事前評価書10③で試算される減収見込み額を、それぞれ23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を推計

<適用額が特定の者に偏っていない旨の説明>

・本特例措置は、都市開発事業の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。

<租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由>

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用

額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

③ 減収額

(単位:百万円)

| | | | | | \ + i= | H / J J / |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------------|
| 年度 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
| 区分 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 法人税 | 1,020 | 1,870 | 1,685 | 2,633 | 3,001 | 3,086 |
| 法人住民税 | 132 | 131 | 118 | 184 | 210 | 216 |
| 法人事業税 | 422 | 773 | 697 | 1,088 | 1,240 | 1,276 |

※令和 4 年度以降は見込み

<実績の算出根拠>

・令和元年度から令和3年度実績については、国交省が実施する 「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用 状況調査」(令和4年7月末時点)より算出

■法人税

<見込みの算出方法>

- ・特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における 1事業当たりの建物取得価額(67,116百万円)を基に、割増償却額を試算
- ・上記で試算した割増償却額(1,220 百万円)に法人税率(23.2%)を乗じて推計した事業1計画あたりの減収見込み(283 百万円)に、各年度の適用見込み件数を乗じて減収見込み額を算出

<算出式>

令和4年度(2,633 百万円):

令和4年度の適用数見込み(9.3 計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(283 百万円)

令和5年度(3,001 百万円):

令和5年度の適用数見込み(10.6 計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(283 百万円)

令和6年度(3,086 百万円):

令和6年度の適用数見込み(10.9 計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(283 百万円)

■法人住民税

<算出方法>

・上記で算出した各年度の減収見込額に法人住民税率 (7.0%、 令和元年度のみ 12.9%) を乗じて減収見込額を算出

■法人事業税

く算出方法>

- (a): 10②で算出した各年度の適用額に外形外法人の税率 (7.0%) を乗じて法人事業税所得割の減収額を算出
- (b): (a)で算出した法人事業税所得割の減収額に外形外法人の税 率 (37.0%) を乗じて地方法人特別税の減収額を算出 →以上の(a)と(b)の減収額を合算して法人事業税を算出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

- ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度~令和6年度の建設投資額:約5.3兆円(見込) ※令和6年度までの中間目標値 : 3.5 兆円~5 兆円
- ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割
- →令和6年度までの区域面積割合:約12.1%(見込) ※令和6年度までの中間目標値:12.0%~12.5%
- ・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策 目標及び中間政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗し ているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市 開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き 続き支援が必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

・直接的効果を図る指標として、本特例により直接引き起こされ る認定事業の建設投資額及び区域面積割合を基に寄与度を算出

【建設投資額】

※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における 認定事業の合算値

(兆円)

| | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| 単年度 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 0.9 |
| うち、 認定事業 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.4 |
| 累計金額 | 1.1 | 2.3 | 3.4 | 4.4 | 5.3 |
| 認定事業 の寄与度 | 65% | 57% | 57% | 52% | 41% |

【都市開発事業の行われた区域面積割合】

- ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より
- ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における 認定事業の合算値
- ※平成 30 年度:9.1%が初期値

| | | | | | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | |
|---|-----|---|------------------------------|--|--|---|---|---|--|--|
| | | | | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | |
| | | | | 単年度 | 0.6% | 0.4% | 0.5% | 0.4% | 0.6% | |
| | | | | うち、 認定事業 | 0.3% | 0.1% | 0.4% | 0.2% | 0.2% | |
| | | | | 累計% | 10.2% | 10.6% | 11.1% | 11.6% | 12.1% | |
| | | | | 認定事業 の寄与度 | 51% | 16% | 75% | 52% | 42% | |
| | | | 税収減を是 | 木特例世 | 生器に といき | を登されたま | 郊市 声 | 刍敕借协试 | (特定都市 | |
| | | | 窓する理由等 | 本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市 再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(151 計画)の建 設投資累計額は86,378 億円、経済波及効果は217,299 億円、税 収増効果は22,872 億円と試算されることから、今後も税収減を 是認するに足る効果が期待される。 出典:野村総合研究所 H27 都市開発事業調査「都市再生緊急整備 地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に | | | | | | |
| | | | | 国交省にて | | | | | | |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 置等による べき妥当性 等 | すたス効ずは はも税機 てるるるめク率、高民、、特能まおと必こにをを市質間毎要別すたりこ要とは有下場で事年件措る、、ろがを、すけ原優業度を置た認認、あ | と 「「原要集度と置いる」とのと境基事と第す援本業業目し投も性づまった支、事事策。し投も性づまった。 事事策の 標がに においた においた においた においた においた においた においた におい | てどこれでは、できば、できば、できば、できば、でいと、の投実、ににのを令施達る、長収向資施優よよ方措和に成成。い益上判さ良りが置4よの優事をに断れな支確、す年るためでは、 | 良業生係をは都実よる3成めな期まる行く都援にりこ月果に民間な設うな市範支確と末が、間をい備民る再囲援実は現着引都要公投間可望がをに妥在実き | 市す共資事能事左受イ当でに続再る施を業性業右けンで1積き生こ設行者がをさるセあ1 み本事と等わにあ実れこンる計上特業がのな委る施るとテ。画が例 | するためは するかまされる がすずい。 でするでは、 できるでは、 できるではなでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 でき | |
| ② 他の支援措 本特例措置と併せて金融支援を行って は、民間金融機関からの調達が困難なミド は、民間金融機関からの調達が困難なミド し、事業の立ち上げを支援するものである 一方、本特例措置は、民間都市開発事業 に係るコストを低減することで当該事業の実施を決断するインセンティブを与え 役割分担は明確である。 | | | | | | | ルリスクの。 に必要な不 採算性を向 | 部分を補充 動産取引等]上させ、事 | | |
| | | 3 | 地方公共団 体が協力す る相当性 | うな、経済 象としてお | うない インバ なり、本特例 | ペクトも大き 別措置が上記 | きい優良な 記のような | 都市再生事 都市再生事 | 水となるよ 業を支援対 業のインセ 益であると | |

| | | 考えられるため、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。 |
|----|------------------------|----------------------------------|
| 12 | 有識者の見解 | |
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 令和2年9月(R2国交 03) |

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例 措置の延長(法人税)

減収見込額:平年度 3,044 百万円

| 認定事業者に該当する法人に対する割増償却 | | | |
|---|--------|------------|------------------|
| ・特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額 (R4年7月末時点調査に基づく実績・見込) | 用実績・ | 見込のうち、 | |
| | 67,166 | 百万円 | <1> |
| このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると 建物取得価額:<1>×65% 設備取得価額:<1>×35% | | 百万円 百万円 | <2> <3> |
| ・新規に適用される平均計画数 特定都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の 当該特例に係る課税の特例の適用計画数 (H23~R3年度計 25計画で、年平均 25計画/11年=2.3計画 | | | |
| | 2.3 | 計画/年度 | <4> |
| 【令和5年度見込】 ・令和4年度に令和3年度より継続して適用される認定事業の計画数 | 7 | 計画 | <5> |
| ・令和4年度に適用される認定事業の計画数見込 | | | |
| <4>+<5>= | 9 | 計画 | <6> |
| ・〈6〉のうち、令和4年度をもって適用が終了するもの | 1 | 計画 | <7> |
| ・令和5年度に令和4年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>ー<7>= | 8 | 計画 | <8> |
| 令和5年度に適用される認定事業の計画数見込<4>+<8>= | 11 | 計画 | <9> |
| 事業1計画あたり割増される減価償却額建物は50年定額、設備は15年定額とすると、 {<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×50%(割増率)= | 1,220 | 百万円 | <10> |
| 事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= | 283 | 百万円 | <11> |
| ・令和4年度の減収見込額 <6>×<11>= | 2,633 | 百万円 | <1 2 > |
| 令和5年度の減収見込額<9>×<11>= | 3,001 | 百万円 | <1 2 > |
| 【令和6年度見込】 ・<9>のうち、令和5年度をもって適用が終了するもの | 2 | 計画 | <13> |
| ・令和6年度に令和5年度より継続して適用される認定事業の計画数 〈9〉一〈13〉= | 9 | 計画 | <14> |
| 令和6年度に適用される認定事業の計画数見込〈4〉+〈14〉= | 11 | 計画 | <15> |
| 事業1計画あたり減収見込み <10>×23.2%(法人税率)= | 283 | 百万円 | <16> |
| 令和6年度の減収見込額<16>×<15>= | 3,086 | 百万円 | <17> |
| 以上より、 平年度の減収見込額 は、 | | | |

3,044 百万円

(<12>+<17>)/2=

【法人住民税】

法人住民税率 7%

【令和5年度見込】

・ 令和5年度の減収見込額 減収見込額×外形外法人の税 <12>×7%

210 百万円

【令和6年度見込】

・ 令和6年度の減収見込額 減収見込額×外形外法人の税 <17>×7%

216 百万円

【法人事業税】

外形外法人の税率(法人事業税所得割) 7% 外形外法人の税率(地方法人特別税) 37%

【令和5年度見込】

①法人事業税所得割の減収額

·減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)

(〈12〉÷23.2%)×7.0% 905 百万円

②地方法人特別税の減収額

•①×外形外法人の税率(37.0%) 335 百万円

・ 令和5年度の減収見込額

①+② 1,240 百万円

【令和6年度見込】

①法人事業税所得割の減収額

·減収見込額÷法人税率(0.232)×外形外法人の税率(7.0%)

(〈23〉÷23.2%)×7.0% 931 百万円

②地方法人特別税の減収額

•①×外形外法人の税率(37.0%) 345 百万円

・令和5年度の減収見込額

①+② 1.276 百万円

【各年度の減価償却額試算】

| •令和元年度 | 4,397 百万円 |
|--------|------------|
| •令和2年度 | 8,060 百万円 |
| •令和3年度 | 7,263 百万円 |
| •令和4年度 | 11,349 百万円 |
| •令和5年度 | 12,935 百万円 |
| •令和6年度 | 13,302 百万円 |

※令和元年度~3年度については認定事業者に対するアンケートにより減収額を算出

※令和4年度以降については本見込み額計算シートにて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | けが旧画寺に依る以来の争削計画書 | | | |
|---|--------------------|--|--|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措 | | | |
| | の名称 | 置の延長 | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | 法人税:義(国税 10) | | | |
| | 対象税目 | 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動) | | | |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 | | | |
| | 税目 | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】 【 <mark>単独</mark> ·主管·共管】 | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | |
| | | 個人又は法人が所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の | | | |
| | | 保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税 | | | |
| | | を将来に繰り延べる。(繰延割合 80%) | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | |
| | | 本特例措置の適用期限を3年間延長する。 | | | |
| | | •所得税:令和8年 12 月 31 日まで | | | |
| | | ・法人税: 令和8年3月31日まで | | | |
| | | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | |
| | | 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の7第1項表3、第 | | | |
| | | 65 条の8、第 65 条の9 | | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省都市局市街地整備課 | | | |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 | | | |
| | 象期間 | 分析対象期間: 平成 30 年度~令和8年度 | | | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 昭和 44 年度 創設 | | | |
| | | 昭和 50、55、60、平成 2、3、8、13、18、23、29、令和2年度 適用期限 | | | |
| | | の延長 | | | |
| | | 平成 10 年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 | | | |
| | | 平成 23 年度 認定再開発事業を除外 | | | |
| | N# 07 1 77 E 48 88 | 平成 26 年度 対象資産、施行区域面積の要件追加 | | | |
| 8 | 適用又は延長期間 | 3年間 | | | |
| | | ·所得税:令和6年1月1日~令和8年 12 月 31 日 | | | |
| 0 | 必要性 ① 政策目的及 | ・法人税:令和5年4月1日~令和8年3月31日 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 | | | |
| 9 | 等 びその根拠 | 《祖代特別指直寺により美現しようとりる政策日的》 市街地再開発事業の推進により、地方都市のイノベーション力の強化 | | | |
| | サ 0. C のが反形 | や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまち | | | |
| | | づくりに向けた密集市街地の解消を図る。 | | | |
| | | 《政策目的の根拠》 | | | |
| | | 【都市機能の更新】 | | | |
| | | 〇デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) | | | |
| | | 「地方都市のイノベーションカの強化や大都市の国際競争力強化に | | | |
| | | 向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支 | | | |
| | | 援等を通じ、都市再生を推進する。」 | | | |
| | | 〇フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ※新しい資本主義関連 | | | |
| | | 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化 | | | |
| | | に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への | | | |
| | | 支援等を通じた都市再生を進める。」 | | | |

| | | | 【密集市街地の解消】 |
|--------|---|-------|------------------------------------|
| | | | 〇経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日閣議決定) |
| | | | 「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ |
| | | | 老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守 |
| | | | り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に |
| | | | 基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み |
| | | | 合わせ、ハード・ソフトー体となった取組を強力に推進する。」 |
| | | | 〇国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定) |
| | | | 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学 |
| | | | 校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用 |
| | | | による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築 |
| | | | 物の耐震改修を進める(中略)。これらの取組を推進するために、地 |
| | | | 方公共団体等への支援策や税制の活用(中略)などにより、ハード |
| | | | 対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する」 |
| | | | 〇住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) |
| | | | 「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域 |
| | | | 防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。」 |
| | 2 | 政策体系に | 政 策 目 標 7 都市再生・地域再生の推進 |
| | | おける政策 | 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する |
| | | 目的の位置 | |
| | | 付け | 政 策 目 標 4 水害等災害による被害の軽減 |
| | | | 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する |
| | 3 | 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | びその実現 | ①都市機能更新率 |
| | | による寄与 | 平成 30 年度 42.5% → 令和 10 年度 47.0% |
| | | | ※都市機能更新率 |
| | | | 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発法 |
| | | | 第2条の3第1項第2号又は同条第2項に位置づけられた地区等) |
| | | | における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合 |
| | | | ②地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 |
| | | | 令和2年度 2,220ha → 令和 12 年度 概ね解消 |
| | | | ※地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 |
| | | | 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等 |
| | | | における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市 |
| | | | 街地 |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | 本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地 |
| | | | 再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推 |
| | | | 進を図り、都市機能の更新及び密集市街地の解消に寄与することが |
| | | | 見込まれる。 |
| 10 有効性 | 1 | 適用数 | 平成 30 年度: 9件 |
| 等 | | | 令和元年度: 2件 |
| | | | 令 和 2 年 度 : 13 件 |
| | | | 令和3年度:8件 |
| | | | 令和4年度:8件 |
| | | | 令和5年度:8件 |
| | | : | 令 和 6 年 度 : 8件 |

令和7年度:8件 令和8年度:8件 ※平成30年度~令和2年度の適用数は、財務省「租税特別措置の 適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提 出)」に基づき記載。令和3年度~令和8年度の適用件数 は、平成30年度~令和2年度の平均適用件数として推計。 市街地再開発事業の新規事業認可数は年間約21事業(平成30年度 ~令和2年度の平均)、完了数は年間約17事業(平成30年度~令和 2年度の平均)であり、適用数は年間約8件となっている。 本特例措置の今後の適用数の見込みは年8件であるが、上記の市街 地再開発事業の事業数を考慮すれば、本特例措置の適用数は必ずし も僅少とは言えない。 市街地再開発事業の施行に必要な事業費は保留床処分金により回収 することが不可欠であり、達成目標の実現のため、本特例措置の適用 による保留床の処分の円滑化は大きな政策効果を有していると言え ② 適用額 平成 30 年度: 20,750 百万円 令和元年度: 12.875 百万円 令和2年度:154.248百万円 令 和 3 年 度 : 7.828 百万円 令和4年度: 7.828 百万円 令 和 5 年 度 : 7.828 百万円 令 和 6 年 度 : 7,828 百万円 令 和 7 年 度 : 7.828 百万円 令和8年度: 7.828百万円 ※平成 30 年度~令和2年度の適用額は、財務省「租税特別措置の 適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提 出)」に基づき記載。令和3年度~令和8年度の適用額は、平 成30年度~令和2年度の平均適用額として推計。 ③ 減収額 (金額:百万円) H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 法人税 ※適用額×税率 減収額 2,987 35,786 1,816 1,816 1,816 1,816 4.814 1,816 1,816 23.2% 23.2% 23.2% 23.2% 23.2% 23.2% 23.2% 23.2% 23.2% 法人住民税 ※法人税の減収額×税率 減収額 621 385 2505 127 127 127 127 127 127 7.0% 税率 12.9% 12.9% 7.0% 7.0% 7.0% 7.0% ①所得割 ※適用額×税率 145 1,542 減収額 90 0.7% 0.7% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% ②地方法人特別税(~R1)/特別法人事業税(R2~) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率 減収額 601 373 203 203 203 4,009 203 203 203 414.2% 414.2% 260.0% 260.0% 260.0% 260.0% 260.0% 260.0% 260.0% ③付加価値割 ※適用額×税率 減収額 249 155 1.851 94 94 94 94 ④減収額合計(①~③) 995 618 7,402 375 375 375 375 375 375 ※いずれも外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【都市機能更新率】

下表のとおり、達成目標(令和10年度末:47.0%)に向けて順調に進捗しているところ。

なお、前回評価時には達成目標を「令和5年度末:44.5%」としていた。 目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価する ことは困難であるが、下表の通り42.5%(平成30年度)から44.0%(令 和3年度)に上昇しているところであり、引き続き本特例措置等により 市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層 の上昇を図ることが必要である。

| | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|
| 対象区域の宅地面積(ha) | 34,849.6 | 34,849.6 | 34,849.6 | 34,849.6 |
| 4階建て以上の建築物の宅地面積(ha) | | | | |
| 累計 | 14,824.2 | 15,007.6 | 15,119.6 | 15,317.6 |
| (前年度からの増分) | (141.0) | (183.4) | (112.0) | (198.0) |
| 都市機能更新率 | 42.5% | 43.1% | 43.4% | 44.0% |

(出典:国土交通省都市局・住宅局にて地方公共団体を対象に調査を実施)

(達成目標に対する効果)

①過去の効果(平成30年度~令和3年度)

本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。

本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 =(A)×(B)

- (A): 平成 30 年度~令和3年度の都市機能更新率の上昇のうち市街 地再開発事業によるものの割合
- (B): 平成30年度~令和3年度に完了した市街地再開発事業のうち本 特例措置が適用されたものの割合

(A)について

平成 30 年度~令和3年度に対象区域内で建築された4階建て以上の 建築物の宅地面積(634.4ha)のうち、市街地再開発事業によるもの (19.4ha)の占める割合は、

 $19.4 \text{ha} \div 634.4 \text{ha} \times 100 = 3.1\%$

(出典:国土交通省都市局・住宅局にて地方公共団体を対象に調査を実施)

(B)について

過去実績により推計した本特例措置の年間平均適用事業数は 3 事業。平成 30 年度~令和3年度の年間平均完了数は 16 事業であるため.

3 事業÷16 事業×100≒18.8%

以上より、

本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 =3.1%×18.8%

≒0.6%

②将来の効果(令和4年度~令和8年度)

都市機能更新率について、年度毎の目標は下記の通り。

•令和4年度:44.4%

• 令和5年度: 44.8%

• 令和6年度: 45.3%

•令和7年度:45.7%

•令和8年度:46.1%

※令和3年度末時点の実績と過年度の推移を考慮して設定したもの。

本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。

本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 =(A)'×(B)'

- (A)': 令和4年度~令和8年度の都市機能更新率の上昇のうち市街 地再開発事業によるものの割合
- (B): 令和4年度~令和8年度に完了予定の市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されるものの割合
- (A)'について

3.1%

※平成30年度~令和3年度の実績(A)と等しいと仮定。

(B)'について

18.8%

※平成30年度~令和3年度の実績(B)と等しいと仮定。

以上より、

本特例措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 =3.1%×18.8%

≒0.6%

【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積】

令和2年度末(2,220ha)から令和3年度末(1,989ha)にかけて 231ha の 危険密集市街地を解消(※)しており、達成目標(令和 12 年度末: 概ね 解消)に向けて順調に進捗しているところ。

※地方公共団体に対して、危険密集市街地解消の進捗状況調査を行 うことにより、当該年度に解消した危険密集市街地の実数を把握し ている。令和2年度末から令和3年度末にかけては、東京都: 144ha、神奈川県:54ha、大阪府:32ha の合計 231ha(端数処理によ り合計は合わない)の解消が図られている。

なお、前回評価時には達成目標を「令和2年度に概ね解消」としていた。これに対して、平成 30 年度末:3,149ha、令和元年度末:2,982ha、

令和2年度末: 2,220ha と推移していた(出典: 危険密集市街地解消の 進捗状況調査)。

密集市街地では、権利関係の輻輳、未接道敷地の多さ、地権者の高齢化等により、老朽建築物の建替えや道路整備に時間を要することから目標に達していないが、本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、密集市街地の解消を図ることが必要である。

(達成目標に対する効果)

①過去の効果(平成30年度~令和3年度)

本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)を、下記計算式により算定する。

$(C) \times (B)$

- (C): 平成 30 年度~令和3年度に完了した市街地再開発事業が解消 に寄与した密集市街地の面積の合計
- (B): 平成30年度~令和3年度に完了した市街地再開発事業のうち本 特例措置が適用されたものの割合

(C)について

平成 30 年度~令和 3 年度に完了した事業の実績より 15ha

(B)について

18.8%

以上より、

本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)

- $=15 \text{ha} \times 18.8\%$
- =2.8ha

②将来の効果(令和4年度~令和8年度)

危険密集市街地について、令和 12 年度までに概ね解消することを目標とし、当該目標が年度毎に下記割合の地域で達成されることを目指す。

- •令和4年度:約1割
- •令和5年度:約1割
- •令和6年度:約2割
- •令和7年度:約5割
- •令和8年度:約5割
- ※地方公共団体よりこれまで実施した事業実績や今後の実施予定、 危険密集市街地の解消見込み時期等をヒアリング調査により把握し ているところであり、当該調査結果(確認した解消見込み時期)を基 に、将来の効果を算定している。

本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)を、下記計算式により算定する。

 $(C)' \times (B)'$

- (C): 令和4年度~令和8年度に完了予定の市街地再開発事業が解消に寄与する見込みの密集市街地の面積の合計
- (B): 令和4年度~令和8年度に完了予定の市街地再開発事業のうち本特例措置が適用されるものの割合

(C)'について

令和4年度~令和8年度に完了予定の事業の見込みより 39.9ha と推計。

(B)' について

18.8%

以上より、

本特例措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)

=39.9ha $\times 18.8$ %

=7.5ha

※令和4年度~令和8年度の年間平均=7.5ha÷5年=1.5ha/年

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【都市機能更新率】

本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地 再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推 進が図られ、都市機能の更新に資する。

【地震時等に著しく危険な密集市街地の面積】

本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地 再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推 進が図られ、密集市街地の解消に資する。

- ※業界団体へのアンケート調査(令和4年6月に不動産会社等を対象として実施)により、平成30年度~令和3年度に3事業につき、本特例措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じていることを把握している。また、令和4年度~令和8年度に4事業につき、本特例措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じる見込みであることを把握している。
- ※本特例措置による達成目標に対する過去及び将来の効果(寄与度)は前述のとおり。なお、後述の通り、市街地再開発事業の補助制度は従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである一方で、本特例措置は保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段とは明確な役割分担がなされている。このことから、前述の達成目標に対する過去及び将来の効果は、他の政策手段の影響を除いた本特例措置の直接的な効果であるものと思料する。

⑤ 税収減を是 認する理由 等

本特例措置により市街地再開発事業が推進されることで、都市機能の 更新により地方都市のイノベーション力や大都市の国際競争力が強化 され、また密集市街地の解消により地震・火災等による被害のリスクが 低減される。また、市街地再開発事業1事業あたり約350億円の建設

| | | | | 等投資による民間投資誘発効果があることから、市街地再開発事業 の推進による効果と本特例措置の適用による減収額とを比較すると税 収減を是認できるものと考える。 |
|----|---------------|----|--------------------------------|---|
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 置等による べき妥当性 等 | 市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。 |
| | | 2 | 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | 市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は事業資金の確実な確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。 |
| | | 3 | 地方公共団 体が協力す る相当性 | 本特例措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性がある。 |
| 12 | 有識者の見 | 見解 | ¥ | _ |
| 13 | 前回の事 評価の実施 | | 呼価又は事後 計期 | 令和元年 8 月 |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | 111 170 1 | 付別拍直寺に徐る以来の争削計画音 | | | | | |
|---|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 の名称 | 自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し | | | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の 対象税目 | 自動車重量税:外(国税 16) | | | | | |
| | ② 上記以外の 税目 | | | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 | | | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | | | |
| | | 環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負 | | | | | |
| | | 荷の低減を図るため、環境性能の優れた自動車に対して、自動車重 | | | | | |
| | | 量税の減免を行う。 | | | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | | | |
| | | 令和3年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の方向で所要の見直 | | | | | |
| | | しを行う。 | | | | | |
| | | ○環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえた政策インセンテ | | | | | |
| | | ィブ機能の強化、市場への配慮等の観点を踏まえつつ、自動車重量税 | | | | | |
| | | のエコカー減税について延長するとともに、各税率の適用範囲の見直 | | | | | |
| | | しを行う。 | | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | | | |
| | | 自動車重量税法第7条、同法施行令第4条、5条、同法施行規則第2 | | | | | |
| | | 条 | | | | | |
| | | 租税特別措置法第 90 条の 11、第 90 条の 11 の2、第 90 条の 11 の | | | | | |
| | | 3、第 90 条の 12 同法施行令第 51 条の 2、同法施行規則第 40 条の2、第 40 条の4 | | | | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省自動車局技術・環境政策課 | | | | | |
| 5 | 변크마이 | 国工义通目日到平向投制: 垛块以农际 | | | | | |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期: 令和4年8月 | | | | | |
| | 象期間 | 分析対象期間: 令和元年度~令和3年度まで | | | | | |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 《エコカー減税(自動車重量税)の経緯》 | | | | | |
| | | 〇平成 21 年度 創設 | | | | | |
| | | ・一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税 | | | | | |
| | | を時限的に減免。 | | | | | |
| | | 〇平成 24 年度 拡充·延長 | | | | | |
| | | ・平成 27 年度燃費基準等の切り替えを行うとともに、特に環境性能に | | | | | |
| | | 優れた自動車に対する軽減措置を拡充した。(燃費基準+20%達成車を | | | | | |
| | | 免税対象に追加、免税対象車に2回目車検時の重量税▲50%軽減を | | | | | |
| | | 追加) | | | | | |
| | | 〇平成 26 年度 拡充·延長 | | | | | |
| | | ・軽減措置の拡充、延長。(2回目車検時の▲50%→免税。) | | | | | |
| | | 〇平成 27 年度 拡充·延長 | | | | | |

・令和2年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税 対象とする等の措置を講ずる。 〇平成 29 年度 拡充・延長 ・対象車に LPG 車を追加し、対象範囲を令和2年度燃費基準の下で 見直し、平成30年度以降は平成27年度燃費基準+10%達成車を対象 外とする等政策インセンティブ機能を強化した上で延長。 〇平成 31 年度 拡充 延長 ・政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割 合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極 めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化。 〇令和3年度 拡充・延長 ・令和 12 年度燃費基準の下での区分見直し等、所要の措置を講ず る。 8:適用又は延長期間 2年間(令和5年5月1日~令和7年4月30日) 心要性 ① 政策目的及 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 びその根拠 等 ○環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境 負荷の低減等を図る。 〇地球温暖化問題や自動車からの排出ガス(NOx・PM)による大気汚 染問題等の環境対策に加え、国際競争力の強化等の行政課題に的 確に対応するため、自動車重量税について、令和3年度与党税制改正 大綱等に沿って、見直しを行う必要がある。 《政策目的の根拠》 ○2030 年に新車販売に占める次世代自動車(※1)の割合を5割から 7割(※2)とする(成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決 定)) (※1)電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車 (※2)令和3年度における新車販売(乗用車)に占める次世代自動車 の割合は 45.8%となっている。 ○2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現できるよう、 包括的な措置を講じる。商用車については、8トン以下の小型の車に ついて、2030年までに、新車販売で電動車20~30%、2040年まで に、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した 車両で合わせて 100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進な どの包括的措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客 事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実 証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指すとともに、水 素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も 踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。 (「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和3年6 月 18 日))

| | T : | T |
|-------------|---------------------------------|---|
| | | 〇2030年の運輸部門の二酸化炭素排出量を2013年度比で35%削減する(「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)) 〇将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする目標等に向けて、蓄電池の大規模投資促進等や車両の購入支援、充電・充てんインフラの整備等による集中的な導入を図るとともに、中小サプライヤー等の業態転換を促す。(「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)) |
| | | 〇将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画~人・技術・スタートアップへの投資の実現~」(令和4年6月7日閣議決定)) |
| | ② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け | 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標 13 新車販売に占める次世代自動車の割合 |
| | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を 図る。 |
| | | ②2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目指す。 |
| | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 エコカー減税の導入により、環境性能の優れた自動車については、自 動車の保有段階における税負担が軽減されることから、より環境性能 の優れた自動車の普及促進、延いては、自動車の環境負荷の低減等 という目標の実現に大きく寄与している。 |
| 10 有効性 等 | ① 適用数 | (参考) 「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)」 |
| | | 年度 R1 R2 R3 割合 72.9% 64.3% 68.2% |
| | | (エコカー減税対象車台数/新車販売台数) |

| - | | | |
|---|-------------|---------------------------------|---|
| | | | 令和元年度:3,080,890╱4,225,338 |
| | | | 令和2年度 :2,521,116/3,918,420 |
| | | | 令和3年度 :2,392,589/3,507,050 |
| | | | , |
| | | | |
| | | | 本措置の適用割合は各年度約7割程度であり、また適用要件を満た |
| | | | す全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。 |
| | | | 9 主 Cの日到半か対象でのるため、特定の名に帰ってはいない。 |
| | | > → m + = | |
| | (2) | 適用額 | _ |
| | | | |
| | | | |
| | 3 | 減収額 | 「エコカー減税」 |
| | | | ○自動車重量税(財務省試算) |
| | | | 令和元年度:約 620 億円 |
| | | | 令和2年度:約600億円 |
| | | | 令和3年度:約510億円 |
| | | | |
| | (4) | 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する |
| | • | 797/ | 租税特別措置等の直接的効果》 |
| | | | |
| | | | エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成 21 年度の |
| | | | |
| | | | 11.0%から令和 3 年度には 45.8%に大幅に向上しているなど(約 35 |
| | | | ポイント増加)、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動 |
| | | | 車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上している |
| | | | ことから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 |
| | | | 加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上している |
| | | | ことから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技 |
| | | | 術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延 |
| | | | いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メー |
| | | | カーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。 |
| | | | |
| | | | 「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」 |
| | | | · 枸一克,大大,一大,一大,一大,一大,一大,一大,一大,一大,一大,一大,一大,一大, |
| | | | (T. (E.) D1 D2 D2 |
| | | | 年度 R1 R2 R3 |
| | | | 割合 39.0% 41.2% 45.8% |
| | | | |
| | | | (次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数) |
| | | | 令和元年度 :1,626,312/4,173,186 |
| | | | 令和2年度:1,588,179/3,858,350 |
| | | | 令和3年度:1,586,675/3,467,561 |
| | | | |
| | | | |
| | <u>(5)</u> | 税収減を是 | エコカー減税の導入により、環境性能の優れた自動車については 白 |
| | ٧ | | |
| | | | |
| | | 寸 | |
| | | | れ、自動車の購入時及び定期的な車検時において、より環境性能の |
| | | | |
| | | | 優れた自動車を選択する消費者が増加し、その結果、より環境性能の |
| | | | 優れた自動車を選択する消費者が増加し、その結果、より環境性能の 優れた自動車の普及促進、延いては、自動車の環境負荷の低減等と いう目標の実現に大きく寄与している。 |
| | (5) | 税収減を是 認する理由 等 | (次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数) 令和元年度:1,626,312/4,173,186 令和2年度:1,588,179/3,858,350 |

また、令和3年度の減収額は約510億円であり、適用件数1件あたり の減収額は約2万円である。一方、例えば、純ガソリン車とハイブリッド 車との価格差は数十万円とされているが、本措置がインセンティブとな り、より環境性能の優れた自動車の普及促進につながっている。 以上により、税負担の軽減による普及促進効果は大きく、減収額を上 回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減 を是認する効果があるものと考えられる。 「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」 R3 R1 R2 年度 割合 39.0% 41.2% 45.8% (次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数) 令和元年度:1,626,312/4,173,186 令和2年度:1,588,179/3,858,350 令和3年度:1,586,675/3,467,561 「エコカー減税」 ○自動車重量税(財務省試算) 令和元年度:約620億円 令和2年度:約600億円 令和3年度:約510億円 11 相当性 ① 租税特別措 エコカー減税は、これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってき 置等による ており、環境性能の優れた自動車の普及促進、自動車の環境負荷の べき妥当性 低減等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となってい 等 る。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多大な事務 コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続きにより、要件を 満たす自動車を購入等する消費者が等しく適用を受けることができる ことから、租税特別措置としての妥当性が認められる。 「新車販売台数に占める次世代自動車の割合(自動車工業会調べ)」 **、**年度 R1 R2 R3 割合 39.0% 41.2% 45.8% (次世代自動車の新車販売台数/乗用車の新車販売台数) 令和元年度:1.626.312/4.173.186 令和2年度:1,588,179/3,858,350 令和3年度:1.586,675/3,467,561 「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情 報)」 年度 R1 R2 R3

| | 割合 72.9% 64.3% 68.2% (エコカー減税対象車台数/新車販売台数) 令和元年度:3,080,890/4,225,338 令和2年度:2,521,116/3,918,420 令和3年度:2,392,589/3,507,050 |
|-----------------------------|--|
| ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | ○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業令和4年度予算額:392百万円地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備(充電設置工事費を含む。)の導入を支援する。 ○税制改正要望の目的は、環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図るため、エコカー減税のグリーン化を強化するとともに、自動車重量税の負担の軽減により、事業用の次世代自動車だけでなく、環境性能に優れた自動車の普及促進である。 一方で、上記の補助金の目的は、電気自動車等について、他の地域や事業者による集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、初期需要を促すために購入補助等を行うものである。 |
| ③ 地方公共団 体が協力す る相当性 | _ |
| 12 有識者の見解 13 前回の事前評価又は事後 | _ |
| 13 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | - |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | 租祝特別措直寺に係る 以 束の事則評価書 | | | | | |
|---|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 船舶に係る特別償却制度の拡充・延長 | | | | |
| | の名称 | | | | | |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | 法人税:義(国税 18) | | | | |
| | 対象税目 | │ │法人事業税:義、法人住民税:義(自動連動) | | | | |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 | | | | |
| | 税目 | | | | | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設· <u>拡充</u> ·延長】 【単独·主管·共管】 | | | | |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 | | | | |
| | | 海上運送業を営む個人または法人が、環境負荷の低減に資する船舶等 | | | | |
| | | ┃ ┃の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする。 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 【外航】 | | | | |
| | | (環境負荷低減船) | | | | |
| | | 外航日本船舶······特別償却率 17/100 | | | | |
| | | 外航日本船舶以外の船舶・・・特別償却率 15/100 | | | | |
| | | (先進船舶) | | | | |
| | | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | | | |
| | | 外航日本船舶以外の船舶・・・特別償却率 18/100 | | | | |
| | | 77加14个加加57777加加 15加良44千 10/100 | | | | |
| | | 【内航】 | | | | |
| | | (高度環境負荷低減船)・・・・・・特別償却率 18/100 | | | | |
| | | | | | | |
| | | (環境負荷低減船)・・・・・・・特別償却率 16/100 | | | | |
| | | 《要望の内容》 | | | | |
| | | 経済安全保障に資する一定の要件を満たす、国内の船主が導入する外 | | | | |
| | | 航船舶について特償率を12%引き上げるとともに、適用期限を2年間延長 | | | | |
| | | し、令和7年3月31日(所得税は令和7年12月31日)までとする。 | | | | |
| | | 《関係条項》 | | | | |
| | | 租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の6、第 68 条の 16 | | | | |
| | | 同法施行令第5条の8、第 28 条、第 39 条の 14~20、第 39 条の 49 | | | | |
| | | 海上運送法第2条、第 39 条の 10~11 | | | | |
| | | 同法施行規則第 42 条の8~12 | | | | |
| | | 船員法第 117 条の3 | | | | |
| | | 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31 | | | | |
| | | ~32 | | | | |
| | | 臨時船舶建造調整法第2~4条 | | | | |
| | | 船舶法第1条、第20条 | | | | |
| | | 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 | | | | |
| | | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の3、第 19 条の 25 | | | | |
| | | ~26 | | | | |
| | | 同法施行令第 11 条の7 | | | | |
| | | 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省 | | | | |
| | | 令第1条 | | | | |
| | | 1.50 | | | | |

| - | 担当部局 | 海車 巳 め 峠 部 | R、内航課、船舶産業課 |
|---|-------------|----------------|--|
| 5 | 担当即向 | 神争问外机动 | k、內加林、加加生未林 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期 | ∄∶令和4年9月 |
| | 象期間 | 分析対象期間 | 引: 令和元年度~令和6年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 昭和 26 年度 | 創設 |
| | | (外航) | |
| | | 平成 1/ 年度 | 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を |
| | | | 除外) |
| | | 平成 19 年度 | 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追 |
| | | | n a) |
| | | 平成 21 年度 | 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等を |
| | | | する日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現 |
| | | - | 行 18/100)に引き下げ) |
| | | 平成 23 年度 | 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100) |
| | | | に引き下げ) |
| | | 平成 25 年度 | 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子 |
| | | | 会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について |
| | | | 環境負荷低減設備等の要件を追加) |
| | | 平成 27 年度 | 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除 |
| | | 亚世 00 左曲 | 外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加) |
| | | | 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ) 拡充・縮減・延長(拡充:先進船舶を外航船舶の特別償却制度 |
| | | 可相几千度 | の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶 20/100、日 |
| | | | 本船舶以外 18/100 とし、縮減:環境負荷低減船の償却割合 |
| | | | を日本船舶 17/100、日本船舶以外 15/100 に引き下げ。) |
| | | 令和3年度 | 縮減・延長(環境負荷低減要件の引上げ、追加) |
| | | /_L_#L\ | |
| | | (内航) | 综试, 死 医 / 似的 左 理 按 各 茶 低 试 到 上 阳 宁 二 贡 携 华 卢 、 土 |
| | | 平成 17 年及 | 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100) |
| | | | を除外) |
| | | 平成 19 年度 | 延長 |
| | | 平成 21 年度 | 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境負荷低減船に |
| | | | ついては 18%) |
| | | 平成 23 年度 | 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備 |
| | | 亚成 25 年度 | 要件見直し) 縮減・延長(サイドスラスター設置必須化等の設備要件の見 |
| | | 十成 20 千及 | 相域・延長(サイトヘノヘメー設直必須に等の設備委件の見 直し) |
| | | 平成 27 年度 | 縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直 |
| | | | L) |
| | | 平成 29 年度 | 延長 |
| | | | ・拡充(内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を |
| | | | 搭載したものについては 18%に引き上げ) |
| | | 今 和一年年 | ・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化) 縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化) |
| | | 令和元年度 令和3年度 | 稲滅・延長(船目万位制御装直を必須要件化) 編滅・延長(匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除 |
| | | | 外、300トン以上 2000トン未満の船舶に「衛星航法装置 |
| | | | (GPS)」の装置を必須化等の設備要件見直し) |

| 8 | 適用又は延長期間 | | 2年間(令和5年度~6年度) |
|---|----------|---|--|
| | <u> </u> | 1 | |
| 9 | 必要性 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減や内航海運におけるカーボンニュートラル推進への要請に応えるため、また、経済安全保障上 重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が高く環 境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。 |
| | | | 《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53 号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 |
| | | | (内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本的方針 C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が 徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」 「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 (1) エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 〇船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028 |
| | | ② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け ③ 達成目標及 びその実現 | 年よりも前倒しで世界に先駆けて実現することを目指す。 (外航) 政策目標 6:国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標 19:海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。 (内航) 政策目標 3:地球環境の保全施策目標 9:地球温暖化防止等の環境の保全を行う業績指標 25:環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比) 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) |
| | | による寄与 | -CO2 削減: 令和 12 年度までに日本商船隊の燃費効率を平成 20 年度比で 40%改善する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)。 -NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規 |

制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り、安定的 な国際海上輸送を確保することとし、日本商船隊の輸送量について令和7 年度に 1,100 百万トンとする。 ・先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す。 (内航) CO2: 令和 12 年度までに省エネに資する船舶を普及させ、 181 万トン CO2 の削減を図る。(省エネに資する船舶を 1.080 隻導入) NOx: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO) 二次規制削減 率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会 からも日本商船隊の CO2 排出削減が求められているところ、達成目標を実 現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進し、要 請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、国内船主による経済安全 保障上重要な外航船舶の安定確保により、安定的な国際海上輸送の確保 に寄与する。さらに、先進船舶の導入促進によりIoTをはじめとした新技術 の導入を促すことで、船主、傭船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与 する。 (内航) 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、 旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、 社会的要請として、船舶分野からの CO2 排出削減が求められているとこ ろ、環境への負荷の低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷 低減に寄与する。 10 有効性 ① 適用数 ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査で 等 は、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれ において政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運 における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調 査」を実施し、適用数の把握を行っている。 (外航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】 年度 R3 R2 R4 R5 R6 区分 外航日本船舶 2 1 2 2 1 (隻) (1) (2) (1) (2) (2) 〈適用者〉(社) 外航日本船舶 以外の船舶 53 27 37 39 39 39 ⟨28⟩ (16) (24) ⟨23⟩ ⟨23⟩ ⟨23⟩ 〈適用者〉(社) ※ R1~R3 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用 状況調査」により適用状況を把握。 ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均) をもとに推計予定。

※ 環境負荷低減船及び先進船舶の適用実績又は推計値

(内航)

【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------------------------|-------|-------|----------|----------|----------|----------|
| 内航環境 低負荷船舶(隻) 〈適用者〉(社) | 2 〈2〉 | 4 (4) | 3 〈2〉 | 3 (3) | 3 (3) | 3 (3) |
| 高度内航環境 低負荷船舶(隻) 〈適用者〉(社) | 2 〈1〉 | 1 (1) | 4 〈3〉 | 2 〈2〉 | 2 〈2〉 | 2 〈2〉 |

- ※ R3年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。
- ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)を もとに推計。

② 適用額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用額の把握を行っている。

(外航)

【適用額】【法人税・法人事業税・法人住民税】

(単位:百万円)

| 年度区分 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 外航日本船舶 | 2,781 | 671 | 1,437 | 1,630 | 1,630 | 1,630 |
| 外航日本船舶 以外の船舶 | 50,744 | 23,100 | 30,225 | 34,690 | 34,690 | 34,690 |

- ※ R1~R3 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用 状況調査」により適用状況を把握。
- ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均) をもとに推計。
- ※ 直近3年間(R1~R3)における適用者数の合計は72 社であり、特定の 社への偏りはない。

(内航)

【適用額】

(単位:百万円)

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------------|-------|-----|------|------|------|------|
| 内航環境 低負荷船舶 | 248 | 905 | 1231 | 795 | 795 | 795 |
| 高度内航環境 低負荷船舶 | 1,708 | 50 | 2741 | 1500 | 1500 | 1500 |

※ R3年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調

査」により適用状況を把握

- ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)に より算出。
- ※直近3年間(R1~R3)における適用者数は合計13社であることから、特定 の者への偏りははない。

③ 減収額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査で は、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれ において政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運 における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調 査」を実施し、適用数の把握を行っている。

(外航)

【減収額】【法人税】

| 【減収額】【法人税】 (単位:百万円 | | | | | | | |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 区分 | | | | | | | |
| 外航日本船舶 | 645 | 156 | 333 | 378 | 378 | 378 | |
| 外航日本船舶 | 11.773 | 5.359 | 7.012 | 8.048 | 8.048 | 8.048 | |
| 以外の船舶 | 11,773 | 0,000 | 7,012 | 0,040 | 0,040 | 0,040 | |

- ※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用 状況を把握
- ※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出
- ※ R4年度以降については、直近3年間の平均(R1~R3)

【減収額】【法人事業税】

| 【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円) | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | | | |
| 区分 | | | | | | | | | |
| 外航日本船舶 | 186 | 47 | 101 | 114 | 114 | 114 | | | |
| 外航日本船舶 以外の船舶 | 3,400 | 1,617 | 2,116 | 2,428 | 2,428 | 2,428 | | | |

- ※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用 状況を把握
- ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率× 法人事業税率より算出

(単位:百万円)

【減収額】【法人住民税】

| 【顺权银】法人住民忧】 (单位: 日) | | | | | | | |
|---------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 区分 | | | | | | | |
| 外航日本船舶 | 83 | 11 | 23 | 26 | 26 | 26 | |
| 外航日本船舶 以外の船舶 | 1,519 | 375 | 491 | 563 | 563 | 563 | |

- ※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用 状況を把握
- ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式:

過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率×法 人税率×法人住民税率より算出

(内航)

【減収額】【法人税】

| 【減収額】【法人税】 (単位:百万円) | | | | | | | | |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | | |
| 区分 | | | | | | | | |
| 内航環境 低負荷船舶 | 58 | 210 | 286 | 541 | 541 | 541 | | |
| 高度内航環境 低負荷船舶 | 396 | 12 | 636 | 204 | 204 | 204 | | |

※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状 況調査」により適用状況を把握

(単位:百万円)

※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率× 法人税率(23.2%)により算出

(内航)

【減収額】【法人事業税】

| (中世:日75) | | | | | | | | |
|-----------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | | |
| 区分 | | | | | | | | |
| 内航環境 低負荷船舶 | 17 | 63 | 86 | 163 | 163 | 163 | | |
| 高度内航環境 低負荷船舶 | 114 | 4 | 192 | 62 | 62 | 62 | | |

- ※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状 況調査」により適用状況を把握
- ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率× 法人事業税率より算出

(内航)

| 【減収額】【法人住民税】 (単位:百万P | | | | | | | | |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|--|--|
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | | |
| 区分 | | | | | | | | |
| 内航環境 低負荷船舶 | 7 | 15 | 20 | 38 | 38 | 38 | | |
| 高度内航環境 低負荷船舶 | 51 | 1 | 45 | 14 | 14 | 14 | | |

- ※ 令和3年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状 況調査」により適用状況を把握
- ※ 令和4年度以降減収見込額の算出根拠式:

過去3年間の本税制適用船舶の平均船価×適用見込隻数×特償率× 法人税率×法人住民税率より算出

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》(外航)

〇達成目標の実現状況

| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 区分 | | | | | | |
| CO2 削減(%) | 15.1 | 17.1 | 18.7 | 20.8 | 22.6 | 24.8 |
| NOx 削減(%) | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 輸送量(百万トン) | 960 | 889 | 883 | - | 1 | - |
| 先進船舶(隻数) | 4 | 33 | 88 | 86 | 141 | 224 |

- ※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※令和4年度から令和6年度の数値については目標値(但し、CO2削減の 数値については予測値)
- ※令和4年度から6年度までに導入される新造船の要件が、平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を 上回る 22%という要件に適合されているものと仮定
- ※輸送量については、事業者からの法令に基づく報告により把握しており、 暦年での集計。
- ※先進船舶の隻数については累計値であり、暦年での集計。

〇所期の目標の実現状況

【令和3年度】

- -CO2 削減(目標値:18.7%削減):日本商船隊からの CO2 排出量を 18.7%削減(平成 20 年度比)。
- •NOx 削減(目標値: 22%削減): 新造船について 22%の削減を達成(平成 22 年度比)。
- ・輸送量: 我が国商船隊の輸送量について、令和7年に1,100百万トンとする目標であるところ、令和元年度~令和3年度実績については約900百万トンとほぼ横ばいとなっており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》

令和3年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が38 隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

(内航)

〇政策目的の達成状況

内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が、求められており、令和12年度までに181万トンCO2削減(省エネに資する船舶を1,080隻普及)を目標としている。

○達成目標の実現状況

| ·U | | | | | |
|--------|--------------------|-----------------------------|--|---|--|
| R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| | | | | | |
| 27 | 20 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | | | | | |
| 33,592 | 22,620 | 47,642 | 34,618 | 34,618 | 34,618 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | R1 27 33,592 | R1 R2 27 20 33,592 22,620 | R1 R2 R3 27 20 24 33,592 22,620 47,642 | R1 R2 R3 R4 27 20 24 24 33,592 22,620 47,642 34,618 | R1 R2 R3 R4 R5 27 20 24 24 24 33,592 22,620 47,642 34,618 34,618 |

- ※事業者へのアンケート調査等に基づき算出
- ※R3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、以下の 式により算出
- 年間 CO2 削減量=税制適用船舶×1トンあたりの CO2 削減量×CO2削減率
- ※ R4年度以降については、過去の実績(直近3年間(R1~R3)の平均)に より算出

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》

本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で24隻導入され、約1.7万トンのCO2削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

〇所期の目標の実現状況

【令和3年度】

- ・CO2 削減: 年間 70 隻程度(約 13 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに 資する船舶の普及を図ることが目標値であるところ、令和元年 度から令和3年度の平均で年間 24 隻であった。
- ・NOx削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO) 二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22年度比)が目標値であるところ、令和元年度時点においては 22%削減の目標を達成している。

○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果

本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船及び高度内航環境負荷低減船が令和3年度で7隻導入され、約3.2万トンのCO2削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。

⑤ 税収減を是 (外航) 認する理由 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所 有者の環境負荷低減に資する船舶等に対する再投資の促進が図られる効 果や、事業者の資金繰りの安定にも効果が高いことから、本税制特例措置 は税収減を是認するに足る効果が期待される。 (内航) 環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネ に資する船舶の普及が求められている。 本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収する ことが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させる ことができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件 を付加することで、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換 を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達 成手段として有効である。 加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金と して交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によ ってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資 の促進が図られる効果がある。 上記の理由から、本税制特例措置には税収減を是認するに足る効果が 期待される。 11 相当性 ① 租税特別措 (外航) 置等による 本措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するより べき妥当性 も国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 (内航) 本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として 交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有す る。 また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対 象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果 が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による 船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段とし て、本租税特別措置による支援が効果的である。 ② 他の支援措 (外航) 置や義務付 船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化され け等との役 ており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商 割分担 船隊の国際競争力の強化を図っている。 これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及 び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議で は、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制 (中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改 善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性 を有するものである。 ・船舶特別償却制度・買換特例制度:船舶所有者の投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:船舶所有者の船舶保有コストの低減

| | | ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:船舶所有者の船舶取得時の負担低減 |
|----|--------------------------|--|
| | | (内航) 内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。 まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境負荷低減・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率の高い船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷低減を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高 |
| | | い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 |
| | ③ 地方公共団 体が協力す る相当性 | 本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。 |
| 12 | 有識者の見解 | _ |
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 令和2年9月(R2 国交 05) |

| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特 |
|---|-------------------------|--|
| | の名称 | 例措置の延長 |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の 対象税目 | 法人税:義(国税 20)、法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動) |
| | ② 上記以外の 税目 | 所得税:外 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | 個人または法人が、所有する船舶を譲渡し、新たに、租税特別措置法 |
| | | 等に定める環境負荷低減に資する設備を有する船舶を取得した場合、 |
| | | 譲渡益の 80%について課税を繰り延べることができる。 |
| | | 《要望の内容》 |
| | | 適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までとする。 |
| | | 《関係条項》 |
| | | ・租税特別措置法第 37 条~第 37 条の4、第 65 条の7~9、 |
| | | 第 66 条の6 |
| | | ・同法施行令第 25 条、第 39 条の7、第 39 条の 14~20 |
| | | ・同法施行規則第 18 条の5、第 22 条の 11 |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省海事局外航課、内航課 |
| 6 | | 評価実施時期:令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間: 平成 29 年度~令和7年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 昭和 49 年度 創設 |
| | | 平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制) |
| | | 平成 18 年度 縮減・延長(船舶への買換えを新造船又は環境負荷低 |
| | | 減船に限定) |
| | | 平成 23 年度 縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止) |
| | | (中古船の船齢要件厳格化) |
| | | (新造船に環境負荷低減要件付加) |
| | | 平成 26 年度 縮減・延長(譲渡船の船齢要件厳格化) |
| | | (環境負荷低減要件の追加) |
| | | 平成 29 年度 縮減・延長(2,000 トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) |
| | | (トン数標準税制認定事業者及びその海外 |
| | | 子会社が所有する船舶の適用除外) |
| | | 令和2年度 縮減・延長(買替資産の船齢を法定耐用年数以下に限 |
| | | 定) |
| 8 | 適用又は延長期間 | 3年間(令和5年度~令和7年度) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等ができる。 | (外航) |
| | | 外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却 益を活用して代替を促進することにより、計画的かつ安定的に日本商 |
| | | 船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷低減を実現することを目的と |
| | | する。 |
| | | |

(内航)

多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える 基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の代替を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を 実現することを目的とする。

《政策目的の根拠》

(外航)

・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律 第 53 号)審議」における附帯決議

「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」

(内航)

・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本的方針 C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・ 安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実 現」

「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」

·「地球温暖化対策計画」(令和3年 10月 22 日閣議決定) 該当箇所 抜粋

第2節 地球温暖化対策・施策

- 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策
 - (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策
 - ① エネルギー起源二酸化炭素
 - D. 運輸部門の取組
 - (g) 鉄道、船舶、航空機の対策
 - 〇船舶分野の脱炭素化

船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省 CO2 排出船舶の普及促進に加えて、LNG 燃料船、水素燃料電池船、EV 船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である 2028 年よりも前倒しで世界に先駆けて実現することを目指す。

② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け (外航)

政策目標: 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・ 強化

施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推 進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を

推進する

(内航)

政策目標:3 地球環境の保全

施策目標:9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

業績指標: 25 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)

| ③ 達成目標及びその実現 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
|--------------|---|
| による寄与 | 日本商船隊の船隊規模の維持・整備、CO2及び NO×の削減 <測定指標> |
| | ヽゟ゚゚゚゚゚た゚゚ヹゖ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ |
| | 等により、我が国の外航海運事業者の国際競争力の強化を図 |
| | り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、令和7年の日 |
| | す、女だ的な国际海工制区を確保することとも、下柏・年の日 本商船隊の輸送量 1,100 百万トンを目標とする。 |
| | ・CO2 削減:令和 12 年度までに日本商船隊の燃費効率を平成 20 |
| | 年度比で 40% 改善する (排出原単位ベース。設備以外の運航効 |
| | 率化も含む。)。 |
| | ・NOx 削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関 |
| | (IMO) 二次規制削減率 (一次規制値比 20%削減) を上回る 22%削減する。 |
| | (内航) |
| | 船舶の環境性能向上、船舶の代替取得の促進 |
| | < 測定指標> |
| | ・CO2: 令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン |
| | │ |
| | 制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行 |
| | う。 |
| | ・本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を 14 隻以上とす る。 |
| | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) |
| | 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船 |
| | 舶供給を実現するとともに、老朽船等から、より効率的で安全性・環境 |
| | 性の高い船舶への代替を促進していくことに寄与する。 |
| | (内航) |
| | 船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、 |
| | より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航 |
| | 海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を |
| | 実現していくことに寄与する。 |
| 10 有効性 ① 適用数 | ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調 |
| 等 | 査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航そ |
| | れぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において |
| | 「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船にかかる 税制利用実態調査」を実施し、適用数の把握を行っている。 |
| | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| | |
| | 【適用隻数】 |
| | 年度 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 |
| | 区分 |

| 外航日本船舶 〈適用者数〉 | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 0 <0 > | 0 〈0〉 | 0 (0) | 0 (0) |
|---------------------------|----------|----------|----------------|----------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 外航日本船舶 以外の船舶 〈適用者数〉 | 7 〈5〉 | 9 〈5〉 | 21 〈17 〉 | 17 〈12 〉 | 22 〈16〉 | 15 〈11 〉 | 15 〈11 〉 | 15 〈11 〉 | 15 〈11 〉 |

- ※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制 利用状況調査」により適用状況を把握
- ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近5年間(H29~R3)の 平均)をもとに推計
- ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」から構成されており、達成目標に対する効果については合算値で評価することが適当である

(内航)

【適用隻数】

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------|------|------|-------------|-----|-------------|------|------|------|------|
| 区分 | | | | | | | | | |
| 内航船舶 | 16 | 11 | 11 | 10 | 4 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 〈適用者数〉 | ⟨16⟩ | ⟨10⟩ | 〈11〉 | ⟨7⟩ | 〈 4〉 | ⟨10⟩ | ⟨10⟩ | ⟨10⟩ | ⟨10⟩ |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

- ※令和3年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握
- ※R4年度以降については、過去の実績(直近5年間(H29~R3)の平均)をもとに算出。。

② 適用額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用額の把握を行っている。

(外航)

【適用額】

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | | | | | | | | | |
| 外航日本船 | 822 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 舟白 | 822 | U | U | U | 181 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外航日本船 | | | | | | | | | |
| 舟白 | 5,974 | 10,860 | 9,440 | 9,247 | 24,33 | 11,97 | 11,97 | 11,97 | 11,97 |
| 以外の船舶 | | | | | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |

- ※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制 利用状況調査」により適用状況を把握
- ※ 令和4年度以降については過去の実績(直近5年間平均(H29~

R3))をもとに推計。

- ※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外 航日本船舶以外の船舶」等が対象
- ※ 適用者数が少数となっている年度もあり、1社あたりの適用額の割合が高くなることもあるが、特定の者のみが適用者となる偏りはない。

(内航)

【適用額】

(単位:百万円)

| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 内航船舶 | 3,025 | 942 | 1,852 | 962 | 236 | 760 | 760 | 760 | 760 |

- ※令和3年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握
- ※令和4年度以降については、過去5年間(H29~R3)の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計
 - 103 隻(1) × 10.12%(2) =10 隻(適用予定隻数)
 - 10 隻(適用予定隻数) × 76 百万円(3) = 760 百万円(圧縮実施額)
 - (1)新造船隻数:過去5年間(平成29年度~令和3年度)における 新造船隻数の平均を踏まえた推定値
 - (2)税制利用率:過去5年間(平成29年度~令和3年度)における 新造船に占める税制利用船舶の割合の平均
 - (3)1件当たりの圧縮実施額:過去5年間(平成29年度~令和3年度)の平均

③ 減収額

・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。

(外航)

1. 法人税

【減収額】

| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 外航日本船舶 | 192 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外航日本船舶 以外の船舶 | 1,398 | 2,520 | 2,190 | 2,145 | 5,646 | 2,777 | 2,777 | 2,777 | 2,777 |

- ※ 令和3年度までは、海事局外航課による「外航海運における税制 利用状況調査」により適用状況を把握
- ※ 令和4年度以降については、「令和4年度以降の適用見込み額× 法人税率(23.2%)」により算出

※ 政策目的において計画的かつ安定的に維持・整備を図ることとしている「日本商船隊」とは、我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン数以上の外航商船群であり、表中の「外航日本船舶」と「外航日本船舶以外の船舶」等が対象

2. 法人住民税

【減収額】

(単位:百万円)

| | | | | | | | (+ | <u> </u> | /1 1 / |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|--------|
| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 外航船舶 | 25 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外航船舶以 外の船舶 | 180 | 325 | 283 | 150 | 395 | 194 | 194 | 194 | 194 |

※「法人住民税=法人税減収額 × 税率(注)」により算出 注)平成29年度~令和元年度:12.9%、令和2年度~令和7年 度:7.0%

3. 法人事業税

【減収額】

(単位:百万円)

| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 外航船舶 | 55 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外航船舶以 外の船舶 | 400 | 728 | 632 | 647 | 1,70 4 | 838 | 838 | 838 | 838 |

※「法人事業税=適用額 × 税率(注)」により算出注)平成29年度~令和元年度:6.7%、令和2年度~令和7年度:70%

(内航)

1. 法人税

【減収額】

(単位:百万円)

| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 内航船舶 | 708 | 219 | 430 | 223 | 55 | 176 | 176 | 176 | 176 |

- ※令和3年度までは、海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握
- ※令和4年度以降については、「令和4年度以降の適用見込み額×法 人税率(23.2%)」により算出

2. 法人住民税

【減収額】

| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|

| 内航船舶 | 91 | 28 | 55 | 16 | 4 | 12 | 12 | 12 | 12 |
|------|----|----|----|----|---|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | i |

※「法人住民税=法人税減収額 × 税率(注)」により算出 注)平成29年度~令和元年度:12.9%、令和2年度~令和7年 度:7.0%

3. 法人事業税

【減収額】

(単位·百万円)

| F WAA IN CHACA | | | | | | | \ I | | 3.37 |
|----------------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|------|
| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 内航船舶 | 203 | 63 | 124 | 67 | 17 | 53 | 53 | 53 | 53 |

※「法人事業税=適用額 × 税率(注)」により算出 注)平成29年度~令和元年度:6.7%、令和2年度~令和7年度: 7.0%

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (外航)

〇達成目標の実現状況

| 年度区分 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----------|------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| CO2削減(%) | 11.8 | 13.3 | 15.1 | 17.1 | 18.7 | 20.8 | 22.6 | 24.8 | 27.0 |
| NOx 削減(%) | 24 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 輸送量(百万トン) | 997 | 1,032 | 960 | 889 | 883 | _ | - | _ | 1,100 |

- ※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの
- ※令和4年度から令和7年度の数値については目標値(但し、CO2削減の数値については予測値)
- ※輸送量については、事業者からの法令に基づく報告により把握して おり、暦年での集計。

《達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果》

本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶により、日本商船隊の船隊規模の維持・整備が図られる。

仮に本租税特別措置が認められなかった場合、

- (1) 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。
- (2)環境負荷低減船の普及を妨げることになる。

〇所期の目標の実現状況

【令和3年度】

- -CO2 削減(目標値:18.7%削減):日本商船隊からの CO2 排出量を 18.7%削減(平成 20 年度比)。
- •NOx 削減(目標値:22%削減):新造船について 22%の削減を達成(平成 22 年度比)。

・輸送量: 我が国商船隊の輸送量について、令和7年に1,100百万トンとする目標であるところ、令和元年度~令和3年度実績については約900百万トン程度とほぼ横ばいとなっており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。

(内航)

○達成目標の実現状況

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 区分 | | | | | |
| 〈CO2削減量 | 107,440 | 57,468 | 33,592 | 22,620 | 47, 642 |
| (t-CO2)> | | | | | |
| (省エネに資する | (45) | (36) | (27) | (20) | (24) |
| 船舶(隻)) | | | | | |
| NOx 削減(%) | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | R4 | R5 | R6 | R7 | |
| | 130,000 | 130,00 | 130,00 | 130,00 | |
| | | 0 | 0 | 0 | |
| | (70) | (70) | (70) | (70) | |
| | | | | | |
| | 22 | 22 | 22 | 22 | |

※令和3年度までは、「内航海運に係る税制利用状況調査」に基づき、 以下の式により算出

年間 CO2 削減量=税制適用船舶×1トンあたりの CO2 削減量×CO 2削減率

※令和4年度から令和7年度の数値については目標値

〇所期の目標の実現状況

【令和3年度】

- ①省工ネ化、CO2·NOx排出削減
- (1)CO2削減: 年間約 13 万トンの削減(省エネに資する船舶を年間 70 隻程度普及)を行うことが目標値であるところ、平成 29 年度~令和 3年度の平均で 53,751トンの CO2削減(年間 30 隻)であった。
- (2)NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO) 二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、令和3年度時点においては 22%削減の目標を達成している。

② 船舶の代替取得の促進

年間代替取得隻数を14隻以上とすることが目標値であるところ、平成29年度~令和3年度の平均は10隻であり、目標を達成できていない。(各年度の効果及び算定根拠については、「10有効性①適用数」欄に記載したとおりである。)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本租税特別措置を利用することにより、内航環境負荷低減船は、令和2年度で10隻、令和3年度で4隻導入され、令和2年度は約0.2万トン、令和3年度は約0.5万トンのCO2削減がなされた。

| | | | | 前回要望時の「本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする」という目標に対して、令和3年度の取得隻数は4隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。仮に本租税特別措置が認められなかった場合、内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できない。 |
|----|-----|----|------------------------------|--|
| | | \$ | 税収減を是 認する理由 等 | (外航) 本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。また、NOx削減率についても、新造船については目標値である22%削減の実現に寄与していることからも、税収減を是認する効果が認められる。 |
| | | | | (内航) 内航海運は我が国の国民生活や経済活動を支えている基幹的輸送インフラであり、離島航路を始めとする地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を担っている。このため、安定的な輸送サービスを確保することが重要であり、かつ、環境負荷低減も促進する必要があるため、老朽船を新しく環境性能や安全性の高い船舶に計画的・安定的に代替していく必要がある。 本租税特別措置は多額の資金を要する船舶の建造において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、上記政策目的の達成のための手段として有効である。加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 上記の理由から、本税制特例措置については、税収減を是認するに足る効果が認められる。 |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 置等による べき妥当性 等 | (外航) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、安定的な船舶供給を実現するとともに、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 (内航) |

| | 本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金 |
|--------------|--|
| | として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置と |
| | して妥当性を有する。 |
| | また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事 |
| | 業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さ |
| | くなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船 |
| | 舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段と |
| | して十分とは言えない。 |
| | このため、本税制特例措置は、政策目的達成のための手段として妥 |
| | 当である。 |
| @ III O + | (1) (1) |
| ②他の支 | ————————————————————————————————————— |
| 置や義 | |
| け等との | /K |
| 割分担 | とし、船舶に係る特別償却制度は、新造船取得時の当該船舶の初年 度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境付加低減船の新 |
| | |
| | |
| | る。 |
| | また、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際 |
| | 船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際 |
| | 船舶の増加を図ることを目的としている。 |
| | |
| | (内航) |
| | 内航船舶取得における支援措置においては、以下のとおり明確に役 |
| | 割分担がされている。 |
| | まず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度では |
| | 環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的 |
| | 意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 |
| | 船舶の特別償却制度はエネルギー効率が高い先進的な船舶の建 |
| | 造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービ |
| | スの確保を図りつつ環境負荷低減を実現することを目的としている。ま |
| | た、中小企業投資促進税制では中小零細事業者の船舶取得を支援す |
| | こことを目的としている。 |
| | つことを目的としている。 |
| | 高い老朽船について、安定的かつ計画的に環境負荷低減・安全性・経 |
| | 高い名行品について、女足的がつ計画的に環境負荷也減・女主任・程 済性に優れた良質な船舶への代替建造を促進することを目的としてい |
| | がはに後れた良貞な船舶への10首度追を促進することを目的20 Cいる。 |
| ③ 地方公 | |
| 体が協 | |
| | |
| る相当性 | ± |
| 12 有識者の見解 | _ |
| * | |
| 13 前回の事前評価又は | 『後 │ 令和元年 8 月(R1 国交 06) |
| 評価の実施時期 | |

| 例措置(ト |
|-----------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| し、国土 |
| みなし利 |
| |
| |
| 外子会社 |
|) |
| 舶の 1.5 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| に関する |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| 迅速かつ |
| ける海上 |
| いう日本船 |
| 引改正に いつつ、適 |
| ノフラ、週 ける一定 |
| |
| 者が海外 |
| 満たした |
| |
| |

| | | | 平成 29 年度 | | に保有す | | | | 海外子会を た船舶にま | | |
|----|-----------------------------------|---------------------------------|---|---|--------------------------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|--|
| 8 | 適用又は | 延長期間 | 5年間(令和5年度以降の適用) | | | | | | | | |
| 9 | 必要性 | ① 政策目的及 | 《租税特別措置等 | 手により実 | ==================================== | とする政 | | » | | | |
| | 等 | びその根拠 | | 我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊(我が国の外航海運事業者が運航する船舶群)による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。 | | | | | | | |
| | | | ・交通政策審議会な国際海上輸送の全保障の観点か ・海洋基本計画(競争力の確保及 | 《政策目的の根拠》 ・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされた。 ・海洋基本計画(平成 30 年5月 15 日閣議決定)において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る。」とされた。 | | | | | | | |
| | | ② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け | 施策目標 19・・・海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなど | | | | | | | | |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 日本船舶及び準 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間(令和5年度以降)で370隻程度とすることを目標とする。 | | | | | | | |
| | | | 《政策目的に対す 海洋基本計画(平 争力の確保及び 施等を通じ、日本 | ² 成 30 年 安定的な | ≅5月 15 :国際海₋ | 日閣議》 上輸送の | 夬定)にお)確保をほ | おいて、「 図るため、 | 日本商船隊 | 準税制の 実 | |
| 10 | 有効性 | ① 適用数 | 【適用数】 | | | | | | (単位 | :隻) | |
| | 等 | | 年度 | H29 | H30 | H31/ | R2 | R3 | R4 | R5 | |
| | | | 日本船舶 適用数 | 241 | 255 | R1 | 253 | 263 | 290 | 299 | |
| | | | 準日本船舶 適用数 | 64 | 57 | 52 | 42 | 36 | 29 | 30 | |
| | | | 合計 適用数 | 305 | 312 | 312 | 295 | 299 | 319 | 329 | |
| | 適用数 305 312 295 299 319 | | | | | | | | | 果を採用。 | |

- ・認定事業者による日本船舶については、現行計画開始時点(平成 29 年度 末)の 241 隻から R4 年度に 290 隻まで増加させる計画を達成する見込 み。
- ・しかしながら、数年前までの海運不況により各社が船隊規模縮小を行ったことにより、「日本船舶・船員確保計画」に掲げる日本船舶隻数の目標達成が難しい状況となった。そのため準日本船舶の候補となり得る船舶を優先的に日本船舶としたことで、準日本船舶の隻数は、令和4年度末で29隻まで減少する見込みである。
- ・適用者数は各年度 7 社であるが、本租税特別措置は、「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者のみが適用可能であり、想定外に特定の者に偏っているとはいえない。
- ・ 租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶 の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において 「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。

② 適用額

【適用額】

(単位:百万円)

| 年度 | H29 | H30 | H31/ | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 区分 | | | R1 | | | | |
| 日本船舶 | | | | | | | 60,543 |
| 適用額 | 35,397 | 33,499 | 36,670 | 21,276 | 88,986 | 53,830 | |
| 準日本船舶 | | | | | | | |
| 適用額 | ▲1,433 | 5,918 | 4,178 | 3,480 | 21,745 | 11,491 | 4,971 |
| 合計 | | | | | | | |
| 適用額 | 36,830 | 39,417 | 40,848 | 24,757 | 110,731 | 65,320 | 65,515 |

- ※ H29~R4年度の適用額については、認定事業者へのアンケート調査結果を採用。
- ※ R5 年度の適用額については見込。
- ※ マイナス値は益金算入となった額
- ※ 端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。
 - ・ 租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、日本船舶・準日本船舶 の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において 「日本船舶・船員確保計画」に基づき、適用状況の把握を行っている。

③ 減収額

〇法人税

(減収額)

(単位:百万円)

| 年度 | H30 | H31/R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 区分 | | | | | | |
| 日本船舶 | 3,532 | 3,369 | 2,397 | 20,644 | 9,111 | 14,046 |
| 準日本船舶 | 800 | 268 | 205 | 5,045 | 1,892 | 1,153 |
| 合計 | 4,333 | 3,637 | 2,601 | 25,689 | 11,004 | 15,199 |

〇法人住民税

(減収額)

| | ******* | | | | | | | |
|-------|---------|--------|-----|-------|-------|-------|--|--|
| 年度 | H30 | H31/R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | | |
| 区分 | | | | | | | | |
| 日本船舶 | 576 | 549 | 249 | 2,147 | 948 | 1,461 | | |
| 準日本船舶 | 130 | 44 | 21 | 525 | 197 | 120 | | |
| 合計 | 706 | 593 | 271 | 2,672 | 1,144 | 1,581 | | |

〇法人事業税

(減収額)

(単位:百万円)

| (11) | | | | | · — — · — • | 313/ |
|-------|-----|--------|----|-----|---------------------|------|
| 年度 | H30 | H31/R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 区分 | | | | | | |
| 日本船舶 | 22 | 22 | 23 | 174 | 77 | 119 |
| 準日本船舶 | 5 | 2 | 2 | 43 | 16 | 10 |
| 合計 | 27 | 23 | 25 | 217 | 93 | 128 |

※H30~R4年度の減収額については、認定事業者へのアンケート調査結果に基づき算出。

※R5年度の減収額については見込値。※端数処理の関係で合計額が一致しないことがある。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○達成目標の実現状況

(単位:隻)

| 年度 | H30 | H31/ | R2 | R3 | R4 | _ | R9 |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|---|-----|
| 区分 | | R1 | | | | | |
| 日本船舶 | 255 | 261 | 253 | 263 | 290 | _ | 333 |
| 準日本船舶 | 57 | 52 | 42 | 36 | 29 | _ | 30 |
| 合計 | 312 | 312 | 295 | 299 | 319 | | 363 |
| | 312 | 312 | 233 | 233 | 313 | | 303 |

※各認定事業者(7 社)の「日本船舶·船員確保計画」に基づき算出

※R4 年度については見込値

※R9 年度については目標値を記載(次期計画の目標値は調整中につき、引上 げの可能性あり。)

〇所期の目標の達成状況

- ・認定事業者による日本船舶については、現行計画開始時点(平成 29 年度 末)の 241 隻から R4 年度に 290 隻まで増加させる計画を達成する見込み。
- ・しかしながら、数年前までの海運不況により各社が船隊規模縮小を行ったことにより「日本船舶・船員確保計画」に掲げる日本船舶隻数の目標達成が難しい状況となった。そのため準日本船舶の候補となり得る船舶を優先的に日本船舶としたことで、準日本船舶の隻数は、令和4年度末で29隻まで減少する見込みである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

〇租税特別措置等による直接的な効果

【日本商船隊における日本船舶数】

(単位:隻)

| | トン数標準税制導入前 | | | | | | | トン数 | 票準税 | 制導入後 | Ć | |
|-----|------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| Н6 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31/R1 | R2 | R3 |
| 280 | 99 | 95 | 95 | 92 | 98 | 197 | 219 | 237 | 261 | 273 | 270 | 273 |

※海事局外航課調べ

※各年 6 月末時点

・本租税特別措置導入以前における日本商船隊における日本船舶は減少傾向にあったが、本租税特別措置を導入後(H21 年 4 月 1 日から)には増加傾向

| | | に転じていることから、本租税特別措置を講じたことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られているものといえる。 ・仮に本租税特別措置の拡充が認められなかった場合には、日本船舶及び日本船舶を補完するものとしての準日本船舶による経済安全保障の早期確立を妨げることになる。 |
|----|---|--|
| | ⑤ 税収減を是 認する理由 等 | 上記10. のとおり、本租税特別措置により、認定事業者について、日本船舶を現行計画開始時点(平成 29 年度末)の 241 隻から R4 年度末には 290 隻まで増加する見込みであることから、目標を達成する見込みである。また、本租税特別措置を導入したことにより、日本商船隊における日本船舶の増加が図られていることからも、政策目標の達成に向けて効果が確認されていることから、税収額を是認する効果が認められる。一方で、数年前までの歴史的海運不況による影響などを受けて、対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況であり、好況下の直近においても船隊規模拡大の目途が立っておらず、準日本船舶の隻数は、R4 年度末で 29 隻に留まる見込みである。安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障確立のため、引き続き本税制を適用することで日本船舶及びそれを補完する準日本船舶の早期確保の道筋をつける必要がある。 |
| 11 | 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。 規制、補助金等はない。 |
| | ③ 地方公共団 体が協力す る相当性 | 本租税特別措置により、日本船舶及び準日本船舶増加のペースアップがなされることは、直接的には対外船舶運航事業者による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に向けて協力することは相当である。 |
| 12 | 有識者の見解 | - |
| 13 | 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 平成 28 年 8 月(H28 国交 28) |

| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための |
|---|--------------------|---|
| | の名称 | 特例措置の延長 |
| | 対象税目 ① 政策評価の | 法人税:義(国税32) |
| 2 | 対象税日(世界政策計画の) 対象税目 | |
| | | 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動) |
| | ② 上記以外の 税目 | |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| • | 1,11 | 令和2年3月31日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、 |
| | | 報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び桟橋につい |
| | | て、22%(※)又は 18%の特別償却。 |
| | | (※)港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設 |
| | | 《要望の内容》 |
| | | N安全の内容// 耐震改修の期限を3年間延長し、令和8年3月 31 日までとする。 |
| | | |
| | | |
| | | 租税特別措置法第 43 条の2 |
| | | 租税特別措置法施行令第 28 条の2 |
| | | 租税特別措置法施行規則第 20 条の 11 |
| | | 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号 |
| | | 地方税法第72条の23第1項 |
| | | 地方税法第 292 条第 1 項第 3 号 |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省港湾局海岸・防災課 |
| | | 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当) |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間: 平成 29 年度~令和7年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 26 年度 創設 |
| | | 平成 30 年度 拡充・延長 |
| 8 | 週用又は延安期间 | 3年間(令和5年度~令和7年度) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強 |
| | | 化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも |
| | | 確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確 実な実施を可能にすることを目的としている。 |
| | | 実な実施を可能にすることを目的としている。 《政策目的の根拠》 |
| | | ○「国土強靱化基本計画」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)において、 |
| | | 「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あ |
| | | り。 |
| | | 〇「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和3年5月 25 日中央防 |
| | | 災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等 |
| | | の耐震改修等を促進する」と記載あり。 |
| | | 〇「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成 27 年3月 31 日閣議決 |
| | | 定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤と |
| | | しての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あ |

| | | | | IJ。 |
|----|-----|---|----------|---|
| | | | | 〇「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成 |
| | | | | 18 年3月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関 |
| | | | | 係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。 |
| | | 2 | 政策体系に | 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 |
| | | | おける政策 | 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、 |
| | | | 目的の位置 | みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する |
| | | | 付け | |
| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | | びその実現 | 令和7年度末までに、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下 |
| | | | による寄与 | 地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震 |
| | | | | 強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わ |
| | | | | せて、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に |
| | | | | │ 係る報告がなされた施設(47 施設)のうち、耐震改修が必要となるもの│ |
| | | | | (14 施設(令和4年8月時点))について、耐震改修を完了する。 |
| | | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | | 本特例措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとな |
| | | | | り、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確 |
| | | | | 保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油 |
| | | | | 製品の入出荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油 |
| | | | | 供給が確保される。 |
| 10 | 有効性 | 1 | 適用数 | (単位:件) |
| | 等 | | | 年度平成 30 令和 2 3 4 5 6 7 |
| | | | | 区分 29 30 元 2 3 (見込)(見込)(見込)(見込) |
| | | | | 適用数 이 이 1 이 이 0 1 1 2 |
| | | | | <出典·根拠> |
| | | | | ・平成29~令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査 |
| | | | | の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民 |
| | | | | 間事業者へのヒアリング(令和4年7月)による。(令和元年度の実績 |
| | | | | が、新型コロナウイルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等 |
| | | | | により、適用実態調査報告書に含まれていないため。) |
| | | | | ・令和5~7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリン |
| | | | | グによる。(令和4年7月実施) |
| | | | | パロナの中はについて辛田料体がおわりにはいてかいいまかい |
| | | | | 〈過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か〉 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調 |
| | | | | 氏间争未有にとうで、護圧等の前辰は惨及いての前旋となる前辰性詞 査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方 |
| | | | | 直は、事業活動に影音を及ばし、かり、多韻の真並が必安となる。カ で、護岸等が収益に直接結びつかない施設である。さらに、東京オリンピ |
| | | | | と、暖片等が収益に直接船のつかない心設とめる。さらに、米ボオリンに ック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今の |
| | | | | ウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、収益に直接結びつかな |
| | | | | フラブイブ 情男 で打気にある物画 間 サミ文グ C、 牧童に 直接幅 G ラがる い護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったことを勘案すれば、適用 |
| | | | | 数が想定外に僅少であるとは言えない。 |
| | | 2 | 適用額 | (単位:億円) |
| | | | ~=/13 HA | ケー |
| | | | | 区分 29 元 2 3 (見込)(見込)(見込) |
| | | | | 適用額 0 0 3.41 0 0 0 1.5 2.0 1.17 |
| | | | | ⟨出典・根拠⟩ |
| | | | | ・平成29~令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査 |
| | | | | の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民 |
| | | | | 間事業者へのヒアリングによる。(令和4年7月) |

・令和5~7年度の見込は、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリン グによる。(令和4年7月) ③ 減収額 (単位:億円) 年度 平成 令和 5 30 2 3 区分 (見込) (見込) (見込) (見込) 元 0 0 法人税 0 0.174 0.077 0.102 0.060 法人住 民税(法 0 0 0.012 0.005 0.007 0 0 0.004 人税割) 法人事 業税(所 0.023 0.053 0.031 0.018 得割) 〈出典・根拠〉 ・平成29~令和4年度の実績及び見込は租税特別措置の適用実態調査 の結果に関する報告書、地方税における税負担軽減措置等の適用状 況等に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間 事業者へのヒアリングによる。(令和元年度の実績が、新型コロナウイ ルス感染症による申告期限延長申請に係る手続等により、適用実態調 査報告書に含まれていないため。)(令和4年7月) ・令和5~7年度の見込は、②の護岸等を所有する民間事業者へのヒア リングによる適用額に、特別償却率(緊急確保航路接続港湾:22%、そ れ以外:18%)及び税率(法人税:23.2%)を乗ずることにより算出。 ・法人住民税(法人税割)は、法人税減収額に税率 7.0%を乗ずることによ り算出。法人事業税(所得割)は、割増償却額に税率 7.0%を乗ずること により算出。 (法人税) 令和5年度:1.5(億円)×22(%)×23.2(%)=0.077(億円) 令和6年度:2.0(億円)×22(%)×23.2(%)=0.102(億円) 令和7年度:1.17(億円)×22(%)×23.2(%)=0.060(億円) (法人住民税(法人税割)) 令和5年度:1.5(億円)×22(%)×23.2(%)×7.0(%)=0.005(億円) 令和6年度: 2.0(億円) × 22(%) × 23.2(%) × 7.0(%) = 0.007(億円) 令和7年度:1.17(億円)×22(%)×23.2(%)×7.0(%)=0.004(億円) (法人事業稅(所得割)) 令和5年度:1.5(億円)×22(%)×7.0(%)=0.023(億円) 令和6年度:2.0(億円)×22(%)×7.0(%)=0.031(億円)

令和7年度:1.17(億円)×22(%)×7.0(%)=0.018(億円)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本特例措置の対象期間である平成 30 年度から令和4年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、本特例措置に合わせて、港湾法第 56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47 施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。

(耐震改修が必要となる施設数の推移)

平成 30 年度:47 施設令和元年度:22 施設令和2年度:18 施設令和3年度:17 施設令和3年度:14 施設

以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、

- ・2施設で耐震改修を実施したこと、
- ・3施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、
- ・3施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン(平成 30 年6月)」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、

が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点(令和4年8月)で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。

また、今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が 14 施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。

達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

| | | | | 本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これは、護岸等を所有する民間事業者の経営状況によっては、本特例措置による特別償却を実施しない方が経営上、有利と判断される場合があるためである。しかし、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手し、完成させたものであるため、本特例措置の直接的効果と言える。 将来の直接的効果については、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提として、令和5年度~令和7年度で4施設の耐震改修計画があることを確認している。 |
|----|-----|-----|--------------------------------|--|
| | | (5) | 税収減を是 認する理由 等 | 航路沿いの民有護岸等の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。なお、本特例措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本特例措置の効果と減収額とを比較して、十分に減収額を是認する効果があり、今後も、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。 |
| 11 | 相当性 | 1 | 租税特別措 置等による べき妥当性 等 | 災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。 |
| | | 2 | 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、 国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところ である。 (1)港湾法第55条の8に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修 【実施主体】:国、港湾管理者、民間事業者 【対象】:耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物 揚場 |

| | 評価の実施 | | |
|----|-------|---------|--|
| 13 | 前回の事前 | 前評価又は事後 | 平成 29 年8月(H29 国交 05) |
| 12 | 有識者の見 | 1解 | _ |
| | | | ことから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。 |
| | | る相当性 | 活への被害が最小限に留まり、地域の迅速な復旧が図られるものである |
| | | 体が協力す | ともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生 |
| | | ③ 地方公共団 | 本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害が軽減されると |
| | | | 金繰りを改善することができる。 |
| | | | 措置により特別償却を行うことにより投下資金の早期回収を可能とし、資 |
| | | | 達する資金が必ず発生するため、当該自己調達資金について、本特例 |
| | | | この中で、(1)及び(2)の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調 |
| | | | 影音を及ばし、かり、多韻の真並が必要となる 力で、護庠寺は収益に 直接結びつく施設ではない。 |
| | | | 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に 影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等は収益に |
| | | | (他の支援措置との役割分担) R 友護岩等の耐電池修及びるの前提したる耐電性調査は、東業活動に |
| | | | |
| | | | る 。 |
| | | | り、一体となって、災害時の航路機能を確保することができ |
| | | | 【効果】: 民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することによ |
| | | | を実施している。 |
| | | | 理しており、必要な部分については、公共事業にて耐震改修 |
| | | | 【大心工体】 |
| | | | (3)冷冷官理句による公共設定等の前長以修 【実施主体】:港湾管理者(国) |
| | | | (3)港湾管理者による公共護岸等の耐震改修 |
| | | | న . |
| | | | 【効果】: 耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減す |
| | | | う。 |
| | | | は、当該ガイドラインを民間事業者に周知し、技術的支援を行 |
| | | | てとりまとめ、平成 30 年6月に公表した。国及び港湾管理者 |
| | | | 簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法をガイドラインとし |
| | | | 【内容】:国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・ |
| | | | 【実施主体】:国、港湾管理者 |
| | | | (2)港湾法第 56 条の2の 22 等に基づく技術的支援 |
| | | | 圧で同める。 |
| | | | 【効果】: 無利于負付により改修の負金を供給することで、事業の成立 性を高める。 |
| | | | 【効果】: 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立 |

| | | がが、 |
|---|--|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 の名称 | 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長 |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の | 法人税:義(国税 21) |
| | 対象税目 | 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動) |
| | ② 上記以外の | 所得税:外 |
| | 税目 | ा निर्मा . १९ |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | |
| | | 船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船(船齢が耐用年 |
| | | 数以内であって、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 |
| | | (以下「海防法」という。) の規定による窒素酸化物(以下 |
| | | |
| | | 「NOx」という。)の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を |
| | | 有するものに限る。)を取得した場合、譲渡益の80%の圧縮記帳 |
| | | を可能とする特例措置。 |
| | | 《要望の内容》 |
| | | 適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日(所得税は令和8 |
| | | 年 12 月 31 日)までとする。 |
| | | 《関係条項》 |
| | | ・租税特別措置法 |
| | | 第 37 条~第 37 条の 4 、第 65 条の 7 ~第 65 条の 9 |
| | | · 租税特別措置法施行令 |
| | | 第 25 条~第 25 条の 3 、第 39 条の 7 |
| | | ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 |
| | | 第19条の3 |
| | | ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 |
| | | 第 11 条の 7 |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省港湾局技術企画課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間:平成 26 年度~令和 7 年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 26 年度 創設 |
| | | 平成 29 年度 延長 |
| | \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 令和 2 年度 延長 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 3年間(令和5年度~令和7年度) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 老朽化が進む作業船の買換えを促進し、港湾整備等に係る環境負 |
| | | 荷の低減を図る。また、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害発 |
| | | 生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。 |
| | | 《政策目的の根拠》 |
| | | 〇港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する |
| | | 基本方針(令和2年3月13日告示) |
| | | ・港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然 |
| | | と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境 |
| | | や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価すると |

| | ともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たって |
|---------|--|
| | も広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響 |
| | の回避・低減に努める。 |
| | 〇経済財政運営と改革の基本方針 2022 (令和4年6月7日閣議 |
| | 決定) |
| | ・我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や |
| | 観光等による地域活性化 に向けた環境整備のため、(中 |
| | 略)港湾(中略)の物流・人流ネットワークの早期整備・活 |
| | 用(中略)に取り組む。 |
| | 〇新しい資本主義 フォローアップ (2022年) (令和4年6月7 |
| | 日閣議決定) |
| | ・感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を |
| | 促進するため、(中略)国際コンテナ・バルク戦略港湾等の |
| | 早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る(後 |
| | 中朔笠順・右角を通じた産業インノノの機能強化を図る(後 略)。 |
| | |
| | 〇国土強靱化年次計画 2022(令和 4 年 6 月 21 日国土強靱化推進 |
| | 本部決定) |
| | ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等 |
| | の啓開に必要な体制の整備、(中略)等により多様な情報収 |
| | 集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 |
| | ・港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、(中略)等、交通 |
| | インフラそのものの強化を進める。 |
| | 〇第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定) |
| | ・大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能と |
| | するため全国各地に作業船を保有できるよう環境を整備 |
| ② 政策体系に | □ 政策目標3 地球環境の保全 |
| おける政策 | 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う |
| 目的の位置 | ☆ 対策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確 |
| 付け | 保・強化 |
| | 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推 |
| | 進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を |
| | 推進する |
| ③ 達成目標及 | (租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| びその実現 | 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。 |
| による寄与 | <測定指標> |
| | 作業船からの NOx 排出量を令和5年度から令和7年度までの3年 |
| | 間で 672t 削減する。 |
| | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換えが促進される |
| | ことにより、NOx 排出量が削減され環境負荷の低減に寄与する。 |
| | また、老朽化した作業船の買換えが促進されることにより、円滑 |
| | な港湾整備等の推進に寄与する。 |
| | O CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH |

| 10 | 有効性 | ① 適用 | 数 平成 26 年度(実績): 9 隻 |
|----|-----|----------|----------------------------------|
| | 等 | | 平成 27 年度(実績):13 隻 |
| | | | 平成 28 年度(実績): 18 隻 |
| | | | 平成 29 年度(実績):12 隻 |
| | | | 平成 30 年度(実績): 11 隻 |
| | | | 令和元年度(実績):10 隻 |
| | | | 令和2年度(実績):7隻 |
| | | | 令和3年度(実績):6隻 |
| | | | 令和 4 年度(見込):10 隻 |
| | | | 令和 5 年度(見込):22 隻 |
| | | | 令和6年度(見込):16隻 |
| | | | 令和7年度(見込):11隻 |
| | | | |
| | | | ・平成 26 年度~令和7年度の実績及び見込は、関係団体(8団 |
| | | | 体)へのヒアリングによる。 |
| | | | ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載 |
| | | | される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算 |
| | | | された数値であるため、用いることは出来ない。 |
| | | | ・前回の政策評価における令和2~4年度の適用見込数は年間 15 |
| | | | 隻であり、各年度の適用数の実績は令和2年度が7隻、令和3 |
| | | | 年度が6隻、令和4年度が10隻(見込)であったが、買換え隻 |
| | | | 数自体は令和2年度が14隻、令和3年度が13隻、令和4年度 |
| | | | が13隻(見込)であり、買換え実績自体は僅少とは言えない。 |
| | | | また、買換えた作業船のうち本租税特別措置を適用しなかった |
| | | | ものは、売却益がゼロ又は極めて少額であったため、結果的に |
| | | | 圧縮記帳を利用することができないという事情があった。 |
| | | ② 適用 | |
| | | © 257131 | 平成 27 年度(実績): 877 百万円 |
| | | | 平成 28 年度(実績): 939 百万円 |
| | | | 平成 29 年度(実績): 581 百万円 |
| | | | 平成 30 年度(実績): 818 百万円 |
| | | | 令和元年度(実績):769 百万円 |
| | | | 令和2年度(実績):737百万円 |
| | | | 令和3年度(実績): 792百万円 |
| | | | 令和 4 年度(見込):846 百万円 |
| | | | 令和 5 年度(見込):1,707 百万円 |
| | | | 令和6年度(兒込):1,707日万円 |
| | | | 令和7年度(見込):854百万円 |
| | | | 月和7年及《光达》:00年日7月1 |
| | | | |
| | | | 体)へのヒアリングによる。 |
| | | | ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載 |
| | | | される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算 |
| | | | された数値であるため、用いることは出来ない。 |
| | | | - ・本租税特別措置は、船齢35年未満の作業船を譲渡し、新たに作 |
| | | | 業船を取得した場合に一律に適用される措置であるため、特定 |
| | | | |
| | | | の者に偏りがあるものではない。 |

③ 減収額 <法人税>

平成 26 年度(実績):147 百万円平成 27 年度(実績):210 百万円平成 28 年度(実績):220 百万円平成 29 年度(実績):136 百万円平成 30 年度(実績):190 百万円令和元年度(実績):178 百万円令和 2 年度(実績):171 百万円令和 3 年度(実績):184 百万円令和 4 年度(見込):196 百万円令和 5 年度(見込):288 百万円令和 7 年度(見込):198 百万円

- ・平成26年度は、以下のとおり算出。適用額(実績) × 法人税率(25.5%)
- ・平成27年度は、以下のとおり算出。適用額(実績) × 法人税率(23.9%)
- ・平成28年度~平成29年度は、以下のとおり算出。適用額(実績) × 法人税率(23.4%)
- ・平成30年度~令和7年度は、以下のとおり算出。適用額(実績又は見込) × 法人税率(23.2%)

<法人住民税>

平成 26 年度:26 百万円 平成 27 年度:27 百万円 平成 28 年度:29 百万円 平成 29 年度:18 百万円 平成 30 年度:25 百万円 令和 2 年度 :12 百万円 令和 3 年度 :13 百万円 令和 4 年度 :14 百万円 令和 6 年度 :20 百万円 令和 7 年度 :14 百万円

・平成26年度の影響額は、以下のとおり算出。

法人税割額+均等割額

(法人税割額=法人税減収額 × (道府県民税率 (5.0%) + 市町村民税率 (12.3%)))

(均等割額=道府県民税(0.05 百万円)+市町村民税(0.15 百万円))

・平成 27 年度~令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額+均等割額

(法人税割額=法人税減収額 × (道府県民税率 (3.2%) + 市町村民税率 (9.7%)))

(均等割額=道府県民税(0.05 百万円)+市町村民税(0.

15 百万円))

・令和2年度~令和7年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額+均等割額

(法人税割額=法人税減収額 × (道府県民税率 (1.0%) + 市町村民税率 (6.0%)))

(均等割額=道府県民税(0.05 百万円)+市町村民税(0.15 百万円))

<法人事業税>

平成 26 年度: 31 百万円 平成 27 年度: 59 百万円 平成 28 年度: 63 百万円 平成 29 年度: 39 百万円 平成 30 年度: 55 百万円 令和 2 年度: 52 百万円 令和 4 年度: 59 百万円 令和 5 年度: 59 百万円 令和 6 年度: 87 百万円 令和 7 年度: 60 百万円

- ・平成 26 年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人事業税率(5.3%)
- ・平成27年度~令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人事業税率(6.7%)
- ・令和2年度~令和7年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額(実績又は見込) × 法人事業税率(7.0%)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

平成 26 年度(実績): N0x144t 削減 平成 27 年度(実績): N0x188t 削減 平成 28 年度(実績): N0x303t 削減 平成 29 年度(実績): N0x263t 削減 平成 30 年度(実績): N0x298t 削減 令和元年度(実績): N0x174t 削減 令和 2 年度(実績): N0x174t 削減 令和 3 年度(実績): N0x160t 削減 令和 4 年度(見込): N0x158t 削減 令和 5 ~ 7 年度(見込): Nox672t 削減

- ・平成26年度~令和7年度の実績及び見込は関係団体(8団体)へのヒアリングによる。
- ・令和2年度から令和4年度までの所期目標は3年間でNOx排出 量700t削減であったが、実績及び見込では492tの削減となる。
- ・目標を達成出来なかった要因として、買換え船種が想定と異なり、NOx 排出量削減寄与率の低い船種が多かったことがあげられる。
- ・令和5~7年度の所期目標である3年間で672t削減の算出根拠は、以下のとおりである。

平成 26 年度から令和 3 年度までの買換え隻数 131 隻 -① 平成 26 年度から令和 3 年度までの NOx 削減量 1,783t -② 平成 26 年度から令和 3 年度における 1 隻あたりの NOx 削減量 ②/①=14t -③

令和5~7年度の想定数年間16隻 -④

以上により、令和 $5 \sim 7$ 年度における年度ごとの NOx 削減見込量は 224t (= 3×4)、3年間で 672t (= $224t \times 3$ 年)。

・買換えが進むことで、NOx 排出量は確実に削減されていくので、本租税特別措置を引き続き実施していくことが必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本租税特別措置によって、平成 26 年度から令和 3 年度までで 1,783tの NOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減に寄与してきた。

本租税特別措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降復活した経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24~25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26~令和3年度における買換隻数の実績は平均年間18隻と約2倍に増加している。

同期間中における Nox 排出削減量の合計は 131 隻分で 1,783t であるが、このうち本特例措置を適用した作業船の Nox 削減量の合計は 86 隻分で約 1,200t であり、Nox 排出削減量全体の約 7 割の削減に寄与している。

また、本租税特例措置の継続を前提とした令和5~7年度における作業船買換見込隻数を基に NOx 排出量削減見込を算定した場合

| | | | 672tの削減が見込まれるが、本租税特例措置がない場合、作業船 |
|----|----------|----------------------|---|
| | | | 買換隻数が平成 24~25 年と同水準にまで落ち込むことが想定さ |
| | | | │ れる。その結果、令和7年度において目指すべき削減量の半分程 |
| | | | - - - 度しか実現できないものと予測しており、本租税特別措置は政策 |
| | | | 目的達成に大きく寄与するものと見込んでいる。 |
| | | | 古が足域に入て、前すりもものとが足がている。 また、事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認 |
| | | | |
| | | | められなかった場合、作業船買換えの初期投資が大幅に増えるこ |
| | | | とから環境性能が高い作業船への買換えが促進されず、政策目標 |
| | | | が達成できないこととなる。 |
| | | | 本租税特別措置の適用を受けた企業に対して具体的な効果につい |
| | | | てヒアリングを行ったところ、作業船を買換える年度は売却益に |
| | | | 対する税金と新造船の購入費用の両方が必要になるため、まとま |
| | | | った資金が必要になるが、本租税特別措置を適用することによ |
| | | | ┃ ┃り、資金調達を非常に円滑に行うことができたとの意見が寄せら ┃ |
| | | | nt= o |
| | | | ^ ^ / ~ 。 作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、 |
| | | | あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるた |
| | | | |
| | | | め、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではない |
| | | | が、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基 |
| | | | 準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があ |
| | | | │ ることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮 │ |
| | | | するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る |
| | | | 判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作 |
| | | | 業船の更新に更に遅れが生じることが想定される。また、もし本 |
| | | | 租税特別措置がない中で買換えが必要な場合、比較的事業への影 |
| | | | 響が少ない会社資産(不動産等)を売却したり、役員退職慰労金 |
| | | | を損金計上することにより税負担を軽減したりするなどして資金 |
| | | | を開意し、それでも足りないときは金融機関からの融資を検討し |
| | | | なければならず、融資のハードルも低くないため、事業展開に大 |
| | | | |
| | | | きな支障が生じた可能性があるとの意見も確認された。 |
| | | | 事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められ |
| | | | なかった場合、買換えが促進されず作業船の老朽化が進展するこ |
| | | | とにより、事故やトラブルが増加し、結果的に、港湾整備及び大 |
| | | | 規模災害発生時における災害復旧等の円滑な実施に支障を来すこ |
| | | | ととなる。 |
| | | ⑤ 税収減を是 | 本租税特別措置によって、既存作業船の買換えが促進されることと |
| | | 認する理由 | なり、作業船の NOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷 |
| | | 等 | の低減が図られる。また、NOx 排出量の削減効果は将来に渡って地球 |
| | | | 環境の保全に大きく寄与する。 |
| | | | 加えて、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等 |
| | | | の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現される。 |
| | | | |
| | | | 以上のことは広く国民に裨益することから、税収減を是認するに足 |
| | le de la | *** *** * 1 = | る効果が認められる。 |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措 | 本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助 |
| | | 置等による | 金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建 |
| | | べき妥当性 | 設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用 |
| | | 等 | できる制度であることから、政策目的実現のための手段として適 |
| | | | |
| | | | 切である。 |

| ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 〇国庫補助 ・省エネルギー・需要構造転換支援事業(資源エネルギー庁) 上記の予算上の措置の対象は、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に限って補助されるものである。 一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。 |
|---------------------------|---|
| | の海防法による NOx 排出規制 上記の規制は、I MOにおいて定めた国際基準を担保した必要最低限の排出規制であるが、NOx 規制に適合しない施行日以前の既存船舶については規制の対象外としているため、既存船舶に対し規制による NOx 環境負荷低減を推進することはできない。我が国の作業船は施行日以前に建造された船が 80%を占めており、民間の自助努力のみによって環境負荷の低い作業船へ買換えを進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難である。このため、本租税特別措置はこうした NOx 排出基準に適合しない幅広い既存船舶を対象として更なる環境負荷の低減の推進を図るため必 |
| ③ 地方公共団 体が協力す る相当性 | 要な施策であり、目的を異にするものである。 |
| 12 有識者の見解 | _ |
| 13 前回の事前評価又は事後 評価の実施時期 | 令和元年8月(国交07) |

| | | が別は巨寸にはる以外の手がは一直 |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措 |
| | の名称 | 置の延長 |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の 対象税目 | 法人税:義 (国税 22)、法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動) |
| | ② 上記以外の 税目 | 所得税:外 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| | | 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障 |
| | | 害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第9条第1項に規定 |
| | | する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(以 |
| | | 下「特騒法」という。)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特 |
| | | 別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、 |
| | | 譲渡益の80%(令和元年度以前に指定された区域は70%)について課 |
| | | 税を繰り延べることができる。 |
| | | 《要望の内容》 |
| | | 令和2年度以降に新たに指定された航空機騒音障害区域(騒防法 |
| | | に規定する第2種区域及び特騒法に規定する航空機騒音障害防止特 |
| | | 別地区)に限り現行通り(80%)としたうえで、特例措置の期限を3年間 |
| | | 延長する。 |
| | | (令和元年度以前に指定された区域については本特例措置の適用対 |
| | | 象から除外) |
| | | 《関係条項》 |
| | | 租税特別措置法 第65条の7第2号イ・ロ、第65条の8、 |
| | | 第 65 条の9、第 68 条の 79、第 68 条の 80 |
| | | (所得税 第 37 条第2号イ・ロ、第 37 条の4) |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省航空局航空ネットワーク部航空戦略室、首都圏空港課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期:令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間: 令和元年度~令和7年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 昭和44年度創設(6年間)平成13年度5年間延長 |
| | | 昭和 50 年度 5 年間延長 平成 18 年度 5 年間延長 昭和 55 年度 5 年間延長 平成 23 年度 3 年間延長 |
| | | 昭和 60 年度 5 年間延長 平成 26 年度 3 年間延長 |
| | | 平成元年度 1年間延長 平成 29年度 3年間延長 |
| | | 平成3年度 5年間延長 令和2年度 3年間延長(一部縮減) 平成8年度 5年間延長 |
| 8 | | (法人税)3年間(令和5年4月1日~令和8年3月31日) |
| | | (所得税)3年間(令和6年1月1日~令和8年12月31日) |
| 9 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法) |
| | | 内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福 |
| | | 社の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和あ スペロスストナログトナス |
| | | る発展を図ることを目的とする。 |

| | · | |
|---|---------|---|
| | | 《政策目的の根拠》 |
| | | ①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関す |
| | | る法律(昭和 42 年 8 月 1 日法律第 110 号) |
| | | (移転の補償等) |
| | | 第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区 |
| | | 域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土 |
| | | 交通大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定 |
| | | の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下 |
| | | 「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地 |
| | | 域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建 |
| | | 物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めると |
| | | ころにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常 |
| | | |
| | | 生ずべき損失を補償することができる。 |
| | | 2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に |
| | | 所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予 |
| | | 算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。 |
| | | ②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和 53 年4月 20 日法 |
| | | 律第 26 号) |
| | | (移転の補償等) |
| | | 、 |
| | | る都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地 |
| | | 区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と |
| | | 一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その |
| | | 他土地に定着する物件(以下「建築物等」という。)の所有者が当該 |
| | | |
| | | 建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又 |
| | | は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する |
| | | 者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生 |
| | | ずべき損失を補償することができる。 |
| | | 2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合 |
| | | のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受ける |
| | | こととなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防 |
| | | 止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合において |
| | | は、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。 |
| (| ② 政策体系に | 政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強 |
| | おける政策 | 化」 |
| | 目的の位置 | 施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」 に包含 |
| | 付け | |
| (| ③ 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | びその実現 | 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住 |
| | による寄与 | 民の移転を促進する。 |
| | | <測定指標> |
| | | ・成田国際空港以外の特定飛行場 |
| | | 飛行場周辺に残存する移転対象約 1,100 件の内令和5年から令和 |
| | | |

7年にかけて約10件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する。 •成田国際空港 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 1.360 件の内令和5年か ら令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促 進する。 ※特定飛行場とは、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、 大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空 港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、成田国際空港の14空港のこ 騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため 特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的 に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外 への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対 する補償や土地の買い入れ等の補償を行うものである。 また、移転補償の手続きは申請者と丁寧な話し合いにより進めてい るところではあるが、補償額に納得できない、移転先の確保ができない 等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通 しを示すことは困難であるが、移転を希望する居住者からの相談や過 去の実績を勘案し、上記件数を目標とした。 《政策目的に対する和税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の 移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機によ る騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるととも に、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問 題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図ら れる。 ① 適用数 10 有効性 (特定飛行場) 等 令和元年度: 1件 令和2年度: 0件 1件 令和3年度: 令和4年度見通し: O件 令和5年度見込み: 0件 令和6年度見込み: O件 令和7年度見込み: O件 (成田国際空港) 令和元年度: 0件 令和2年度: O件 0件 令和3年度: 令和4年度見通し: 16件 令和5年度見込み: 12件 令和6年度見込み: 12件 令和7年度見込み: 12件

※令和元年度の適用件数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和4年1月国会提出)により公表されている実績の一部。税制の適用に必要となる買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングによる推計。

令和3年度についても同様に証明書を発行したものへのヒアリングによる推計。

※算定根拠については別紙参照

適用数が僅少であるが、特定飛行場及び成田国際空港周辺における移転は、毎年一定の実績がある。

ただし、令和元年度以前に指定された区域(以下既存区域)については、航空機騒音障害区域が設定されてから40年以上が経過しており、直近の移転補償事業の実績においては、世代交代をむかえ相続による処分や財産整理など区域外の土地等の買い入れを伴わないものが多く、本特例措置の対象となるケースが少なくなってきている。

前回の延長の際に圧縮率を引き下げることにより、早期移転のインセンティブを付与することで、移転の促進効果を期待したものの、本特例措置の適用に繋がらず、今後も定量的な利用が見込めないことから、対象区域からの除外を要望する。

しかしながら、成田空港においては、C 滑走路新設等の機能強化に伴い、騒音影響範囲が拡大することから、令和2年4月1日に新たに対象区域が拡大したところである。当該区域内には約1,140件の移転対象者がおり、本特例措置の対象となる者も約150件見込まれている。

令和2、3年度は、新型コロナウイルスの影響等により、移転の取り 止めや延期を行う事業者が発生し、適用には至っていないものの、令 和4年度は16件程度の事業者が本特例対象として見込まれている。

新たに空港周辺で航空機騒音の被害を受ける住民等に対しては、 移転補償の促進を図るためにも、本特例措置の延長が不可欠である。

② 適用額

(特定飛行場)

令和元年度:63 百万円令和2年度:0 百万円令和3年度:141 百万円令和4年度見通し:0 百万円令和5年度見込み:0 百万円令和6年度見込み:0 百万円令和7年度見込み:0 百万円

(成田国際空港)

令和元年度: 0 百万円 令和2年度: 0 百万円 令和3年度: 0 百万円 令和4年度見通し: 2,256 百万円 令和5年度見込み: 1,692 百万円 令和6年度見込み: 1,692 百万円 令和7年度見込み: 1,692 百万円

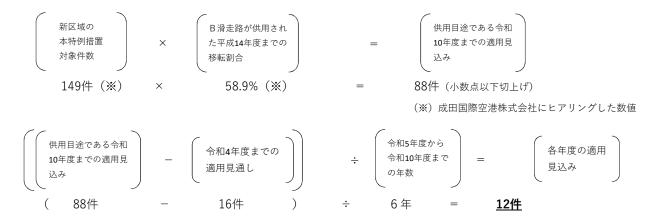
算定根拠については別紙参照

| | | 対象者は、航空り措置対象者に限 | | | | | | | |
|---|-----|---|--|--|------------------------------------|---|---|---|--|
| 3 | 減収額 | (特定飛行場) | | | | | <u>i</u>) | 単位 : 译 | 万円) |
| | | 年度区分 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| | | 法人税 | 15 | 0 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 法人事業税 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 法人住民税 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | (成田国際空港) | | | | | (i | 並 付・ご | 百万円) |
| | | 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| | | 区分 | | | | | | | |
| | | 法人税 | 0 | 0 | 0 | 523 | 393 | 393 | 393 |
| | | 法人事業税 | 0 | 0 | 0 | 37 | 28 | 28 | 28 |
| | | 法人住民税 | 0 | 0 | 0 | 81 | 61 | 61 | 61 |
| | | 算定根拠について | には別組 | 【 参照 | | | | | |
| | | 中、信へ、立既の大きにに転あって6移り、できる。 (に転あって6移り、できるのでは、10では、10では、10では、10では、10では、10では、10では、10 | をどれ住別いこに範太本の令込いではれし辺て記載、囲た特に直和まに対して地は、の成がと例に持ちれて特別、この地は、の成がと例に対して地は、の成がと例には、ので地は、の成がと例には、のでは、のでは、のでは | 約土るかは未り田拡こ措 的年る 外地移住のだお空大ろ置 なか。 の転員調移り港すあに 勢う | 24 人望赤民和転適にるりより、これを一件れ者がる象がけど当引した。 | のにつな発とらるい該き リ年移よの展なのCS区続 移までも本生にる除滑令域き 転で | 補の特舌寄居外走和内移(等の)の特ののはを路2に転(が移)のも者要新年はを、促転(対)の特定でが発言。 | きる置とさ多すらりと きほき とびて数るの114 れにおいれるの114 れにおいる | を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |

| | | | | ᄽᅔᄙᄓᄺᇆᄮᆉᄀᇷᄙᄡᄜᄴᄝᅉᇬᆂᅝᄯᅺᄝᄥ |
|----|----------------|-------------|--------------------------------|--|
| | | | | 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置は、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進される。 |
| | | (5) | 税収減を是 認する理由 等 | 《税収減を是認するような効果の有無》 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設 を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障 害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住してい た住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域と の調和ある発展が図られるものである。 このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際 に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得 について、税負担が発生するところ。本特例措置は、税負担の一時的 な軽減を図るものであり、移転の促進のために非常に効果的であり、 |
| 11 | 相当性 | ① | 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 減収額と比較して、効果がある。 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法) からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項 において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定 されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づ けられている。 本措置は、資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負 担を軽減することで、事業継続に必要な当面の資金等を確保すること が可能となり、移転先での事業継続を望む移転事業者の移転の動機 付けとなり、移転補償事業の促進が図られる。 また本措置は直接的な減免でなく課税の繰り延べであり、最終的な 納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく政策目的を実現 する手段として的確であり、適切かつ必要最低限の措置である。 |
| | | 2 | 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担 | なし |
| | | 3 | 地方公共団 体が協力す る相当性 | 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を 設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害 を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた 住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との 調和ある発展が図られるものであることから、住民の方が所在する地 方公共団体が協力する相当性がある。 |
| 12 | 有識者の見 | 見解 | ₽ | |
| 13 | 前回の事前 評価の実施 | | ⁷ 価又は事後 i期 | 令和元年8月 (国交 08) |

○10①適用数の算出根拠

- ・R4年度は、法人等へのヒアリングにより把握。
- ・R5年度以降は、成田空港におけるB滑走路供用時(平成14年度)の騒音移転の推移を踏まえ、成田空港におけるC滑走路新設等の機能強化に伴い、令和2年4月1日に拡大した区域(新区域)の移転についても、供用目途である令和10年度までに同様の傾向で移転すると仮定して算出。



○適用額、減収額の算出根拠

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年1月国会提出)における去3カ年の「特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)」の適用件数及び適用総額を参考として、1件あたりの適用額を算出。

| | H30 | R 1 | R 2 | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-------|
| 適用件数 | 2 | 1 | 3 | 6 |
| 適用総額(百万円) | 11 | 79 | 968 | 1,058 |

1件あたりの平均適用額

適用総額計÷適用件数=1,058÷6=

176 (百万円) /件

減収見込対象適用額

平均適用額×圧縮割合(80%)=176×80%=

141 (百万円) /件

1件あたりの見込み減収額

・法人税

減収見込対象適用額×法人税率=141×23.2%=

33 (百万円) /件

※令和元年以降の法人税率は23.2%であり、令和4年度以降も同率と見込み

・法人住民税

減収見込対象適用額×法人事業税率=33×7.0%=

2 (百万円) /件

※令和元年以降の法人住民税率は7.0%であり、令和4年度以降も同率と見込み

・法人事業税

減収見込対象適用額×法人事業税率=141×3.6%=

5 (百万円)/件

※令和元年以降の法人事業税率は3.6%であり、令和4年度以降も同率と見込み

· 特定飛行場令和元年度

| 適用額=R1適用総額×件数X圧縮割合(80%)=79×1 X80%= | 63 | (百万円) |
|------------------------------------|----|-------|
| 法人税 = 適用額×法人税率 = 63×23.2% = | 15 | (百万円) |
| 法人住民税=法人税X法人住民税率=15×7.0%= | 1 | (百万円) |
| 法人事業税=適用額×法人事業税率=63×3.6%= | 2 | (百万円) |

※適用件数は、本特例の適用を受けるため必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した事業者へのヒアリングにより1件の適用があったためR1の適用総額を用いた。

※令和元年度の法人税率は23.2%、法人住民税率は7%、法人事業税率は3.6%である。

·特定飛行場令和3年度

| 適用額=減収見込対象適用額を採用 | 141 | (百万円) |
|----------------------------|-----|-------|
| 法人税=適用額×法人税率=141×23.2%= | 33 | (百万円) |
| 法人住民税=法人税X法人事住民率=33×7.0%= | 2 | (百万円) |
| 法人事業税=適用額×法人事業税率=141×3.6%= | 5 | (百万円) |

※適用件数は、本特例の適用を受けるため必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した事業者 へのヒアリングにより1件の適用があったため減収見込対象適用額を用いた。

※令和元年度の法人税率は23.2%、法人住民税率は7%、法人事業税率は3.6%である。

・成田国際空港

減収見込対象適用額 141 (百万円)を1件あたりの単価とする。

1. 令和4年

| 適用額=単価X件数=141X16= | 2,256 | (百万円) |
|------------------------------|-------|-------|
| 法人税=適用額X法人税率=2,256X23.2%= | 523 | (百万円) |
| 法人住民税=法人税X法人住民税率=523×7.0%= | 37 | (百万円) |
| 法人事業税=適用額×法人事業税率=2,256X3.6%= | 81 | (百万円) |

2. 令和5年~7年度

| 適用額=単価X件数=141X12= | 1,692 | (百万円) |
|------------------------------|-------|-------|
| 法人税=適用額X法人税率=1,692X23.2%= | 393 | (百万円) |
| 法人住民税=法人税X法人住民税率=393×7.0%= | 28 | (百万円) |
| 法人事業税=適用額×法人事業税率=1,692X3.6%= | 61 | (百万円) |

| | | ががは日本にはる以外の手及け画目 |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策 | 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理 |
| | の名称 | 事業の規定による換地処分により、土地等を取得する場合) |
| 2 | 対象税目 ① 政策評価の 対象税目 | 法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義 |
| | ② 上記以外の 税目 | 所得税:外、個人住民税:外 |
| 3 | 内容 | 《制度の概要》 |
| | | 法人の有する資産について、土地区画整理事業が施行され、換地処 |
| | | 分により土地等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額か |
| | | ら当該換地処分により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲 |
| | | でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額 |
| | | に相当する金額を損金算入することができる。 |
| | | 《関係条項》 |
| | | 租税特別措置法第 65 条第1項第3号、第 10 号 |
| 4 | 担当部局 | 都市局市街地整備課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対 | 評価実施時期: 令和4年8月 |
| | 象期間 | 分析対象期間: 平成 29 年度~令和3年度 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | 【換地処分における従前地譲渡の特例】 |
| | | 昭和 44 年度 創設 |
| | | 昭和 48 年度 拡充 |
| | | 昭和 50 年度 拡充 |
| | | 昭和61年度 拡充 |
| | | 平成 30 年度 拡充 |
| | | 【グループ法人税制の特例】 |
| | | 平成 27 年度 創設 |
| | | 平成 28 年度 拡充 |
| | | 平成 30 年度 拡充 |
| 7 | 適用期間 | 恒久措置 |
| 8 | 必要性 ① 政策目的及 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| | 等びその根拠 | 健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資すること |
| | | を目的とする土地区画整理事業を推進することで、都市の競争力、 |
| | | 成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地 |
| | | 域再生を推進する。 |
| | | 《政策目的の根拠》 |
| | | 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。 |
| | ② 政策体系に | 政 策 目 標 7 都市再生・地域再生等の推進 |
| | おける政策 | 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する |
| | 目的の位置 | に包含。 |
| | 付け | |
| | | |

| | | 3 | 達成目標及 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
|---|-----|-----|--------|---|
| | | | びその実現 | 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自 |
| | | | による寄与 | 立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を |
| | | | | 最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等 |
| | | | | による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量(土地区画整 |
| | | | | 理事業等の基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能にな |
| | | | | った面積の合計)を平成 29 年度から令和8年度の間に 27,300ha とす |
| | | | | ることを目標とする。 |
| | | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | | 土地区画整理事業の施行に伴う換地処分により土地等を取得する従 |
| | | | | 前地権者にとっては、換地処分に係る課税のあり方が事業に対する極 |
| | | | | │ │めて重要な判断要素となっている。本措置によって当該従前地権者の |
| | | | | 合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることにより、現在 |
| | | | | 事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑 |
| | | | | な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 |
| 9 | 有効性 | (1) | 適用数 | 平成 29 年度:50 件 |
| | 等 | | | 平成 30 年度:27 件 |
| | | | | |
| | | | | 令和2年度:59件 |
| | | | | 令和3年度:34件 |
| | | | | 13 |
| | | | | 市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を |
| | | | | 基に記載。 |
| | | | | 〜 |
| | | | | 及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報 |
| | | | | 告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件 |
| | | | | 数及び適用額が合算された数値であり、本措置に係る数値のみを |
| | | | | 抽出することができないため、当該情報を用いていない。 |
| | | (2) | 適用額 | 平成 29 年度: 23,174 百万円 |
| | | | ~~//3 | 平成 30 年度:553 百万円 |
| | | | | , |
| | | | | 令 和 2 年 度: 2.147 百万円 |
| | | | | 令 和 3 年 度: 1,029 百万円 |
| | | | | 13 名 5 年 75 1,025 日ガイ] ※地方公共団体への調査を基に記載。 |
| | | | | ^ **** |
| | | | | 及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報 |
| | | | | 告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件 |
| | | | | 数及び適用額が合算された数値であり、本措置に係る数値のみを |
| | | | | 抽出することができないため、当該情報を用いていない。 |
| | | (3) | 減収額 | IMA / GACO CC OCO /COO/ ABAINTRE/IIV CV '60 0 |
| | | | "A KIR | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | 税率 0.7% 0.7% 1.0% 1.0% |
|----|---------------|---------|------------|--|
| | | | | ②地方法人特別税(~R1)/特別法人事業税(R2~) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率 |
| | | | | 減収額 671 17 137 55 26 |
| | | | | |
| | | | | 減収額 278 7 56 26 12 |
| | | | | 税率 1.2% 1.2% 1.2% 1.2% 1.2% |
| | | | | ④減収額合計(①~③) 1,111 28 226 102 48 |
| | | | | ※いずれも外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算。 |
| | | | | |
| | | 4 | 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 |
| | | | | 都市再生誘発量は平成 29 年度から令和3年度の間に 15,601ha に上 |
| | | | | 昇しており、本措置によって土地区画整理事業を促進することによる政 |
| | | | | 策効果が現れている。 |
| | | | | ※都市再生誘発量:土地区画整理事業等の基盤整備等により、民間 |
| | | | | 事業者等による投資が可能になった面積の合計 |
| | | | | 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| | | | | 本措置による従前地権者の合意形成の促進は、土地区画整理事業の |
| | | | | 円滑な推進に寄与しており、結果として政策目標に係る業績指標であ |
| | | | | る都市再生誘発量についても順調に増加している。 |
| | | | | |
| | | <u></u> | 税収減を是 | │ │ 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与し |
| | | (5) | | 本指直は工地区画産埋法に基 3、工地区画産埋事業の推進に寄与し ているが、同事業は、面的かつ総合的な整備手法であり、都市再生・ |
| | | | 認する理由 | |
| | | | 等 | 地域再生の推進に特に効果的な手法であることから、本租税特別措 |
| | | | | 置による税収減を是認する効果を有するものである。 |
| | | | | |
| 10 | 相当性 | 1 | 租税特別措 | │ │本措置は、換地処分において従後資産を取得することになる従前権利 |
| | | | 置等による | 者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個 |
| | | | べき妥当性 | 別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非 |
| | | | 等 | |
| | | | | 効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置 |
| | | | | は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、 |
| | | | | 公平原則の観点から問題はない。 |
| | | 2 | 他の支援措 | 事業費に対する国庫補助は土地区画整理事業の施行者に対して行う |
| | | | 置や義務付 | ものである一方、本措置は土地区画整理事業の根幹である換地処分 |
| | | | け等との役 | を円滑に進めるため権利者に対して行うものであるので、他の政策手 |
| | | | 割分担 | 段と明確な役割分担がなされている。 |
| | | | | たこうになり、100mのである。 このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各 |
| | | | | |
| | | | | 主体に支援措置を講じ、土地区画整理事業を促進するものである。 |
| | | 3 | 地方公共団 | 本措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地 |
| | | | 体が協力す | 域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策 |
| | | | る相当性 | 目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。 |
| 11 | 有識者の | 見解 | · | |
| 12 | 評価結果の | カ反 | 使映の方向性 | │ │本措置は土地区画整理事業の推進に寄与しており、都市再生及び地 |
| | 7 M M N | . ,, | | 域再生の推進に必要不可欠であるため、引き続き存続すべきである。 |
| | | | | |

| 13 | 前回の事前評価又は事後 | 平成 29 年8月(国交7) |
|----|-------------|----------------|
| | 評価の実施時期 | |